

A Study on the Cases of Conflict of Interest Issues at
Japanese Universities

大学における 利益相反問題の 具体的事例に関する 調査研究

新谷 由紀子 / 菊本 虔

(筑波大学)

2021年11月

はじめに

産学連携を推進するに伴い、大学に利益相反問題が生じてくることは避けることができない。こうした大学での利益相反問題に対処するため、これまで文部科学省が主導して各大学における利益相反委員会の設置など利益相反マネジメントの体制が整備されてきたが、種々の調査研究等から、これらのマネジメントの実質が備わっていないことが明らかとなってきた。

利益相反委員会に関しては、利益相反の知識が十分でない者が委員に就任することも多く、また、通常数年の任期で交代してしまい、知識や経験が蓄積されないため委員が変わるごとに判断が変わってしまうおそれもある。また、会議の招集を待って対応していたのでは、増大する利益相反問題に迅速に対応できないという問題もある。

大学の利益相反マネジメントを実質的なものとするためには利益相反に関連した幅広い知識を持つ利益相反アドバイザーを養成・配置して安定的に対応することが効果的であり、利益相反アドバイザーを養成するためのカリキュラム及び教材に関する研究開発を進めることが喫緊の課題であるといえる。

このため、産学連携活動を活発に展開している国公私立大学 50 大学において無作為抽出した 500 人の教員及び各大学 1 名ずつの利益相反／産学連携担当の部課長／教員等 (50 人) を対象に、大学の産学連携活動等の現場で具体的にどのような利益相反事例が起きているのか等の調査を実施した。これにより、当該事例に係る利益相反問題を明確化して、利益相反アドバイザーに求められる知識と、対応に必要な技術・態度等を網羅的に整理し、それらをもとに最終的にはカリキュラム及び教材の開発を目指すことを目的としている。

本調査研究は、2021～2024 年度 JSPS 科研費 21K02649（研究課題名：大学の利益相反アドバイザー養成のためのカリキュラム及び教材に関する研究開発）の助成を受けて実施しているものである。

2021 年 11 月
筑波大学
新谷 由紀子
菊本 虔

大学における利益相反問題の具体的事例に関する調査研究

目 次

第1章 本調査研究の背景と目的	1
第2章 大学における利益相反問題の具体的事例に関する調査結果	3
第1節 調査の対象と方法	3
第2節 調査票回収状況と回答者の属性	5
第3節 調査結果の概要	8
1. 大学における利益相反問題の具体的事例について	8
2. 利益相反マネジメントに対する意見	49
第4節 調査結果のまとめ	51
第3章 おわりに	56

【資料編】

1. 「大学における利益相反問題の具体的事例に関する調査」アンケート集計結果	60
2. 調査票	91

第1章 本調査研究の背景と目的

日本では 1990 年代の半ば以降経済の活性化のため産学連携が政府主導の下に推進されてきた。それに伴い、企業の資金が大学に大量に流れ込み、利益相反問題への対処が緊急の課題となった。産学連携の推進とともに、利益相反マネジメント体制の整備に取り組む大学等が増加する一方で、最近になって、臨床研究について利益相反マネジメントを担う役割を持つ大学の利益相反委員会等が本来の機能を果たしていなかったケースが出現し、一般の国民にも大きな衝撃を与えた。すなわち、2013 年に至って、ノバルティスファーマ（株）の高血圧症治療薬バルサルタン（製品名ディオバン）の大学における臨床研究の結果に関してデータの人為的操作が指摘され、その後、複数の論文が撤回される事態となった事件である¹。日本学術会議も「我が国の臨床研究の信頼性を著しく失墜させる大事件²」と指摘した。

上記のような事件は、日本の大学において、利益相反マネジメントの体制整備はかなりの進展を見せてきたものの、その実質が伴っていなかったことを示している。

筆者が 2018 年に実施した 345 大学（2015 年度に民間企業と共同研究を実施したことのある大学）を対象にした調査（回答：159 大学）では、個人としての利益相反事例が生じたことがないとする大学が 83%を占めた³。また、同じく筆者が 2019 年に民間企業との共同研究件数上位 50 大学における 1,000 人の教員を対象に実施した調査（回答：303 人）では、利益相反マネジメント上の問題点として指摘のあった最も多い回答は「教員の利益相反に関する認識の程度が不十分（37%）」であった⁴。

産学連携を行えば必ずと言ってよいほど利益相反は生じるはずであり、大学の利益相反マネジメントを実質化するためには教職員の利益相反に関する認識の程度を上げる必要がある。そのためには、現場の教職員に利益相反に関連した何らかの疑問が生じた場合に迅速かつ的確に対応できる利益相反アドバイザーを養成することが効果的である。このため、本調査研究は利益相反アドバイザー養成のためのカリキュラムと教材を研究開発することを目的としている。

本年度においては、大学の産学連携活動等の現場の具体的な利益相反事例の調査を実施し、当該事例に係る利益相反問題を明確化して、利益相反アドバイザーに求められる知識と、対応に必要な技術・態度等を網羅的に整理し、それらをもとに最終的にはカリキュラム及び教材の開発を目指す。この目的のため、本書では、産学連携の典型例である共同研究の件数の多い大学の教職員を対象に利益相反に関する具体的事例を調査した結果を取りまとめた

¹ 厚生労働省高血圧症治療薬の臨床研究事案に関する検討委員会：高血圧症治療薬の臨床研究事案を踏まえた対応及び再発防止策について（報告書）（2014.4.11）

² 日本学術会議臨床医学委員会臨床研究分科会：提言 臨床研究にかかる利益相反（COI）マネジメントの意義と透明性確保について、p. iii（2013.12.20）

³ 新谷・菊本：大学における利益相反マネジメントの体制と運用に関する調査研究（2018.11）

⁴ 新谷・菊本：大学における利益相反マネジメントに関する教員の意識調査（2018.11）

いる。

第2章 大学における利益相反問題の具体的事例に関する調査結果

第1節 調査の対象と方法

大学における利益相反は産学連携活動において最も生じやすい。このため、2018年度に民間企業との共同研究件数が上位50大学の国公立大学において無作為抽出した教員500人及び各50大学1名ずつの利益相反／産学連携担当の部課長／教員等50人、計550人を調査対象とした。各大学における対象教員数は、各大学の教員総数⁵に応じて割り振った。このため、国立大学42校・440人、公立大学2校・12人、私立大学6校・48人、これに各大学の利益相反／産学連携担当の部課長／教員等50人を加え、合計50校、550人となった。調査対象大学及び無作為抽出した教員の人数は表2-1-1のとおりである（これに各大学の利益相反／産学連携担当の部課長／教員等50人が加えられる。）。

調査票（資料編参照）は、各大学の総務担当課宛てに郵送し、各教員への配付を依頼した。調査票記入後は、各教員に対して返信用封筒、E-mail 又は FAX のいずれかの手段による返送を依頼した。調査実施日は2021年6月14日、締切日は2021年7月15日とした。

⁵ 大学改革支援・学位授与機構「大学基本情報」2020（R2）参照
<https://portal.niad.ac.jp/ptrt/r02.html>

表 2-1-1 調査票配付対象大学及び無作為抽出教員の人数

No.	種別	大学名	人数
1	国立	北海道大学	20
2	国立	岩手大学	3
3	国立	東北大学	28
4	国立	山形大学	7
5	国立	茨城大学	5
6	国立	筑波大学	17
7	国立	群馬大学	7
8	国立	埼玉大学	4
9	国立	千葉大学	11
10	国立	東京大学	34
11	国立	東京医科歯科大学	8
12	国立	東京農工大学	3
13	国立	東京工業大学	9
14	国立	電気通信大学	3
15	国立	東京海洋大学	2
16	国立	横浜国立大学	5
17	国立	新潟大学	13
18	国立	長岡技術科学大学	2
19	国立	富山大学	7
20	国立	金沢大学	9
21	国立	福井大学	6
22	国立	信州大学	9
23	国立	岐阜大学	7
24	国立	静岡大学	6
25	国立	名古屋大学	20
26	国立	名古屋工業大学	3
27	国立	豊橋技術科学大学	2
28	国立	三重大学	7
29	国立	京都大学	30
30	国立	大阪大学	29
31	国立	神戸大学	14
32	国立	鳥取大学	7
33	国立	岡山大学	13
34	国立	広島大学	16
35	国立	山口大学	8
36	国立	徳島大学	8
37	国立	愛媛大学	7
38	国立	九州大学	21
39	国立	九州工業大学	3
40	国立	長崎大学	10
41	国立	熊本大学	7
42	国立	鹿児島大学	10
43	公立	大阪市立大学	6
44	公立	大阪府立大学	6
45	私立	慶應義塾大学	11
46	私立	芝浦工業大学	3
47	私立	東京理科大学	7
48	私立	早稲田大学	18
49	私立	金沢工業大学	3
50	私立	関西大学	6
計			500

第2節 調査票回収状況と回答者の属性

2018年度の民間企業との共同研究件数が上位50大学において無作為抽出した国公私立大学教員500人及び利益相反／産学連携担当の部課長／教員等(以下「担当部署」という。)50人を調査対象としたアンケート調査の回収状況は表2-2-1のとおりである。回答率は、教員が23%、担当部署が40%、全体で25%であった。

また、回答者の専門分野は表2-2-2の65項目の中から選択してもらった。専門分野に関する質問については、2018年度科学研究費助成事業の審査区分表⁶の分類を使用している。同区分表では65項目をA～Kの11項目に分類しているが、11の分類の見出しは筆者がわかりやすいように付した名称である。回答結果を示したものが図2-2-1～2-2-3である。全体では、「I.医学系」(29%)、「A.人文社会系」(16%)、「C.力学・土木系」(13%)の順が多かった(図2-2-1)。担当部署には教員が4人含まれていたため、当該4人について専門分野の記載があった。このため、担当部署以外の教員の専門分野を図2-2-2に、担当部署の教員の専門分野を図2-2-3に示した。

表 2-2-1 調査票回収状況

対象	対象大学数	対象者数			回答数					
		対象教員数	長／教員等	対象利益相反／産学連携担当の部課	合計	教員		教員等 当の部課長／ 対象利益相反 ／産学連携担	合計	
						回答数	回答率		回答数	回答率
国立大学	42	440	42	482	115	26.14%	18	42.86%	133	27.65%
公立大学	2	12	2	14	1	8.33%	0	0.00%	1	7.74%
私立大学	6	48	6	54	2	4.17%	2	33.33%	4	7.48%
合計	50	500	50	550	118	23.60%	20	40.00%	138	25.16%

⁶ 以下の URL には 65 項目についてさらに詳細な内訳があり、質問紙には参照先として示している。ただし、下記 URL の大区分 D 及び I に記載のある「中区分 90：人間医工学およびその関連分野」については、質問紙上は「D 応用物理・工学系」の「32.人間医工学等」の 1 項目のみとした。

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/03_keikaku/data/h30/h30_beppyu2-3.pdf

表 2-2-2 専門分野表

A 人文社会系	1.思想、芸術等	C 力学・土木系	18.材料力学、生産工学、設計工学等	無機化学系	35.無機・錯体化学、分析化学等	医学系	52.ブレインサイエンス等
	2.文学、言語学等		19.流体工学、熱工学等		36.高分子、有機材料等		53.内科学一般等
	3.歴史学、考古学、博物館学等		20.機械力学、ロボティクス等		37.無機材料化学、エネルギー関連化学等		54.器官システム内科学等
	4.地理学、文化人類学、民俗学等		21.電気電子工学等		38.生体分子化学等		55.生体情報内科学等
	5.法学等		22.土木工学等	F 農芸獣医学系	39.農芸化学等		56.恒常性維持器官の外科学等
	6.政治学等		23.建築学等		40.生産環境農学等	57.生体機能および感覚に関する外科学等	
	7.経済学、経営学等		24.航空宇宙工学、船舶海洋工学等		41.森林圏科学、水圏応用科学等	58.口腔科学等	
	8.社会学等		25.社会システム工学、安全工学、防災工学等		42.社会経済農学、農業工学等	59.社会医学、看護学等	
	9.教育学等		26.材料工学等		43.獣医学、畜産学等	60.スポーツ科学、体育、健康科学等	
	10.心理学等	27.化学工学等	G 生物学系		44.分子レベルから細胞レベルの生物学等	61.情報科学、情報工学等	
B 数理物質系	11.代数学、幾何学等	28.ナノマイクロ科学等		45.細胞レベルから個体レベルの生物学等	J 情報系	62.人間情報学等	
	12.解析学、応用数学等	29.応用物理物性等		46.個体レベルから集団レベルの生物学と人類学等		63.応用情報学等	
	13.物性物理学等	30.応用物理工学等	47.神経科学等	K 環境評価・対策系	64.環境解析評価等		
	14.プラズマ学等	31.原子力工学、地球資源工学、エネルギー学等	H 薬学系		48.薬学等	65.環境保全対策等	
	15.素粒子、原子核、宇宙物理学等	32.人間医工学等			49.生体の構造と機能等		
	16.天文学等	E 有機	33.物理化学、機能物性化学等	I	50.病理病態学、感染・免疫学等		
	17.地球惑星科学等		34.有機化学等		51.腫瘍学等		

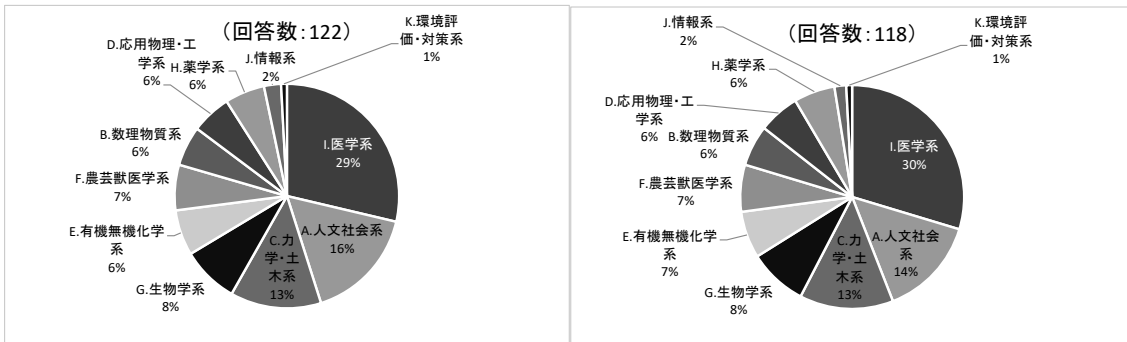


図 2-2-1 回答者の専門分野 (全体)

図 2-2-2 回答者の専門分野 (教員)

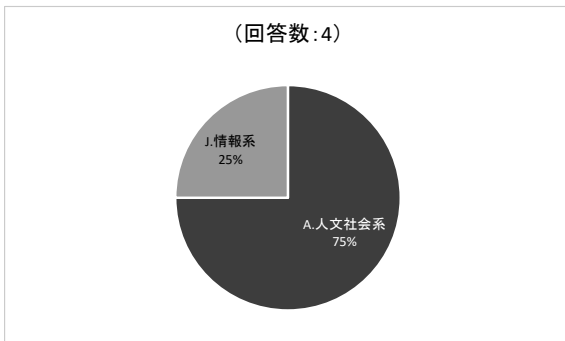


図 2-2-3 回答者の専門分野 (担当部署)

注) 担当部署の回答者には教員等も 4 人含まれており、図 2-2-1 の母数については教員の回答数 118 人に当該 4 人を加えている。

回答者のうち教員の職名は図 2-2-4 のとおりである。全体では教授、准教授、助教がいずれも 31%で、講師が 7%であった。

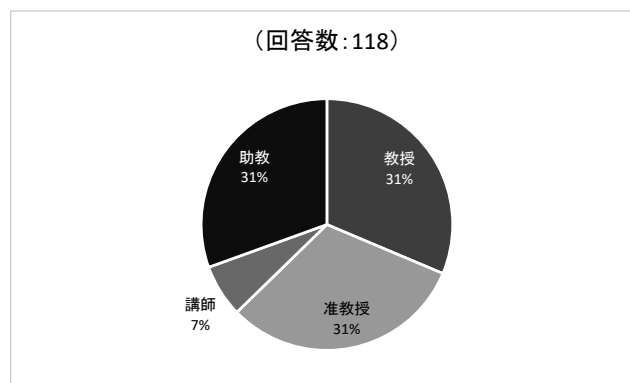


図 2-2-4 教員の職名 (教員)

第3節 調査結果の概要

1. 大学における利益相反問題の具体的事例について

「以下の1～13の利益相反に関する事例の中で、当事者として類似の経験がある場合（以下の表の「経験」の欄）や、自らが直接経験したものでなくとも学内等で類似の事例を見聞きした場合（以下の表の「見聞」の欄）には該当欄に☑印を入れてください（両方に☑印を入れても結構です。）。また、当該事例項目に関して記載事例以外の経験／見聞や疑問点等がありましたら、「その他」の欄に具体的に記入してください。」とし、13項目61件の大学における利益相反問題の事例を挙げ、かつ、13項目それぞれに「その他」として具体的事例の記載欄を設けて、当事者としての類似の経験及び学内等での類似の事例の見聞についてたずねた。

(1) 大学発ベンチャーの事例

「教員が株式を保有し又は役員を兼業している大学発ベンチャーについて」として、「(1)大学で教員自身が当該ベンチャーから製品を購入」、「(2)教員自身を大学側の研究担当者として当該ベンチャーと共同研究を実施」、「(3)大学で教員自身が当該ベンチャーに業務を委託」、「(4)当該ベンチャーから教員の研究室に研究員の派遣を求める」の四つの事例を記載して「経験」と「見聞」のチェックを求め、「(5)その他（具体的に記入してください）」には当該チェックのほかに具体的な記載を求めた。この結果は図2-3-1～2-3-3のとおりとなった。

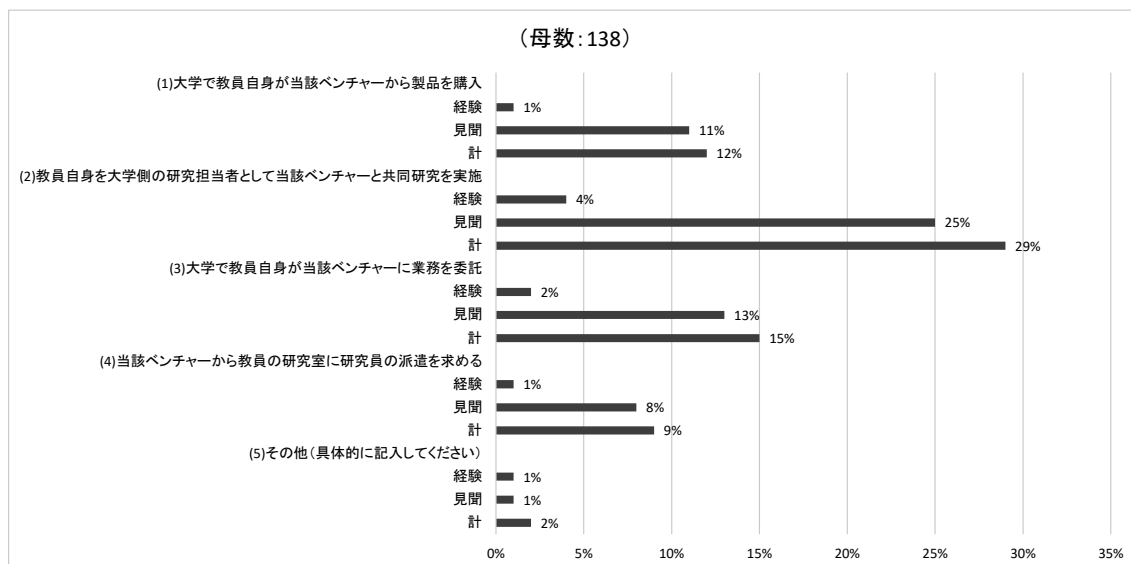


図2-3-1 教員が株式を保有し又は役員を兼業している大学発ベンチャーについて
(全体)

注)「計」は「経験」と「見聞」の合計件数を母数(図2-3-1の場合は138)で除したものである。

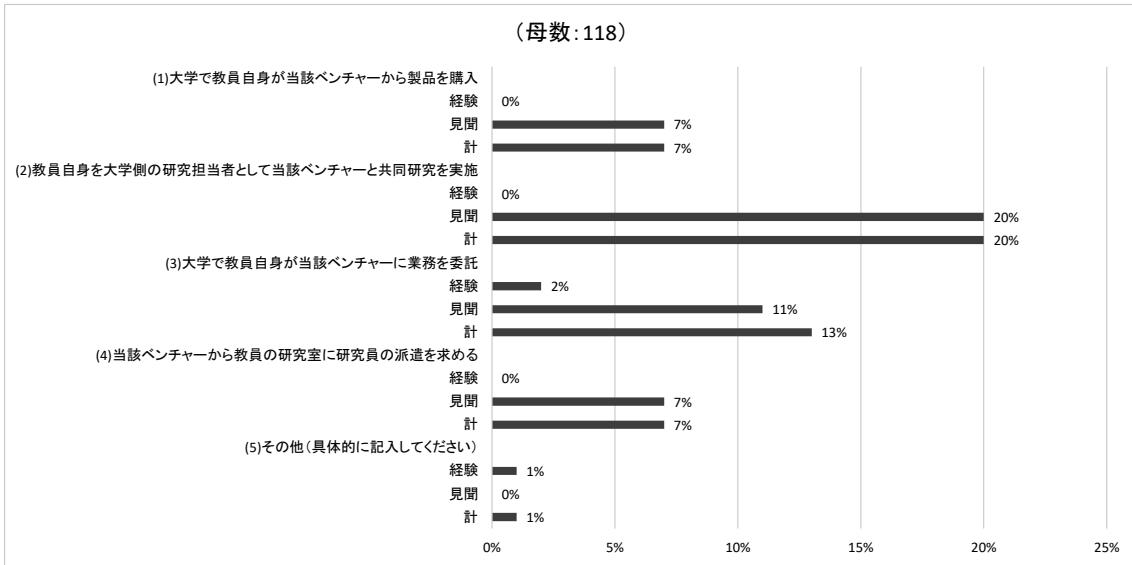


図 2-3-2 教員が株式を保有し又は役員を兼業している大学発ベンチャーについて
(教員)

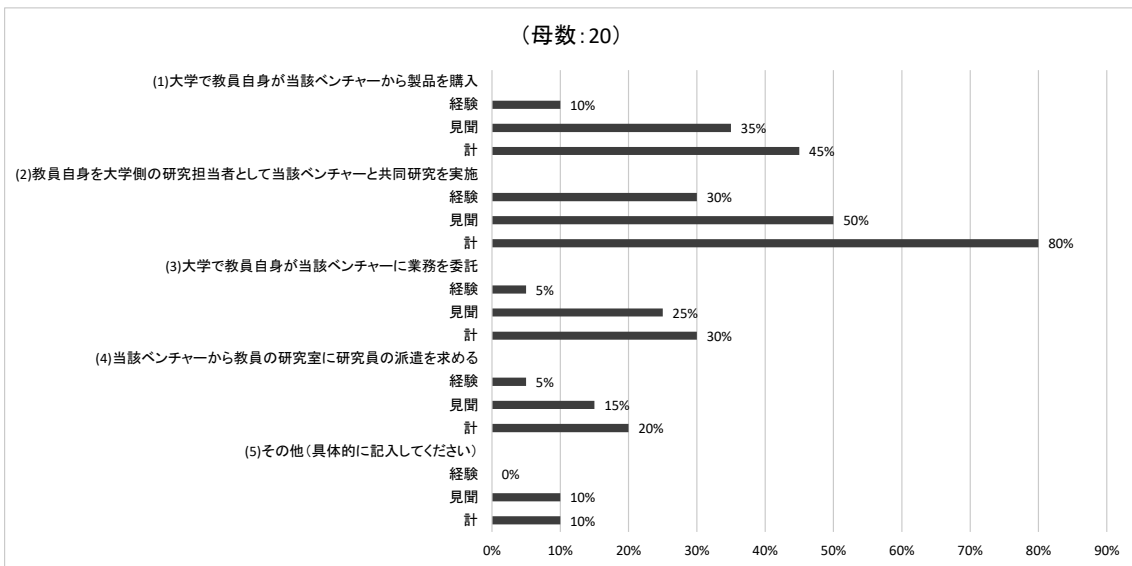


図 2-3-3 教員が株式を保有し又は役員を兼業している大学発ベンチャーについて
(担当部署)

大学発ベンチャーにかかわる利益相反の事例のうち全体で最も多かったのは、「(2)教員自身を大学側の研究担当者として当該ベンチャーと共同研究を実施」で、経験が 4%、見聞が 25%、合計 29%となった(図 2-3-1)。次に多かったのが「(3)大学で教員自身が当該ベンチャーに業務を委託」で、経験が 2%、見聞が 13%、合計 15%であった。3番目に多かったのは、「(1)大学で教員自身が当該ベンチャーから製品を購入」で、経験が 1%、見聞が 11%、合計 12%となった。教員の回答で最も多かったものは、「(2)教員自身を大学側の研究担当

者として当該ベンチャーと共同研究を実施」(経験 0%、見聞 20%、合計 20%) で、2 番目が「(3)大学で教員自身が当該ベンチャーに業務を委託」(経験 2%、見聞 11%、合計 13%)、3 番目は「(1)大学で教員自身が当該ベンチャーから製品を購入」(経験 0%、見聞 7%、合計 7%) と「(4)当該ベンチャーから教員の研究室に研究員の派遣を求める」(経験 0%、見聞 7%、合計 7%) が同値となった(図 2-3-2)。担当部署の回答では、1 番目が「(2)教員自身を大学側の研究担当者として当該ベンチャーと共同研究を実施」(経験 30%、見聞 50%、合計 80%)、2 番目が「(1)大学で教員自身が当該ベンチャーから製品を購入」(経験 10%、見聞 35%、合計 45%)、3 番目は「(3)大学で教員自身が当該ベンチャーに業務を委託」(経験 5%、見聞 25%、合計 30%) であった(図 2-3-3)。全体に大学発ベンチャーの関係する事例では共同研究の問題が最も多く存在し、次いで大学への役務・物品提供の契約関係の問題が生じることが多いことが判明した。また、教員においては大学への研究員の派遣の事例も大学発ベンチャーからの製品購入の事例と同程度見聞されている。

(2) 大学の名称使用の事例

「大学と共同研究(受託研究)をした企業からの申出について」として、「(1)大学と共同開発した健康食品や健康器具(雑貨)の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた」、「(2)大学と共同開発した上記(1)以外の製品の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた」、「(3)大学が効果検証した健康食品や健康器具(雑貨)の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた」、「(4)大学が効果検証した上記(3)以外の製品の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた」、「(5)大学と共同研究実施中に大学名称を使用した宣伝をしたいと申出が企業からあった」、「(6)共同研究の成果である製品に「〇〇大学△△教授監修」を使用したいと申出が企業からあった」の六つの事例を記載して「経験」と「見聞」のチェックを求め、「(7)その他(具体的に記入してください)」には当該チェックのほかに具体的な記載を求めた。この結果は図 2-3-4~2-3-6 のとおりとなった。

大学の名称使用にかかわる利益相反の事例のうち全体で最も多かったのは、「(1)大学と共同開発した健康食品や健康器具(雑貨)の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた」で、経験が 4%、見聞が 13%、合計 17%となった(図 2-3-4)。次に多かったのが「(3)大学が効果検証した健康食品や健康器具(雑貨)の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた」(経験 4%、見聞 12%、合計 16%) で、3 番目は、「(2)大学と共同開発した上記(1)以外の製品の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた」(経験 6%、見聞 8%、合計 14%) と「(5)大学と共同研究実施中に大学名称を使用した宣伝をしたいと申出が企業からあった」(経験 6%、見聞 8%、合計 14%) が合計 14%と同値で並んだ。教員の回答でも同様の傾向であり、上位 3 位の順も同じで、「(1)大学と共同開発した健康食品や健康器具(雑貨)の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた」(経験 3%、見聞 12%、合計 14%) が最も多く、次いで「(3)大学が効果検証した健康食品や健康器具(雑貨)の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた」(経験 2%、見聞 11%、合計 13%)、3 番目に

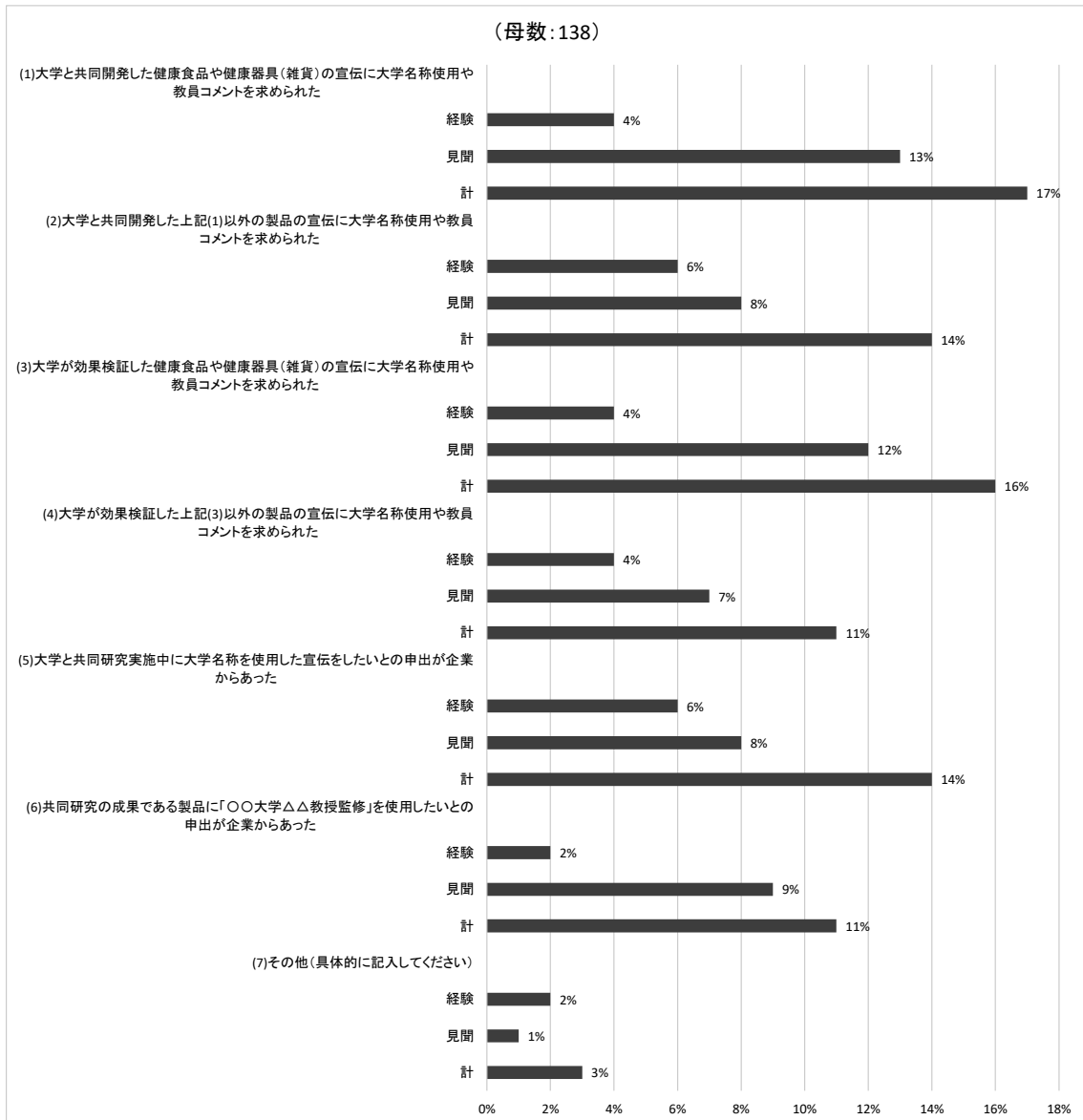


図 2-3-4 大学と共同研究(受託研究)をした企業からの申出について(全体)

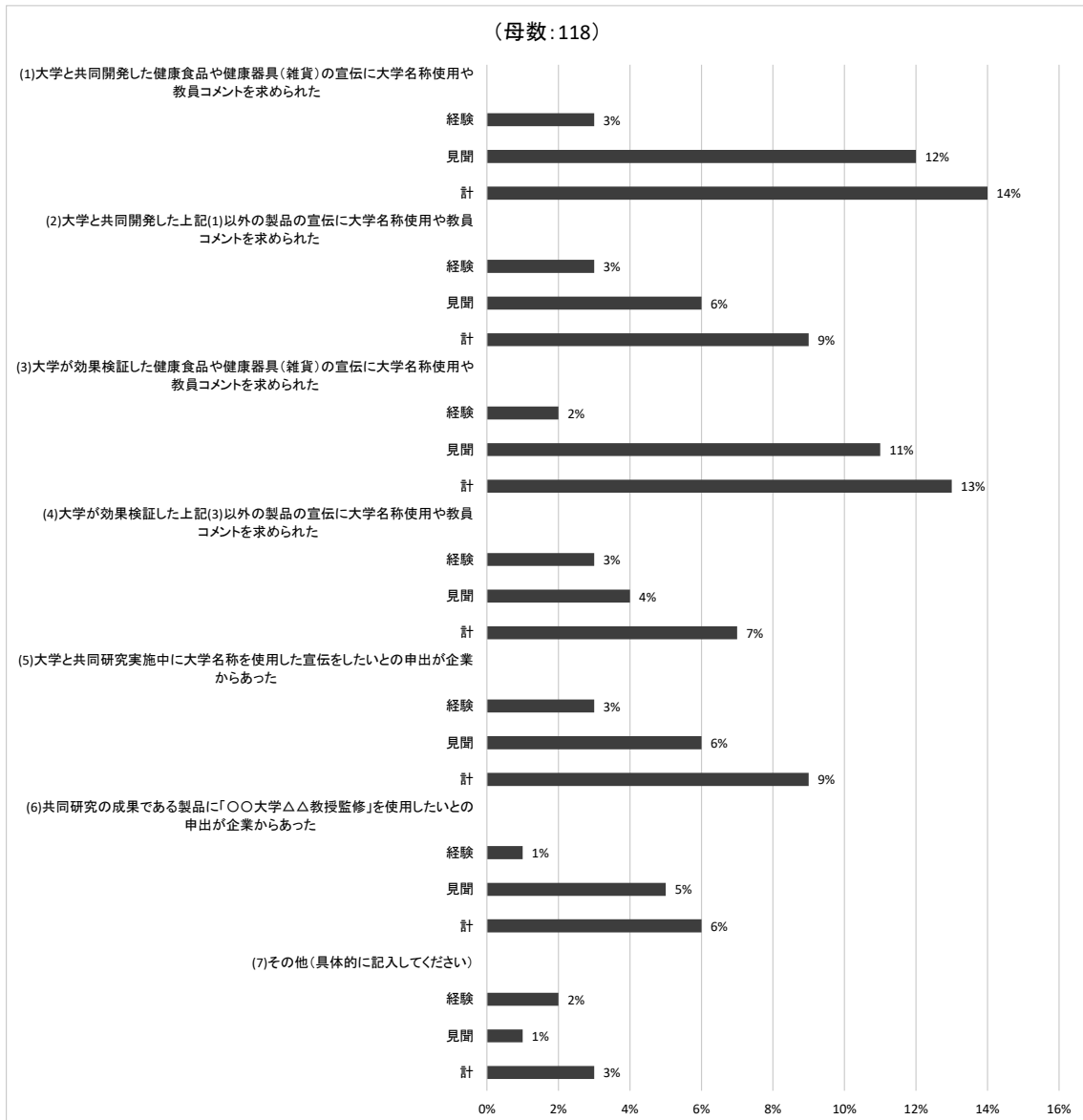


図 2-3-5 大学と共同研究（受託研究）をした企業からの申出について（教員）

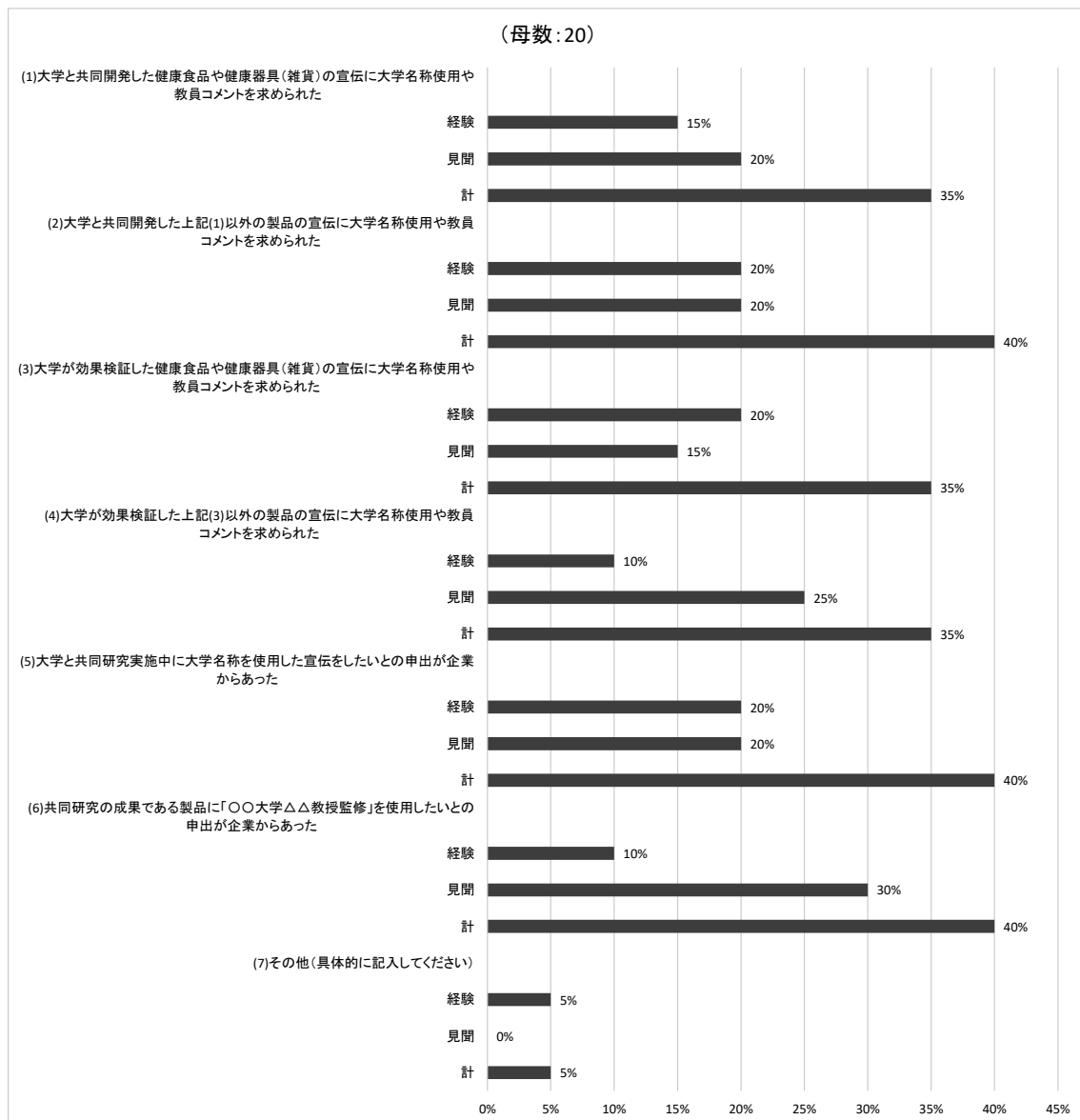


図 2-3-6 大学と共同研究（受託研究）をした企業からの申出について（担当部署）

「(2)大学と共同開発した上記(1)以外の製品の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた」(経験 3%、見聞 6%、合計 9%)と「(5)大学と共同研究実施中に大学名称を使用した宣伝をしたいとの申出が企業からあった」(経験 3%、見聞 6%、合計 9%)が並んだ(図 2-3-5)。担当部署の回答では、「(2)大学と共同開発した上記(1)以外の製品の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた」(経験 20%、見聞 20%、合計 40%)、「(5)大学と共同研究実施中に大学名称を使用した宣伝をしたいとの申出が企業からあった」(経験 20%、見聞 20%、合計 40%)、「(6)共同研究の成果である製品に「〇〇大学△△教授監修」を使用したいと申出が企業からあった」(経験 10%、見聞 30%、合計 40%)が並んで合計が 40%と最も高い割合となった(図 2-3-6)。「(1)大学と共同開発した健康食品や健康器具(雑貨)の

宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた」(経験 15%、見聞 20%、合計 35%)、
「(3)大学が効果検証した健康食品や健康器具(雑貨)の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた」(経験 20%、見聞 15%、合計 35%)、「(4)大学が効果検証した上記(3)以外の製品の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた」(経験 10%、見聞 25%、合計 35%)も合計 35%と次いで多かった。全体に大学の名称使用の事例では、とりわけ健康食品や健康器具(雑貨)の宣伝において大学の名称使用や教員のコメントが求められるケースが多いことが判明した。担当部署においては様々な案件が寄せられることが推測されるが、健康食品や健康器具(雑貨)以外の事例で大学の名称使用や教員のコメントを求められるような幅広い情報を把握していることが多いものと考えられる。また、「(7)その他(具体的に記入してください)」に回答のあったもののうち、申出のないまま大学名称を用いて宣伝するといった事例もみられた(資料編参照)。

(3) 企業の宣伝への協力の事例

「企業の製品の宣伝に教員又は事務担当者が協力することについて」として、「(1)企業から製品宣伝用の動画に関連する教員の研究成果を取り上げ、当該教員にその監修と出演の依頼があった」、「(2)企業から製品宣伝用のために関連する分野の教員のコメント、顔写真の提供等の依頼があった」、「(3)イベント企画・制作会社から事務担当者にクライアントの商品を推奨してくれる教員の推薦、コメント及び顔写真の提供等の依頼があった」、「(4)複数の同分野の企業が学内で商品宣伝のための情報交流会を開催したい旨の提案があった」の四つの事例を記載して「経験」と「見聞」のチェックを求め、「(5)その他(具体的に記入してください)」には当該チェックのほかに具体的な記載を求めた。この結果は図 2-3-7~2-3-9 のとおりとなった。

企業の宣伝への協力にかかわる利益相反の事例のうち全体で最も多かったのは、「(2)企業から製品宣伝用のために関連する分野の教員のコメント、顔写真の提供等の依頼があった」で、経験が 4%、見聞が 12%、合計 16%となった(図 2-3-7)。次に多かったのが「(1)企業から製品宣伝用の動画に関連する教員の研究成果を取り上げ、当該教員にその監修と出演の依頼があった」(経験 1%、見聞 9%、合計 10%)で、3 番目は「(3)イベント企画・制作会社から事務担当者にクライアントの商品を推奨してくれる教員の推薦、コメント及び顔写真の提供等の依頼があった」(経験 1%、見聞 2%、合計 4% (5 件))となった。4 番目の「(4)複数の同分野の企業が学内で商品宣伝のための情報交流会を開催したい旨の提案があった」も、経験が 1%、見聞が 2%、合計 3% (4 件)で、合計は 3 番目とほとんどかわらなかった。教員の回答で最も多かったのは「(2)企業から製品宣伝用のために関連する分野の教員のコメント、顔写真の提供等の依頼があった」(経験 3%、見聞 8%、合計 12%)で、次いで「(1)企業から製品宣伝用の動画に関連する教員の研究成果を取り上げ、当該教員にその監修と出演の依頼があった」(経験 1%、見聞 8%、合計 8%)で、3 番目が「(4)複数の同分野の企業が学内で商品宣伝のための情報交流会を開催したい旨の提案があった」(経験

1%、見聞 2%、合計 3%)、4 番目が「(3)イベント企画・制作会社から事務担当者にクライアントの商品を推奨してくれる教員の推薦、コメント及び顔写真の提供等の依頼があった」(経験 1%、見聞 1%、合計 2%) の順で、全体とは 3 番目と 4 番目が逆転した(図 2-3-8)。担当部署の回答は全体と同じ傾向で、最も多かったのが「(2)企業から製品宣伝用のために関連する分野の教員のコメント、顔写真の提供等の依頼があった」(経験 5%、見聞 35%、合計 40%)、次いで「(1)企業から製品宣伝用の動画に関連する教員の研究成果を取り上げ、当該教員にその監修と出演の依頼があった」(経験 0%、見聞 20%、合計 20%)、3 番目が「(3)イベント企画・制作会社から事務担当者にクライアントの商品を推奨してくれる教員の推薦、コメント及び顔写真の提供等の依頼があった」(経験 5%、見聞 10%、合計 15%) となった(図 2-3-9)。全体に企業の製品宣伝のための教員のコメント・顔写真の提供等の事例が多い。

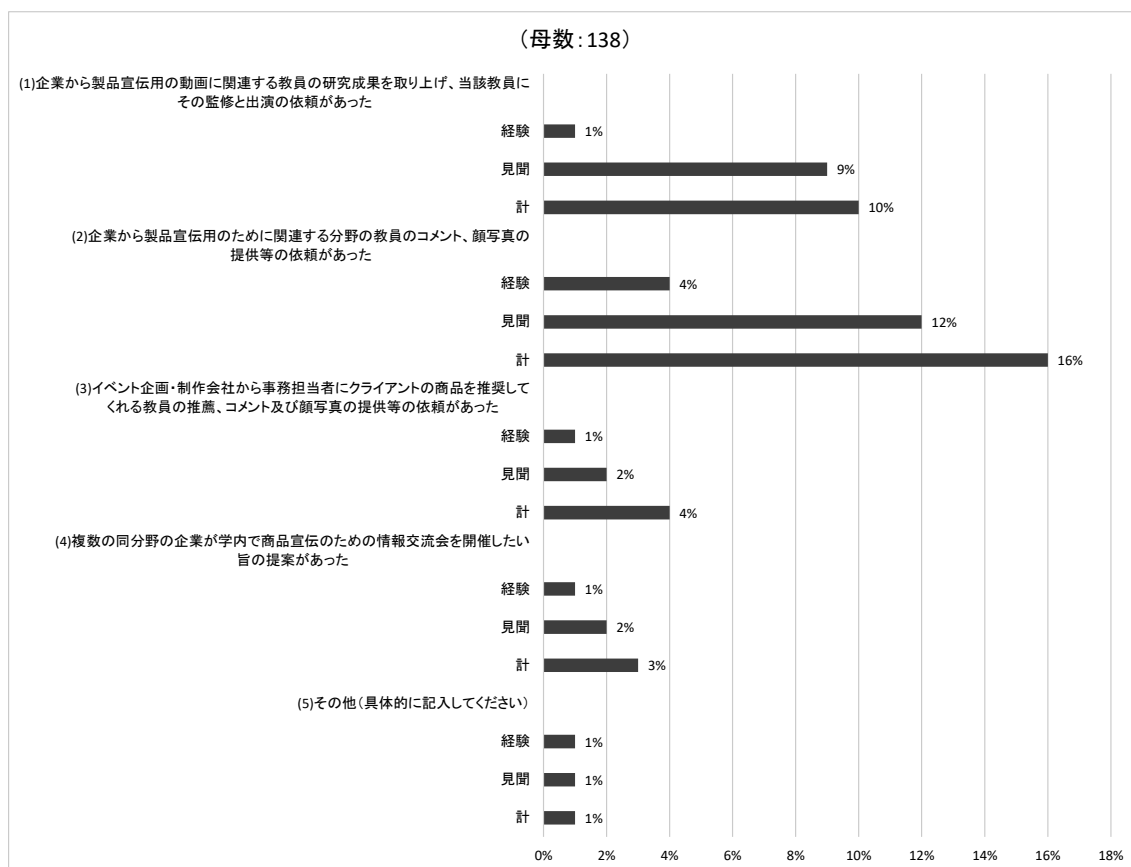


図 2-3-7 企業の製品の宣伝に教員又は事務担当者が協力することについて (全体)

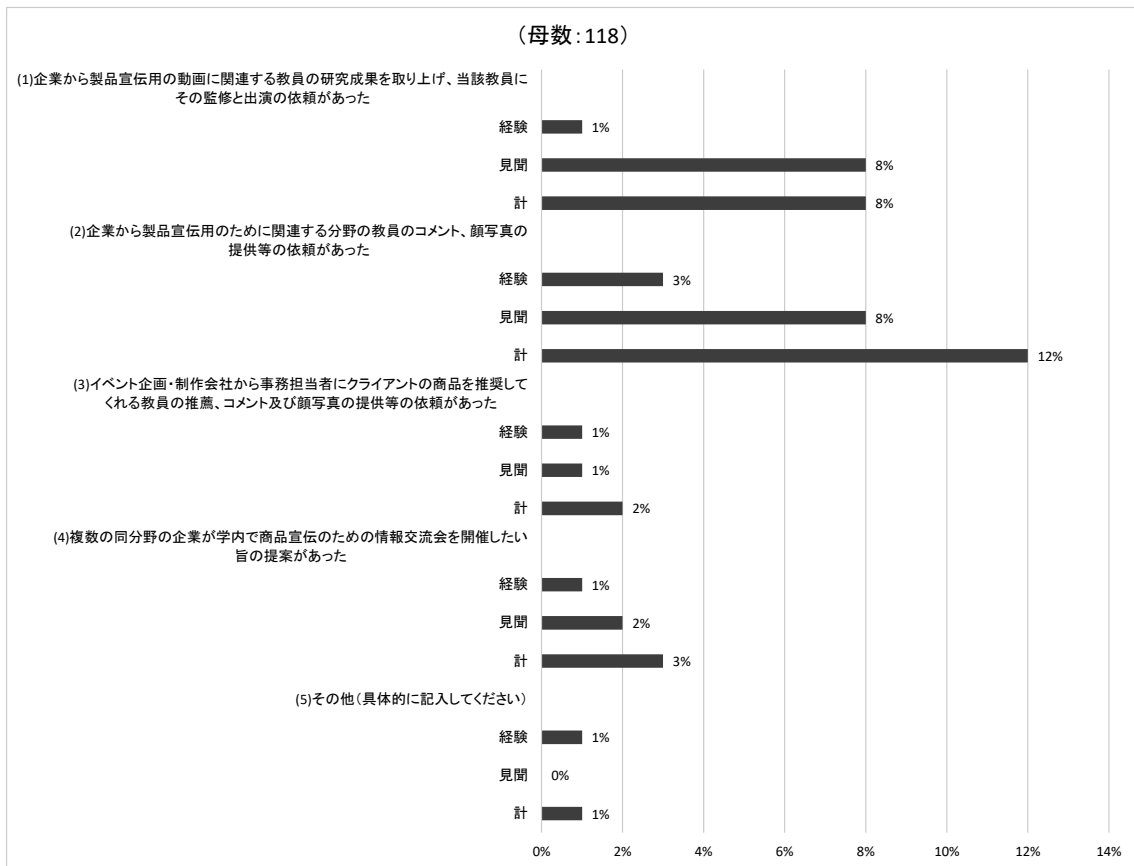


図 2-3-8 企業の製品の宣伝に教員又は事務担当者が協力することについて (教員)

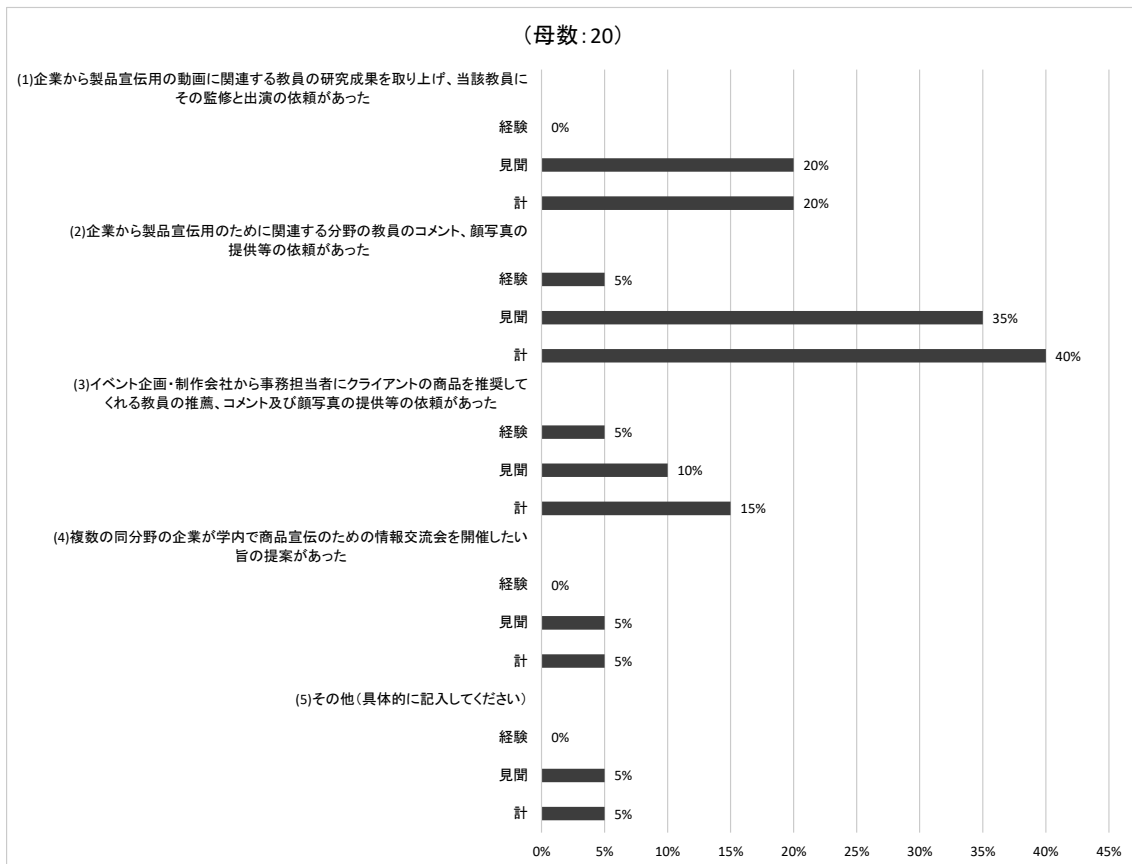


図 2-3-9 企業の製品の宣伝に教員又は事務担当者が協力することについて (担当部署)

(4) 企業からの寄附金、設備等の提供の事例

「企業から提供される寄附金、設備等について」として、「(1)数年間企業からの寄附金を受けて同社の製品の効果を研究してきたところ、同社からその製品の推薦文の依頼があった」、「(2)企業から大学の研究室に研究用機器の提供を受けていたところ、同社から利用実績として宣伝用チラシに大学名、研究室名、教員コメント等の掲載の依頼があった」、「(3)企業からの寄附金により研究を実施していたところ、同社から研究担当教員との覚書に基づきその研究成果の移転の依頼があった」、「(4)長年にわたり企業からの寄附金を受けていたところ、同社から講演と同社の出版物への寄稿の依頼があった」の四つの事例を記載して「経験」と「見聞」のチェックを求め、「(5)その他(具体的に記入してください)」には当該チェックのほかに具体的な記載を求めた。この結果は図 2-3-10～2-3-12 のとおりとなった。

企業からの寄附金、設備等の提供にかかわる利益相反の事例のうち全体で最も多かったのは、「(4)長年にわたり企業からの寄附金を受けていたところ、同社から講演と同社の出版物への寄稿の依頼があった」で、経験が 4%、見聞が 9%、合計 13%となった(図 2-3-10)。次に多かったのが「(1)数年間企業からの寄附金を受けて同社の製品の効果を研究してきたところ、同社からその製品の推薦文の依頼があった」(経験 0%、見聞 4%、合計 4%)と「(3)企業からの寄附金により研究を実施していたところ、同社から研究担当教員との覚書

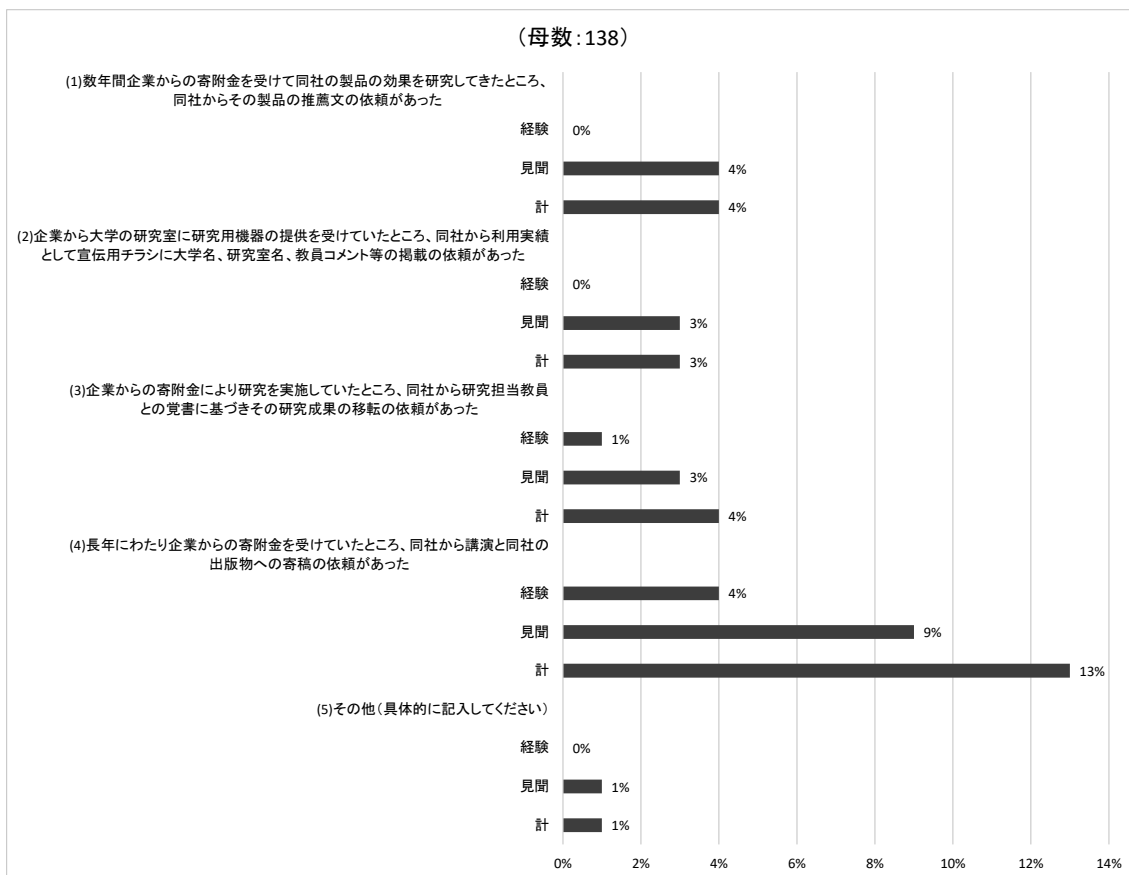


図 2-3-10 企業から提供される寄附金、設備等について (全体)

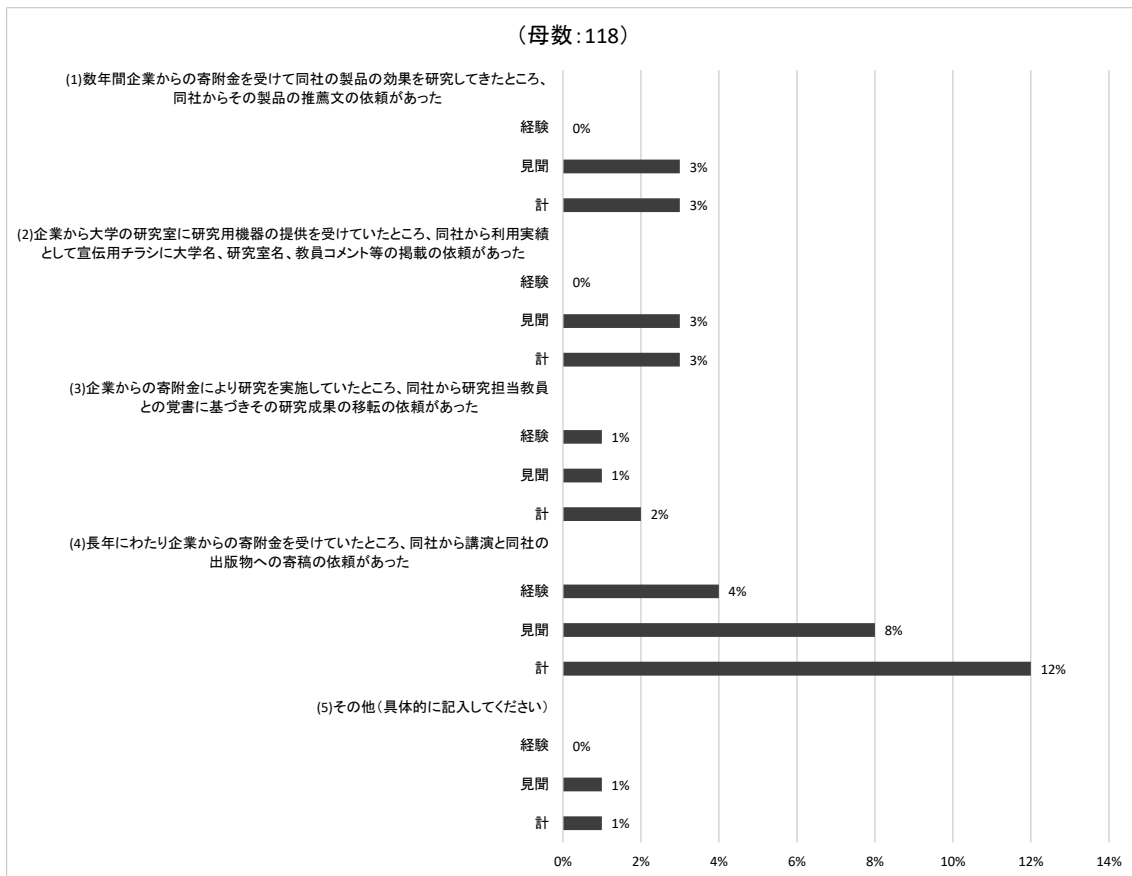


図 2-3-11 企業から提供される寄附金、設備等について (教員)

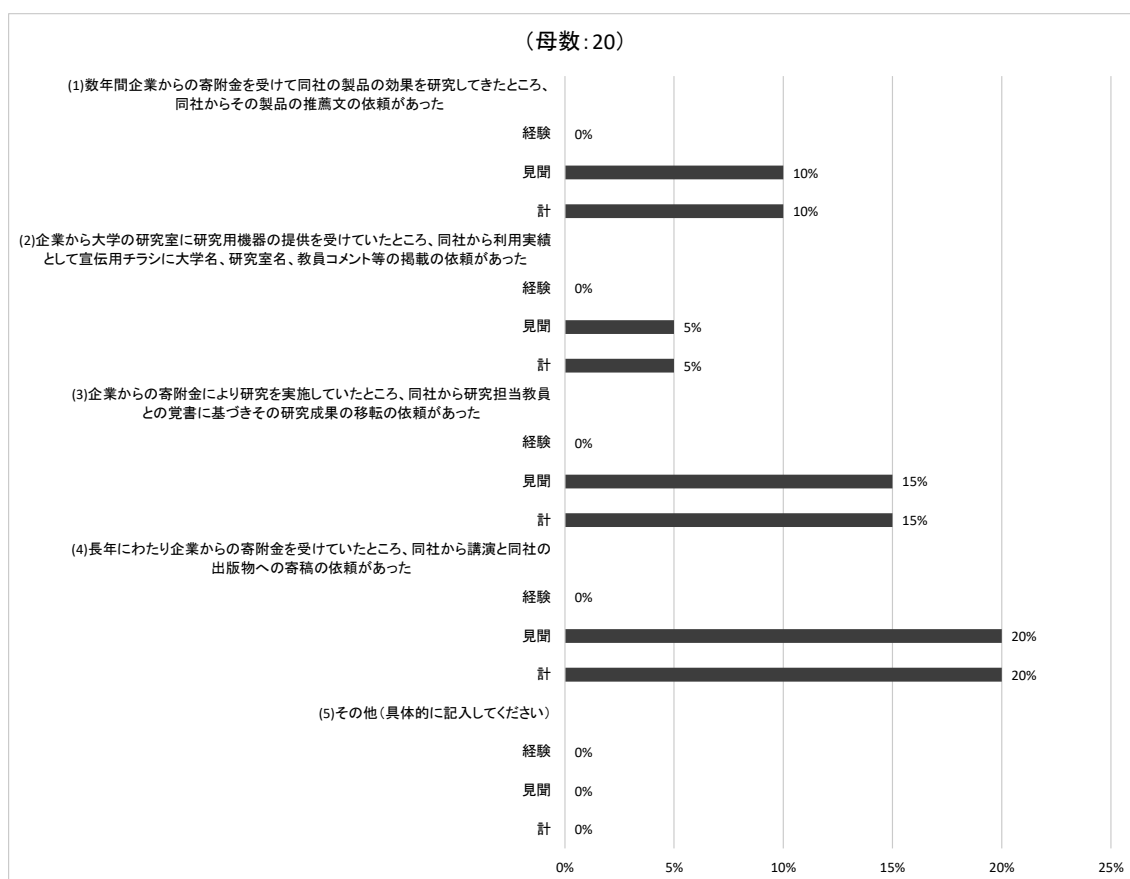


図 2-3-12 企業から提供される寄附金、設備等について (担当部署)

に基づきその研究成果の移転の依頼があった」(経験 1%、見聞 3%、合計 4%) が合計 4%と同値であった。4 番目の「(2)企業から大学の研究室に研究用機器の提供を受けていたところ、同社から利用実績として宣伝用チラシに大学名、研究室名、教員コメント等の掲載の依頼があった」も、経験が 0%、見聞が 3%、合計 3%とあまりかわらなかった。教員の回答も 1 番は全体の回答と同じ「(4)長年にわたり企業からの寄附金を受けていたところ、同社から講演と同社の出版物への寄稿の依頼があった」(経験 4%、見聞 8%、合計 12%)であったが、2 番目が「(1)数年間企業からの寄附金を受けて同社の製品の効果を研究してきたところ、同社からその製品の推薦文の依頼があった」(経験 0%、見聞 3%、合計 3%)と「(2)企業から大学の研究室に研究用機器の提供を受けていたところ、同社から利用実績として宣伝用チラシに大学名、研究室名、教員コメント等の掲載の依頼があった」(経験 0%、見聞 3%、合計 3%)で、同値となった(図 2-3-11)。4 番目の「(3)企業からの寄附金により研究を実施していたところ、同社から研究担当教員との覚書に基づきその研究成果の移転の依頼があった」(経験 1%、見聞 1%、合計 2%)も 3 番目とあまり値は変わらない。担当部署の回答は、最も多かった回答が全体と同じ「(4)長年にわたり企業からの寄附金を受けていたところ、同社から講演と同社の出版物への寄稿の依頼があった」(経験 0%、見聞 20%、合計 20%)であったが、2 番目に多かった回答が「(3)企業からの寄附金により研究を実施

していたところ、同社から研究担当教員との覚書に基づきその研究成果の移転の依頼があった」(経験 0%、見聞 15%、合計 15%) で、3 番目が「(1)数年間企業からの寄附金を受けて同社の製品の効果を研究してきたところ、同社からその製品の推薦文の依頼があった」(経験 0%、見聞 10%、合計 10%) であった(図 2-3-12)。全体に、寄附金の提供元の企業からは、講演や寄稿の依頼がある場合が多く、製品の推薦文や製品利用実績の公表による製品の宣伝の実施や研究成果の移転などの依頼も若干みられるという結果となった。

(5) 人を対象とする研究の事例

「人を対象とする研究や臨床研究法の適用を受ける臨床研究について」として、「(1)臨床研究法の適用を受ける研究について特定臨床研究に該当するかどうかよくわからない」、「(2)臨床研究法の適用を受ける研究の利益相反管理について研究者の所属機関の役割がよくわからない」、「(3)臨床研究法の適用を受ける研究の利益相反について厚労省の利益相反管理ガイダンスの基準に該当するかどうかよくわからない」、「(4)特定臨床研究以外の人を対象とする研究について研究計画の見直しをするべきかどうかの基準値(例えば寄附金や兼業報酬の金額など)をいくらとすればいいのかよくわからない」の四つの事例を記載して「経験」と「見聞」のチェックを求め、「(5)その他(具体的に記入してください)」には当該チェックのほかに具体的な記載を求めた。この結果は図 2-3-13～2-3-15 のとおりとなった。

人を対象とする研究にかかわる利益相反の事例のうち全体で最も多かったのは、「(1)臨床研究法の適用を受ける研究について特定臨床研究に該当するかどうかよくわからない」で、経験が 10%、見聞が 7%、合計 17%となった(図 2-3-13)。次に多かったのが「(4)特定臨床研究以外の人を対象とする研究について研究計画の見直しをするべきかどうかの基準値(例えば寄附金や兼業報酬の金額など)をいくらとすればいいのかよくわからない」(経験 7%、見聞 3%、合計 9%) で、3 番目は「(2)臨床研究法の適用を受ける研究の利益相反管理について研究者の所属機関の役割がよくわからない」(経験 5%、見聞 3%、合計 8% (11 件)) であった。4 番目の「(3)臨床研究法の適用を受ける研究の利益相反について厚労省の利益相反管理ガイダンスの基準に該当するかどうかよくわからない」(経験 4%、見聞 4%、合計 7% (10 件)) も、3 番目とほとんど割合は変わらなかった。教員の回答も全体の回答と同じ傾向で、最も多かった回答が「(1)臨床研究法の適用を受ける研究について特定臨床研究に該当するかどうかよくわからない」(経験 9%、見聞 4%、合計 14%)、2 番目が「(4)特定臨床研究以外の人を対象とする研究について研究計画の見直しをするべきかどうかの基準値(例えば寄附金や兼業報酬の金額など)をいくらとすればいいのかよくわからない」(経験 5%、見聞 3%、合計 8%)、3 番目が「(2)臨床研究法の適用を受ける研究の利益相反管理について研究者の所属機関の役割がよくわからない」(経験 5%、見聞 1%、合計 6%)、4 番目が「(3)臨床研究法の適用を受ける研究の利益相反について厚労省の利益相反管理ガイダンスの基準に該当するかどうかよくわからない」(経験 3%、見聞 2%、合計 5%) となった(図 2-3-14)。担当部署の回答は、最も多かった回答が全体と同じ「(1)臨床研究法の適

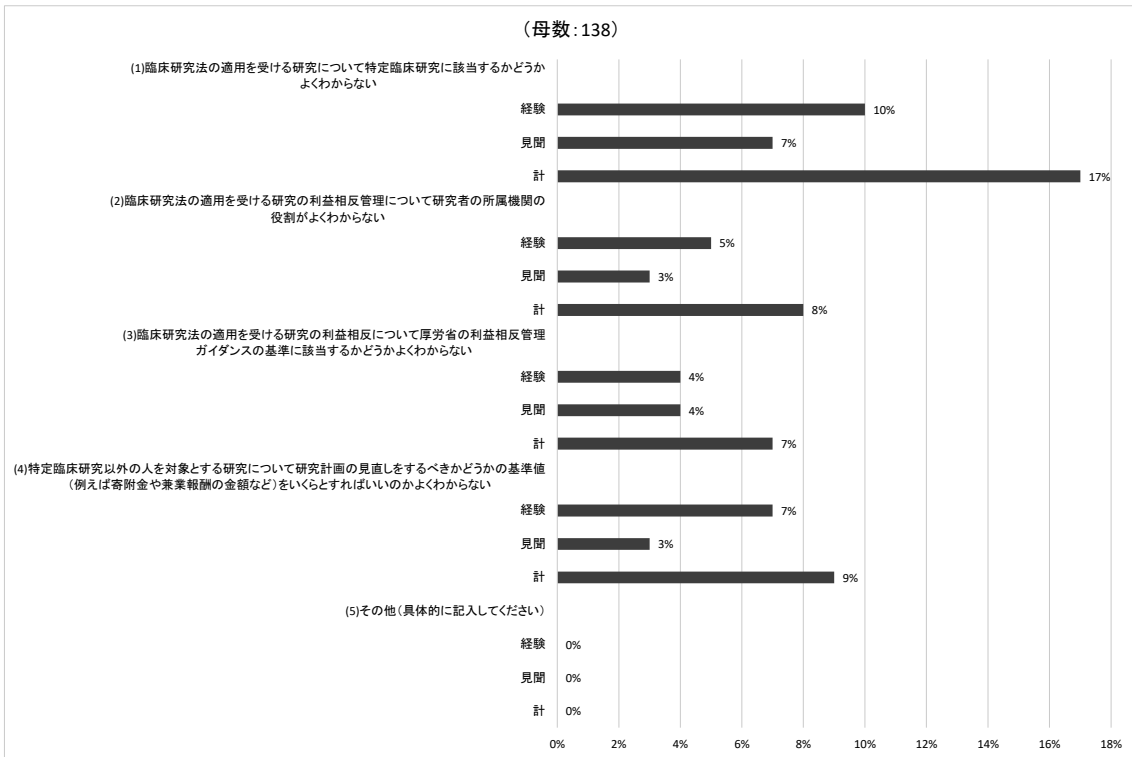


図 2-3-13 人を対象とする研究や臨床研究法の適用を受ける臨床研究について (全体)

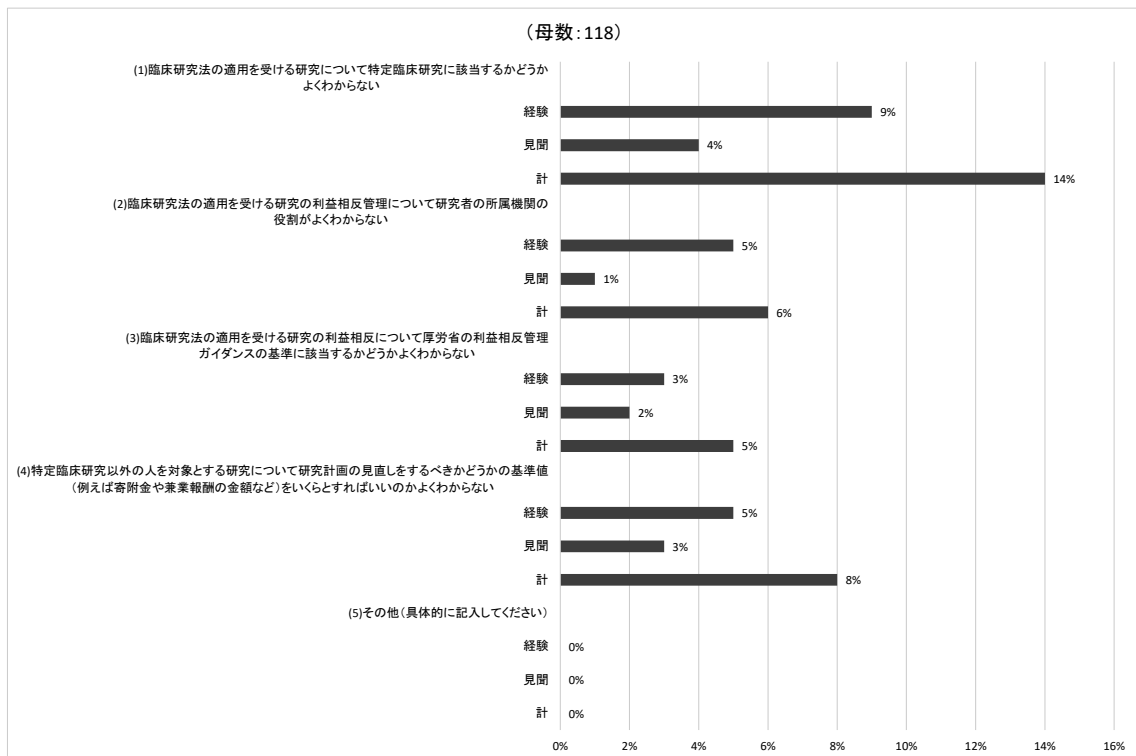


図 2-3-14 人を対象とする研究や臨床研究法の適用を受ける臨床研究について (教員)

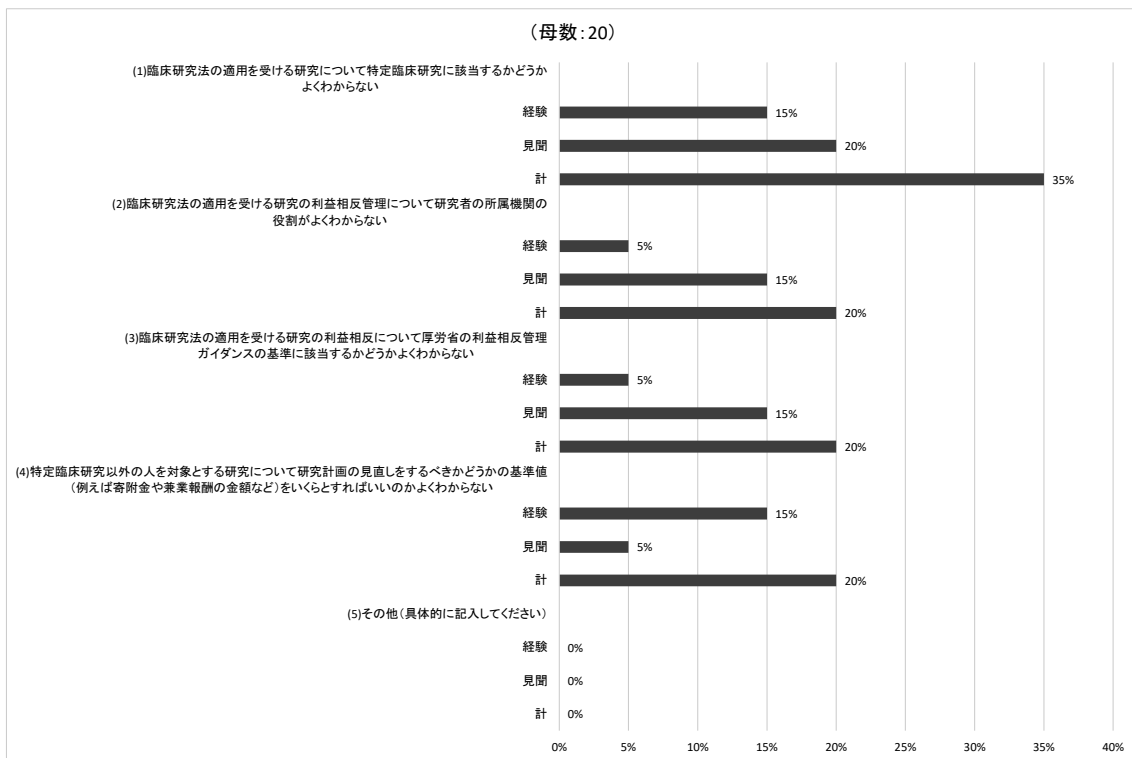


図 2-3-15 人を対象とする研究や臨床研究法の適用を受ける臨床研究について (担当部署)

用を受ける研究について特定臨床研究に該当するかどうかよくわからない」(経験 15%、見聞 20%、合計 35%)であったが、2 番目は「(2)臨床研究法の適用を受ける研究の利益相反管理について研究者の所属機関の役割がよくわからない」(経験 5%、見聞 15%、合計 20%)、「(3)臨床研究法の適用を受ける研究の利益相反について厚労省の利益相反管理ガイダンスの基準に該当するかどうかよくわからない」(経験 5%、見聞 15%、合計 20%)、「(4)特定臨床研究以外の人を対象とする研究について研究計画の見直しをするべきかどうかの基準値(例えば寄附金や兼業報酬の金額など)をいくらとすればいいのかよくわからない」(経験 15%、見聞 5%、合計 20%)の合計がすべて 20%と同値となった(図 2-3-15)。全体に、そもそも特定臨床研究の該当性への疑問が最も多く合計が 2 桁となった。また、臨床研究における利益相反マネジメントの基準や所属機関の役割に対する疑問も若干生じている。

(6) 兼業の事例

「教員が利害関係のある企業に兼業をすることについて」として、「(1)共同研究実施中の企業から技術コンサルタント等の就任の依頼があった」、「(2)高額の装置購入先企業から技術コンサルタント等の就任の依頼があった」、「(3)医薬品購入先の製薬会社から講演や原稿執筆の依頼があった」、「(4)寄附金提供企業から技術コンサルタント等の就任の依頼があった」の四つの事例を記載して「経験」と「見聞」のチェックを求め、「(5)その他(具体的に記入してください)」には当該チェックのほかに具体的な記載を求めた。この結果は図 2-3-

16～2-3-18 のとおりとなった。

兼業にかかわる利益相反の事例のうち全体で最も多かったのは、「(1)共同研究実施中の企業から技術コンサルタント等の就任の依頼があった」（経験 4%、見聞 12%、合計 17%）と「(3)医薬品購入先の製薬会社から講演や原稿執筆の依頼があった」（経験 9%、見聞 8%、合計 17%）で、合計が 17%と同値となった（図 2-3-16）。次に多かったのが「(4)寄附金提供企業から技術コンサルタント等の就任の依頼があった」（経験 2%、見聞 6%、合計 8%）であった。教員の回答は 1 番が「(3)医薬品購入先の製薬会社から講演や原稿執筆の依頼があった」（経験 9%、見聞 6%、合計 15%）で、2 番目が「(1)共同研究実施中の企業から技術コンサルタント等の就任の依頼があった」（経験 3%、見聞 9%、合計 12%）、3 番目が「(4)寄附金提供企業から技術コンサルタント等の就任の依頼があった」（経験 2%、見聞 3%、合計 5%）であった（図 2-3-17）。担当部署の回答は 1 番が「(1)共同研究実施中の企業から技術コンサルタント等の就任の依頼があった」（経験 15%、見聞 30%、合計 45%）で、2 番目が「(3)医薬品購入先の製薬会社から講演や原稿執筆の依頼があった」（経験 5%、見聞 20%、合計 25%）と「(4)寄附金提供企業から技術コンサルタント等の就任の依頼があった」（経験 5%、見聞 20%、合計 25%）で合計が 25%と同値であった（図 2-3-18）。全体に、共同研究先からの兼業依頼や購入先の製薬業者からの講演・原稿執筆依頼の事例は多いことが判明した。寄附提供元からの兼業依頼も若干みられる。

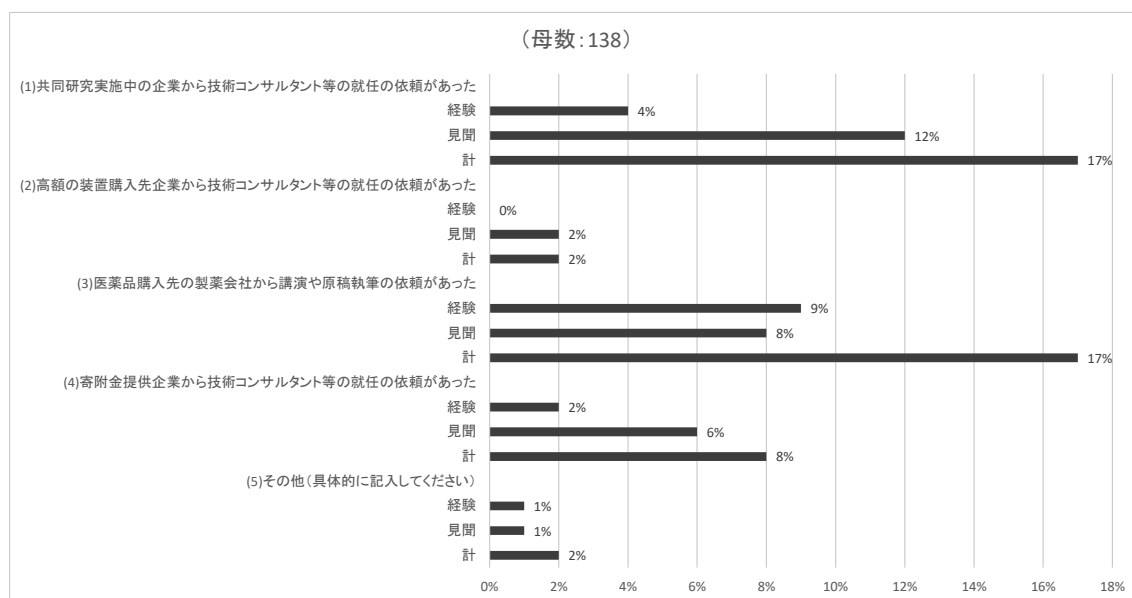


図 2-3-16 教員が利害関係のある企業に兼業をすることについて（全体）

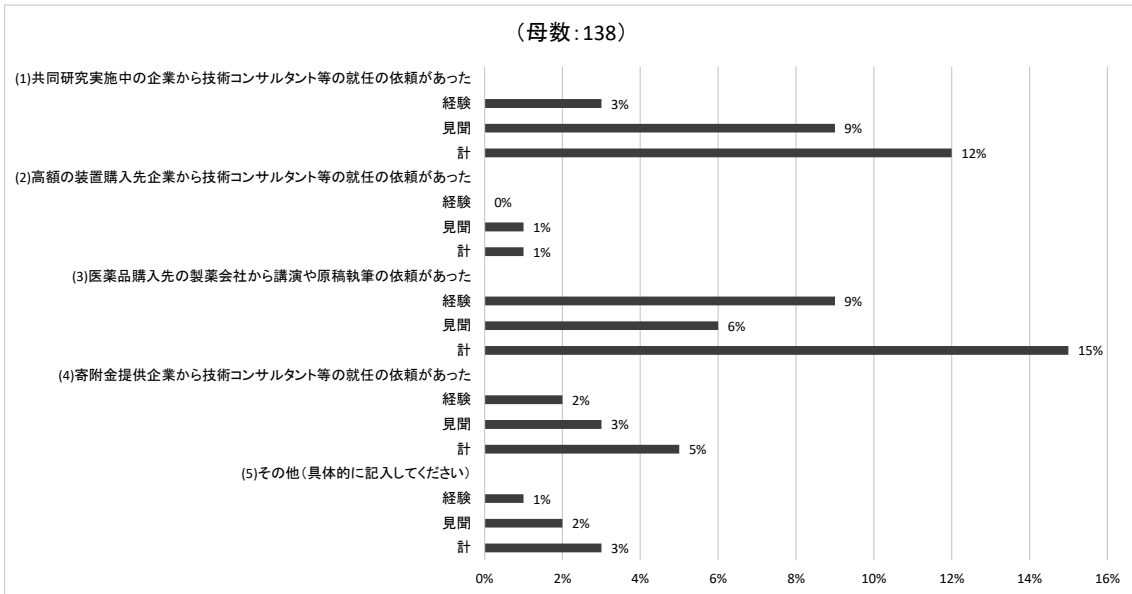


図 2-3-17 教員が利害関係のある企業に兼業をすることについて (教員)

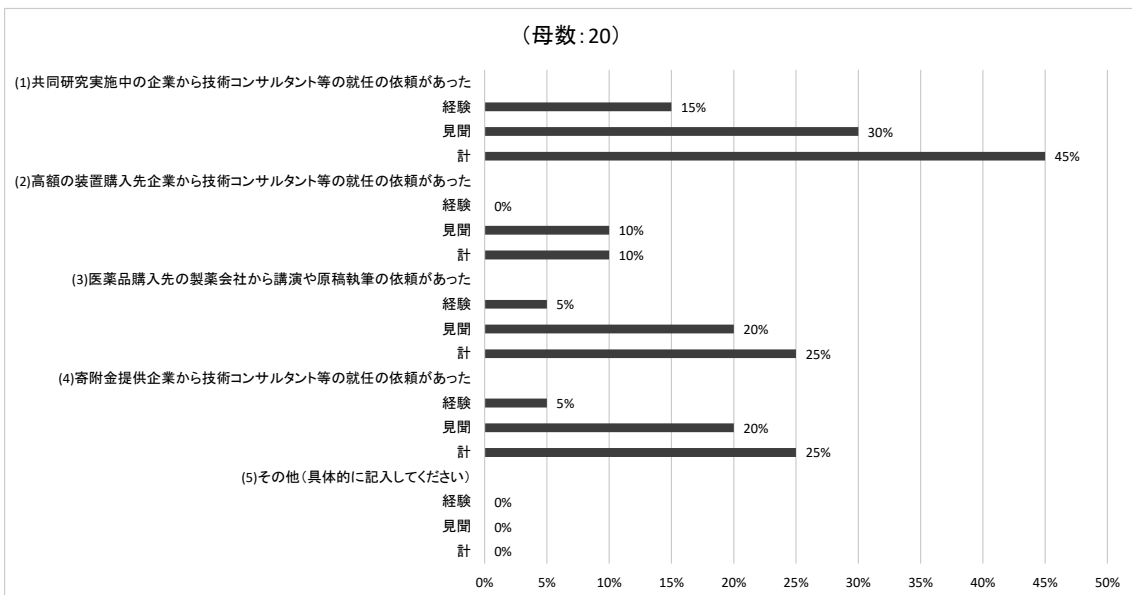


図 2-3-18 教員が利害関係のある企業に兼業をすることについて (担当部署)

(7) 知的財産の事例

「大学と企業が共同研究を行った結果生まれた知的財産について」として、「(1)教員の共同研究成果の論文発表に企業から延期の要請があった」、「(2)学生が関与した共同研究成果の論文発表に企業から延期の要請があった」、「(3)企業が技術移転契約なしに共同研究の成果である製品の宣伝に大学の名称を使用しようとした」、「(4)大学との共同研究成果であるのにも関わらず企業がそれを単独で特許出願しようとした」の四つの事例を記載して「経験」

と「見聞」のチェックを求め、「(5)その他（具体的に記入してください）」には当該チェックのほかに具体的な記載を求めた。この結果は図 2-3-19～2-3-21 のとおりとなった。

知的財産にかかわる利益相反の事例のうち全体で最も多かったのは、「(1)教員の共同研究成果の論文発表に企業から延期の要請があった」で、経験が 3%、見聞が 10%、合計 13% となった（図 2-3-19）。次に多かったのが「(2)学生が関与した共同研究成果の論文発表に企業から延期の要請があった」（経験 2%、見聞 7%、合計 9%）で、3 番目に多かったのが「(4)大学との共同研究成果であるのにも関わらず企業がそれを単独で特許出願しようとした」（経験 4%、見聞 3%、合計 7%）であった。教員の回答も全体と同じ傾向で、1 番が「(1)教員の共同研究成果の論文発表に企業から延期の要請があった」（経験 3%、見聞 8%、合計 11%）、2 番目が「(2)学生が関与した共同研究成果の論文発表に企業から延期の要請があった」（経験 3%、見聞 5%、合計 8%）、3 番目が「(4)大学との共同研究成果であるのにも関わらず企業がそれを単独で特許出願しようとした」（経験 2%、見聞 1%、合計 3%）であった（図 2-3-20）。担当部署の回答は、最も多かった回答が「(4)大学との共同研究成果であるのにも関わらず企業がそれを単独で特許出願しようとした」（経験 20%、見聞 15%、合計 35%）、2 番目に多かった回答が「(1)教員の共同研究成果の論文発表に企業から延期の要請があった」（経験 5%、見聞 20%、合計 25%）で、3 番目に「(2)学生が関与した共同研究成果の論文発表に企業から延期の要請があった」（経験 0%、見聞 20%、合計 20%）と「(3)企業が技術移転契約なしに共同研究の成果である製品の宣伝に大学の名称を使用しようとした」（経験 5%、見聞 15%、合計 20%）が並んだ（図 2-3-21）。全体に、企業からの論文発表の延長要請は教員・学生ともに多くみられ、企業が共同研究成果を単独で特許出願しようとするケースもしばしばみられる。実際に大学との共同研究成果を企業が単独で特許出願したケースも「(5)その他（具体的に記入してください）」の記載でみられた（資料編参照）。

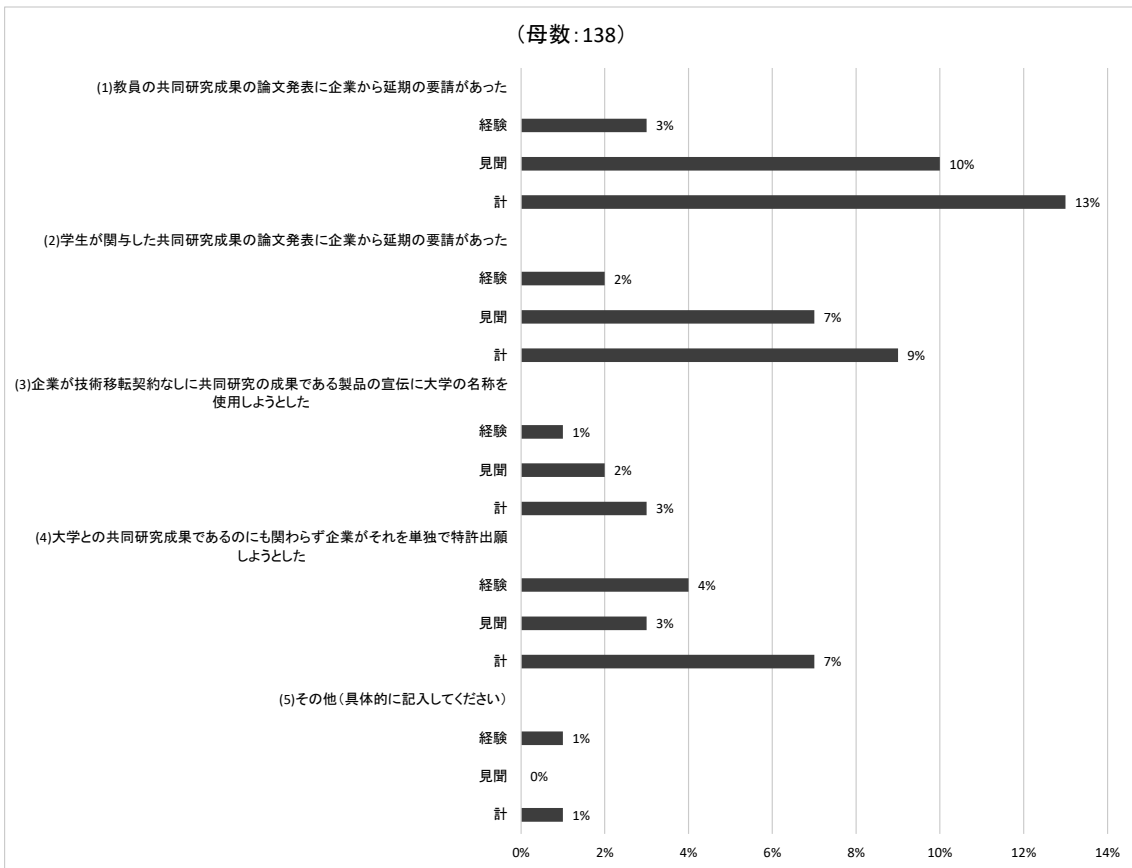


図 2-3-19 大学と企業が共同研究を行った結果生まれた知的財産について (全体)

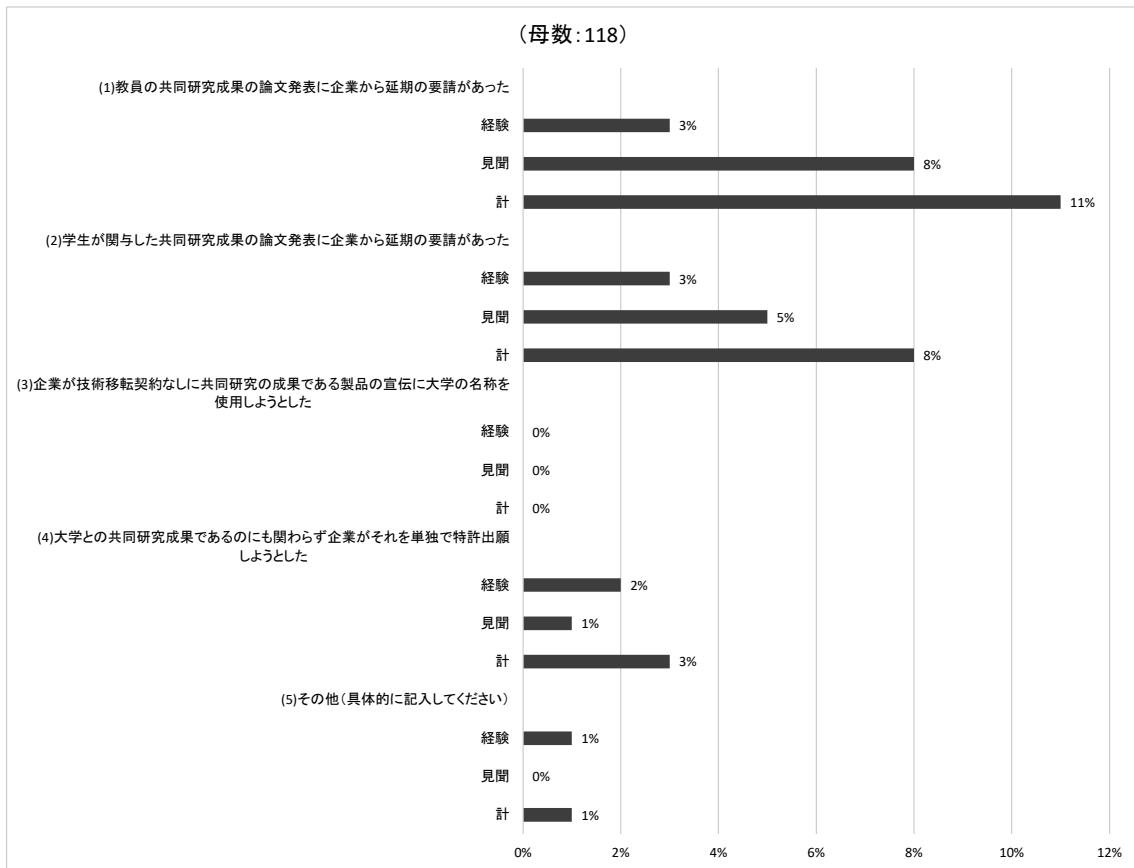


図 2-3-20 大学と企業が共同研究を行った結果生まれた知的財産について (教員)

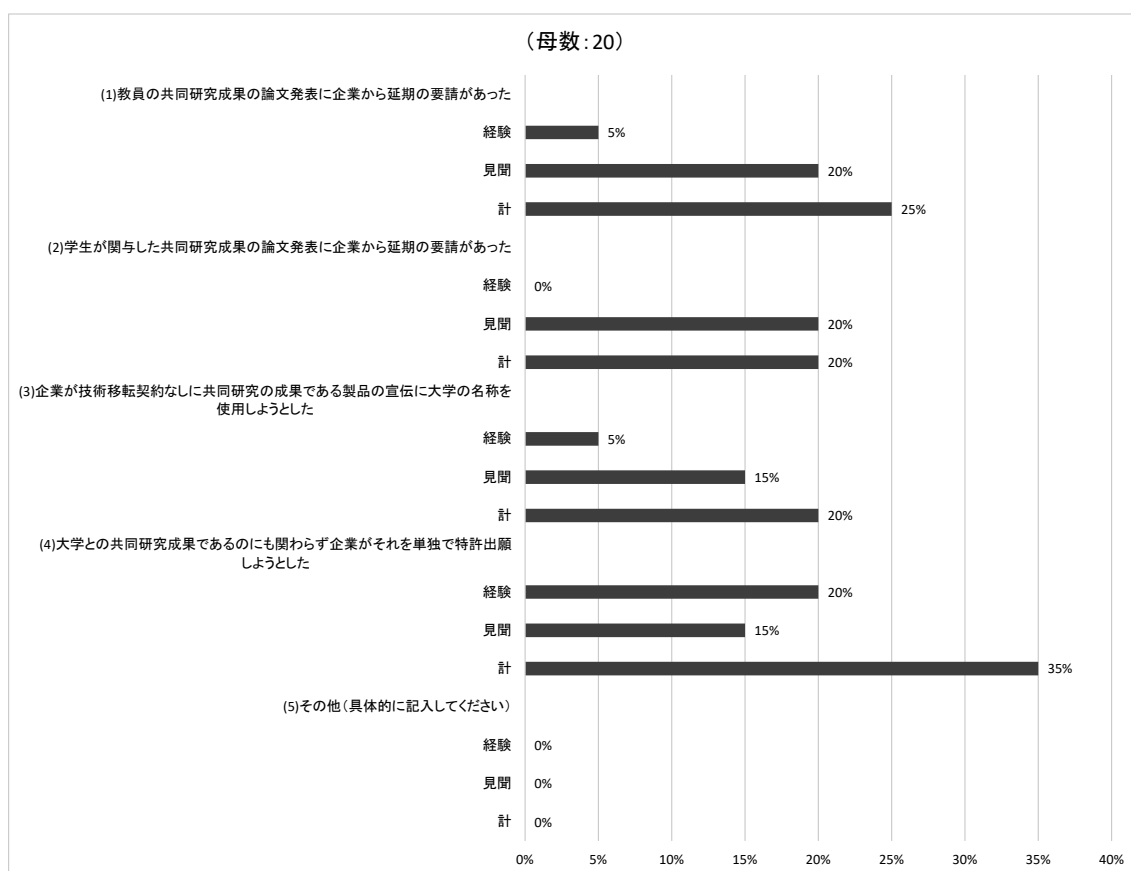


図 2-3-21 大学と企業が共同研究を行った結果生まれた知的財産について (担当部署)

(8) 著作物とソフトウェアの事例

「教員の著作物の出版・購入、ソフトウェアの活用について」として、「(1)国の補助金(科研費)による成果の一環・派生物として出版社から著書を出版」、「(2)国の補助金(科研費)による成果物である著作物を科研費により購入」、「(3)運営費交付金により自著を購入」、「(4)寄附金により自著を購入」、「(5)教員が個人的に開発している販売目的のプログラムについてその開発のために授業で使用」、「(6)大学の研究室が蓄積したプログラム知財を特定の企業が包括的に参照できるような契約を締結」の六つの事例を記載して「経験」と「見聞」のチェックを求め、「(7)その他(具体的に記入してください)」には当該チェックのほかに具体的な記載を求めた。この結果は図 2-3-22~2-3-24 のとおりとなった。

著作物とソフトウェアにかかわる利益相反の事例のうち全体で最も多かったのは、「(3)運営費交付金により自著を購入」で、経験が 4%、見聞が 10%、合計 14%となった(図 2-3-22)。次に多かったのが「(1)国の補助金(科研費)による成果の一環・派生物として出版社から著書を出版」(経験が 5%、見聞が 7%、合計 12%)で、3番目は、「(2)国の補助金(科研費)による成果物である著作物を科研費により購入」(経験 2%、見聞 5%、合計 7%)と「(4)寄附金により自著を購入」(経験 2%、見聞 4%、合計 7%)が合計 7%と同値であった。教員の回答は、1番目が「(3)運営費交付金により自著を購入」(経験 5%、見聞 9%、

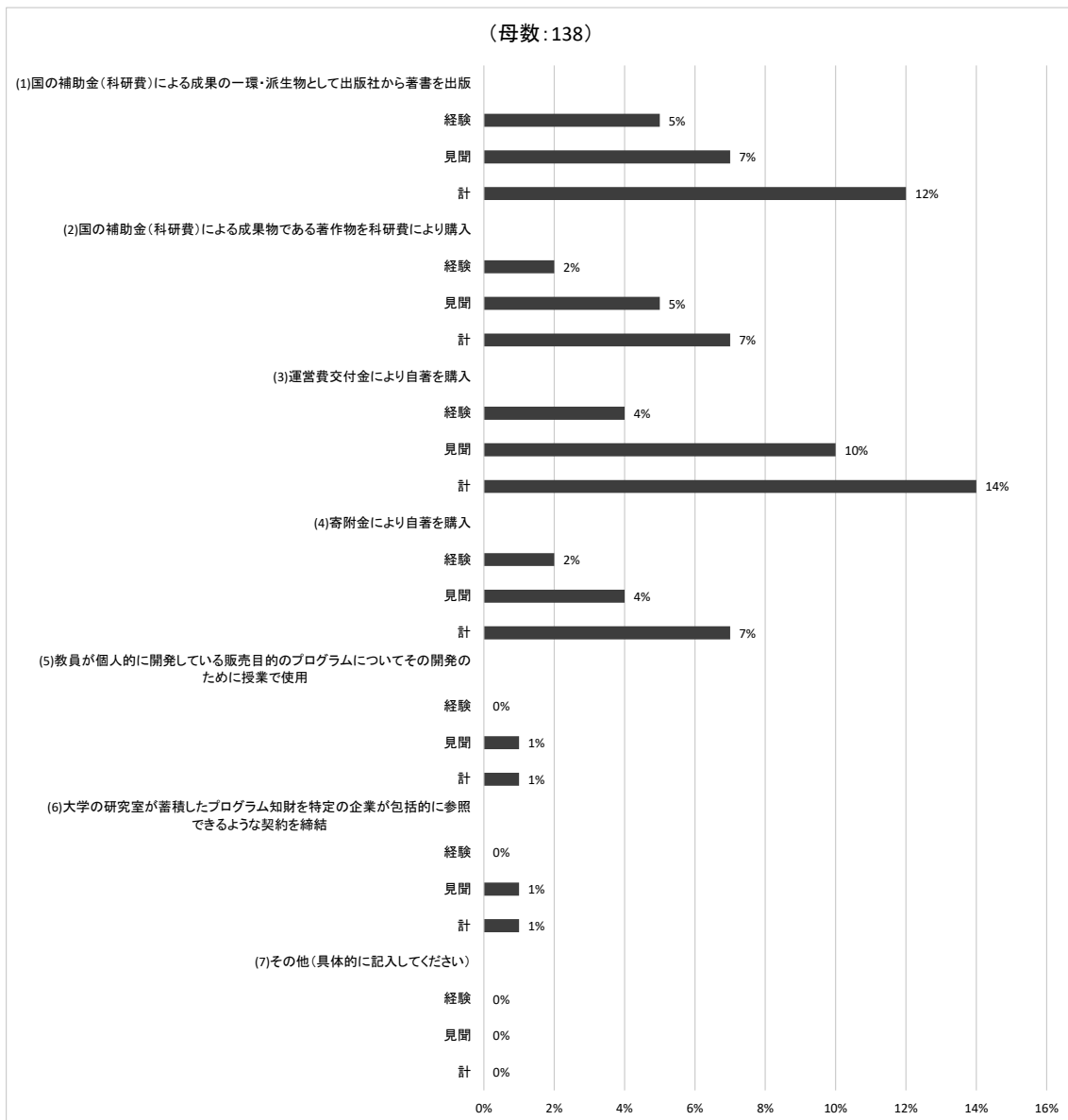


図 2-3-22 教員の著作物の出版・購入、ソフトウェアの活用について (全体)

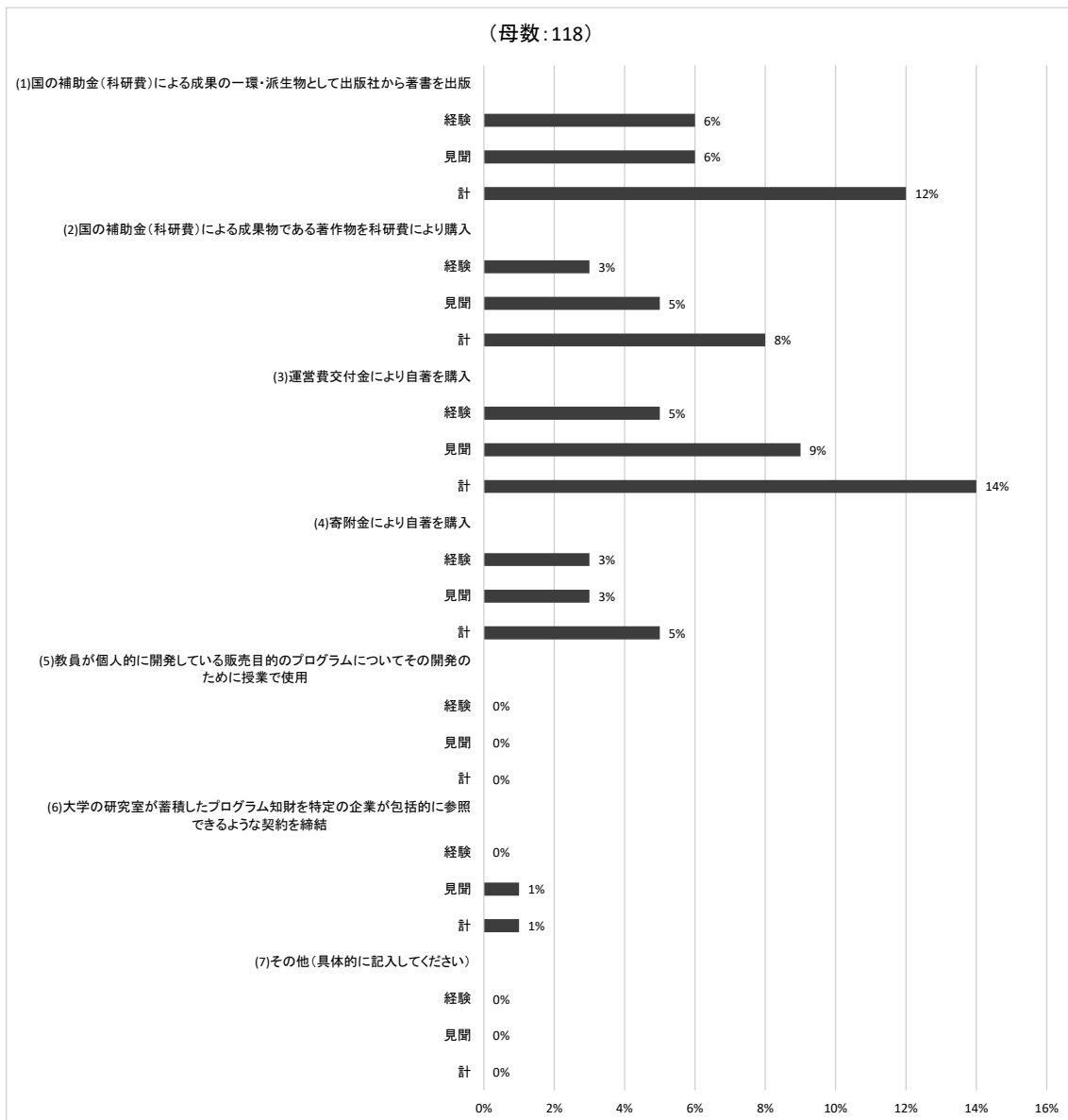


図 2-3-23 教員の著作物の出版・購入、ソフトウェアの活用について (教員)

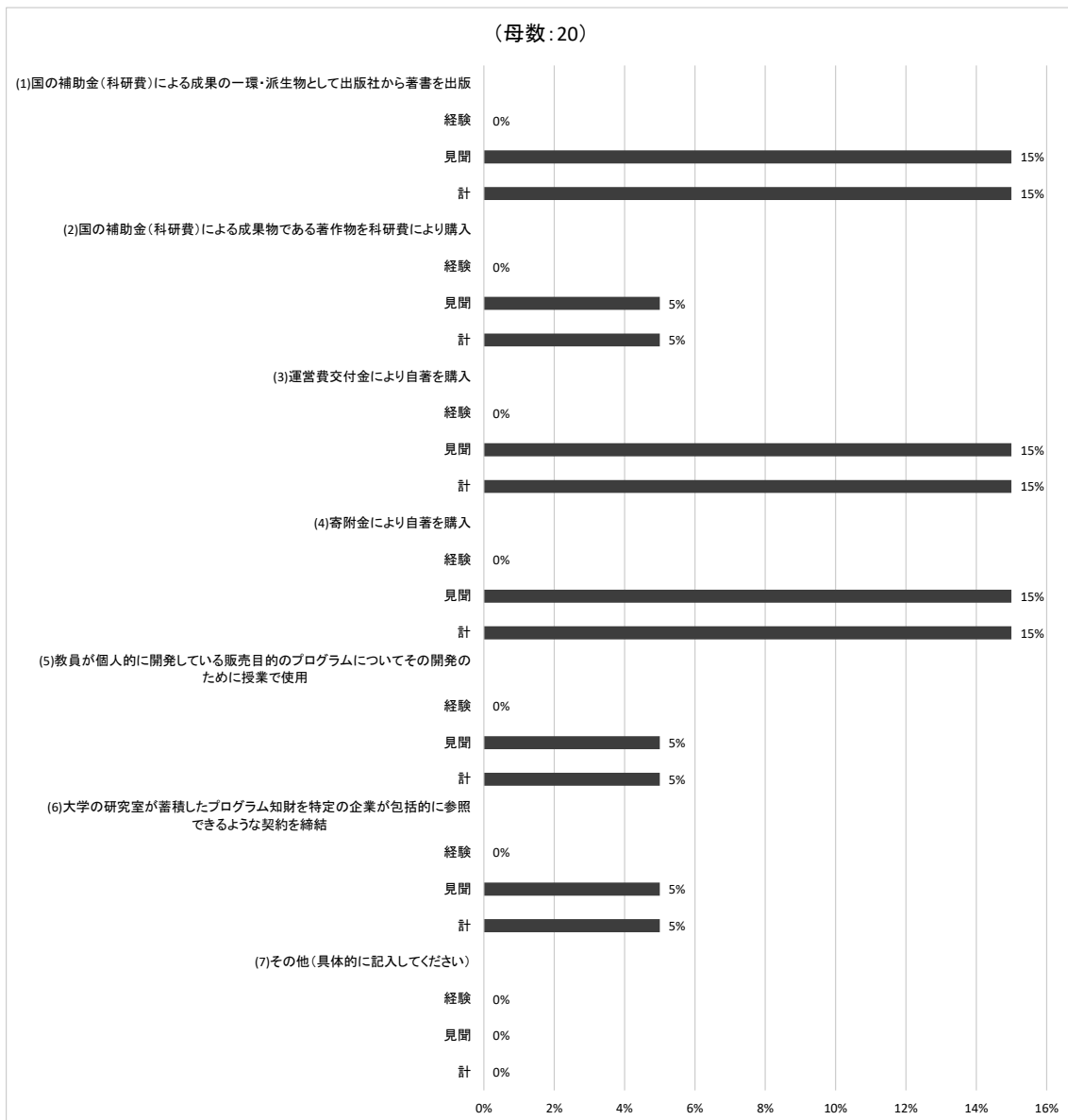


図 2-3-24 教員の著作物の出版・購入、ソフトウェアの活用について (担当部署)

合計 14%)、2 番目が「(1)国の補助金 (科研費) による成果の一環・派生物として出版社から著書を出版」(経験 6%、見聞 6%、合計 12%)、3 番目が、「(2)国の補助金 (科研費) による成果物である著作物を科研費により購入」(経験 3%、見聞 5%、合計 8%)であった (図 2-3-23)。担当部署の回答では、「(1)国の補助金 (科研費) による成果の一環・派生物として出版社から著書を出版」(経験 0%、見聞 15%、合計 15%)、「(3)運営費交付金により自著を購入」(経験 0%、見聞 15%、合計 15%)、「(4)寄附金により自著を購入」(経験 0%、見聞 15%、合計 15%) の合計値が並んで 15%となった (図 2-3-24)。全体に、運営費交付金で自著を購入したり、科研費などの補助金によって研究成果をまとめて出版社から著書を出版する、あるいは科研費等の成果物である著作物を科研費や寄附金により購入するな

どのが多くみられる。

(9) 企業による大学施設使用の事例

「企業が自社単独又は大学と共同で大学施設を使用することについて」として、「(1)企業と大学 A 専攻が社会人向け講座を、受講料を取って大学施設で共同研究として開催したいとの申出が当該企業からあった」、「(2)セミナー開催企業が社会人向け講座を、受講料を取って大学施設で学術指導契約として開催したいとの申出が当該企業からあった」、「(3)製薬会社が大学と共催でその資金援助により学内講演会を開催し、そこで自らが製造・販売している医薬品を宣伝したいとの申出が当該企業からあった」、「(4)大学発ベンチャーが大学施設を研究開発又は事務所に使用したいとの申出が当該企業からあった」、「(5)大学発ベンチャーが大学施設を研修会（研究成果の普及）に使用したいとの申出が当該企業からあった」、「(6)教員の関係企業（兼業先・親族経営等）が事務局となって、大学の施設で会費を取って一般人相手の有料の教育／指導を実施したいとの申出が当該企業からあった」、「(7)無償の共同研究契約締結企業（研究員の派遣なし）から、（学内教職員と同じ）低料金で共同利用機器を使用したいとの申出があった」の七つの事例を記載して「経験」と「見聞」のチェックを求め、「(8)その他（具体的に記入してください）」には当該チェックのほかに具体的な記載を求めた。この結果は図 2-3-25～2-3-27 のとおりとなった。

企業による大学施設使用にかかわる利益相反の事例のうち全体で最も多かったのは、「(4)大学発ベンチャーが大学施設を研究開発又は事務所に使用したいとの申出が当該企業からあった」で、経験が 8%、見聞が 13%、合計 21%となった（図 2-3-25）。次に多かった回答は四つ並び、「(1)企業と大学 A 専攻が社会人向け講座を、受講料を取って大学施設で共同研究として開催したいとの申出が当該企業からあった」（経験 0%、見聞 3%、合計 3%）、「(3)製薬会社が大学と共催でその資金援助により学内講演会を開催し、そこで自らが製造・販売している医薬品を宣伝したいとの申出が当該企業からあった」（経験 1%、見聞 2%、合計 3%）、「(5)大学発ベンチャーが大学施設を研修会（研究成果の普及）に使用したいとの申出が当該企業からあった」（経験 1%、見聞 2%、合計 3%）、「(7)無償の共同研究契約締結企業（研究員の派遣なし）から、（学内教職員と同じ）低料金で共同利用機器を使用したいとの申出があった」（経験 0%、見聞 3%、合計 3%）であった。教員の回答は、1 番目が「(4)大学発ベンチャーが大学施設を研究開発又は事務所に使用したいとの申出が当該企業からあった」（経験 2%、見聞 6%、合計 8%）で、2 番目が「(3)製薬会社が大学と共催でその資金援助により学内講演会を開催し、そこで自らが製造・販売している医薬品を宣伝したいとの申出が当該企業からあった」（経験 1%、見聞 2%、合計 3%）となり、3 番目は、「(1)企業と大学 A 専攻が社会人向け講座を、受講料を取って大学施設で共同研究として開催したいとの申出が当該企業からあった」（経験 0%、見聞 2%、合計 2%）と「(7)無償の共同研究契約締結企業（研究員の派遣なし）から、（学内教職員と同じ）低料金で共同利用機器を使用したいとの申出があった」（経験 0%、見聞 2%、合計 2%）が並んだ（図 2-3-26）。担当

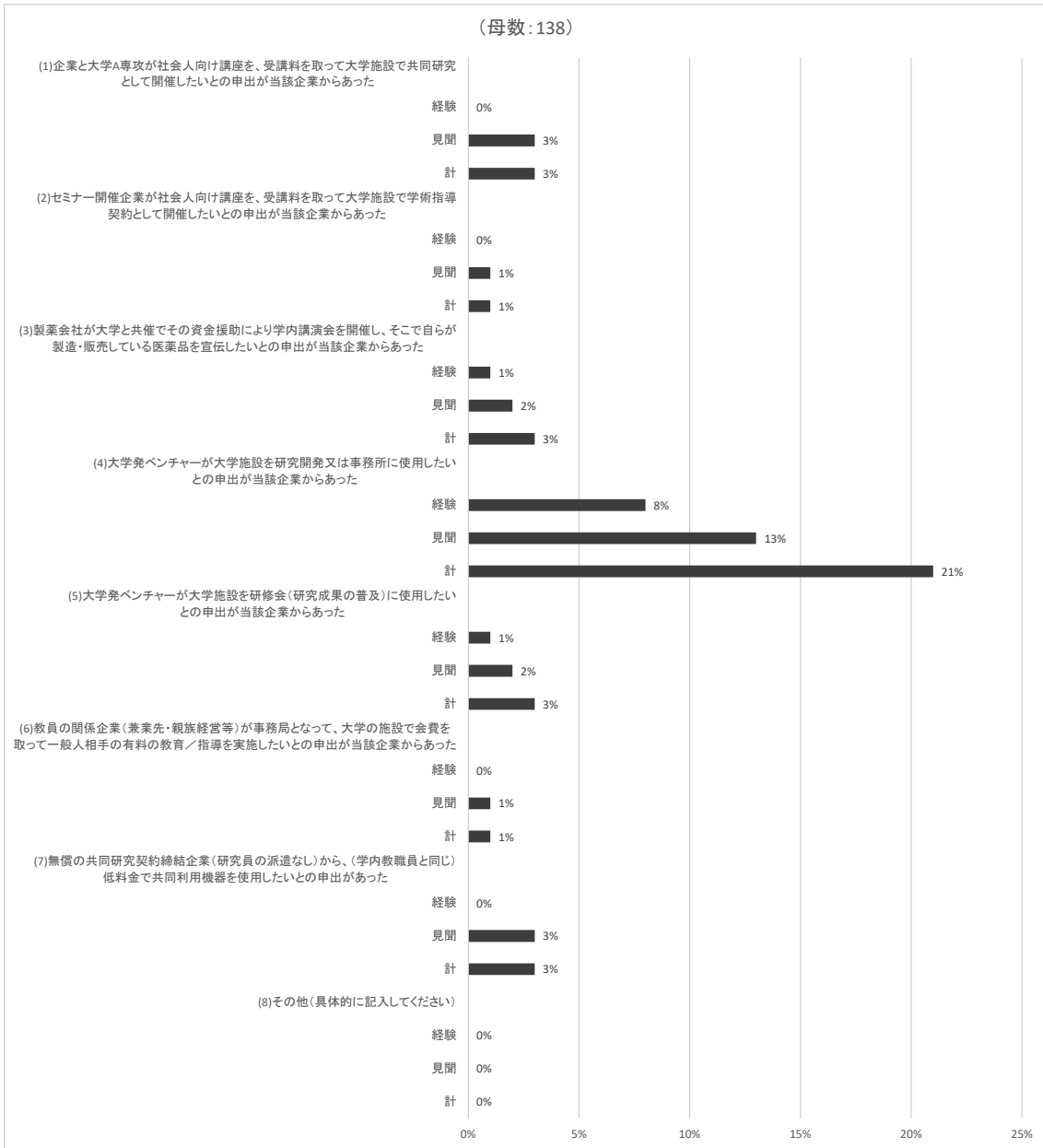


図 2-3-25 企業が自社単独又は大学と共同で大学施設を使用することについて (全体)

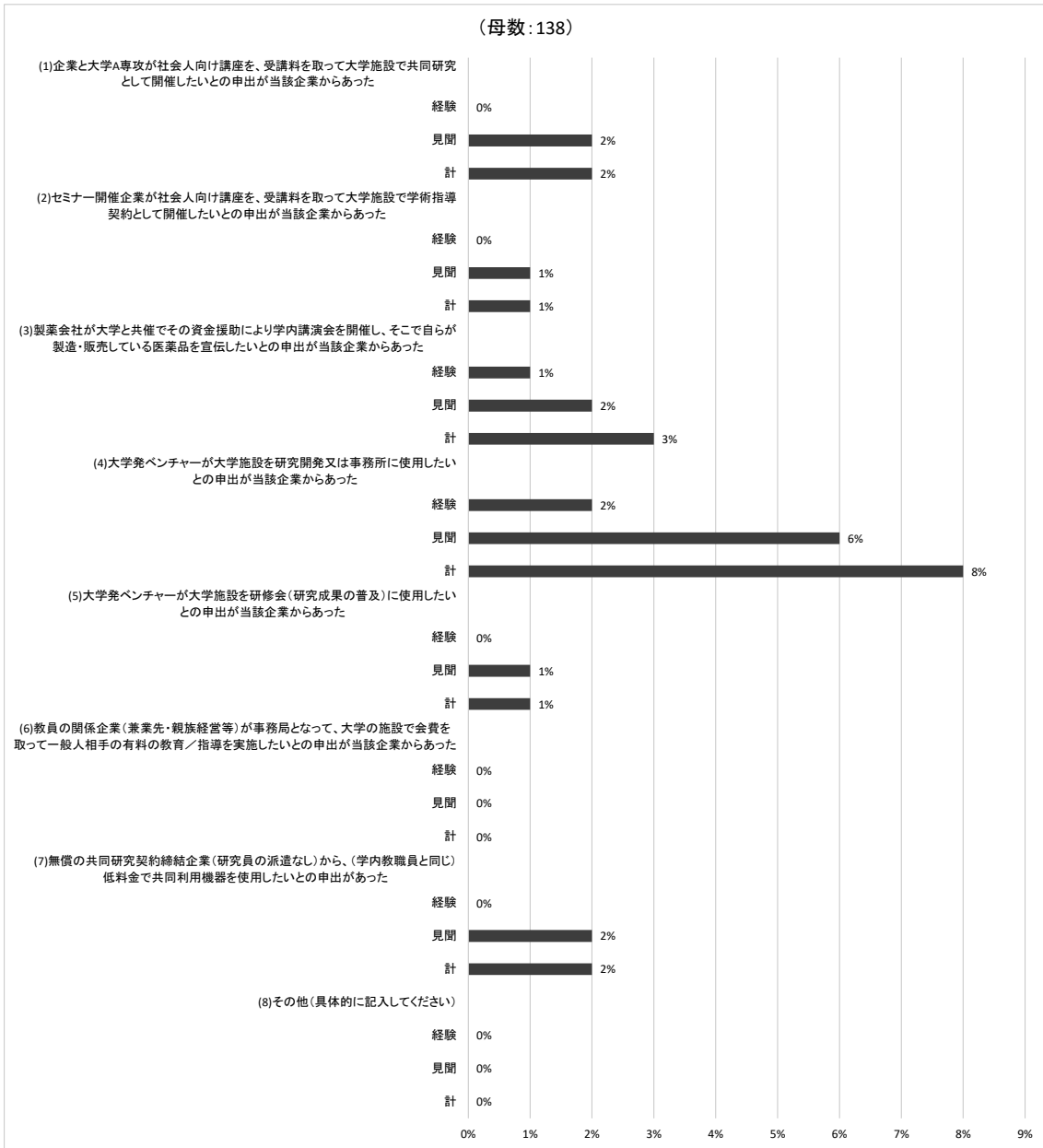


図 2-3-26 企業が自社単独又は大学と共同で大学施設を使用することについて (教員)

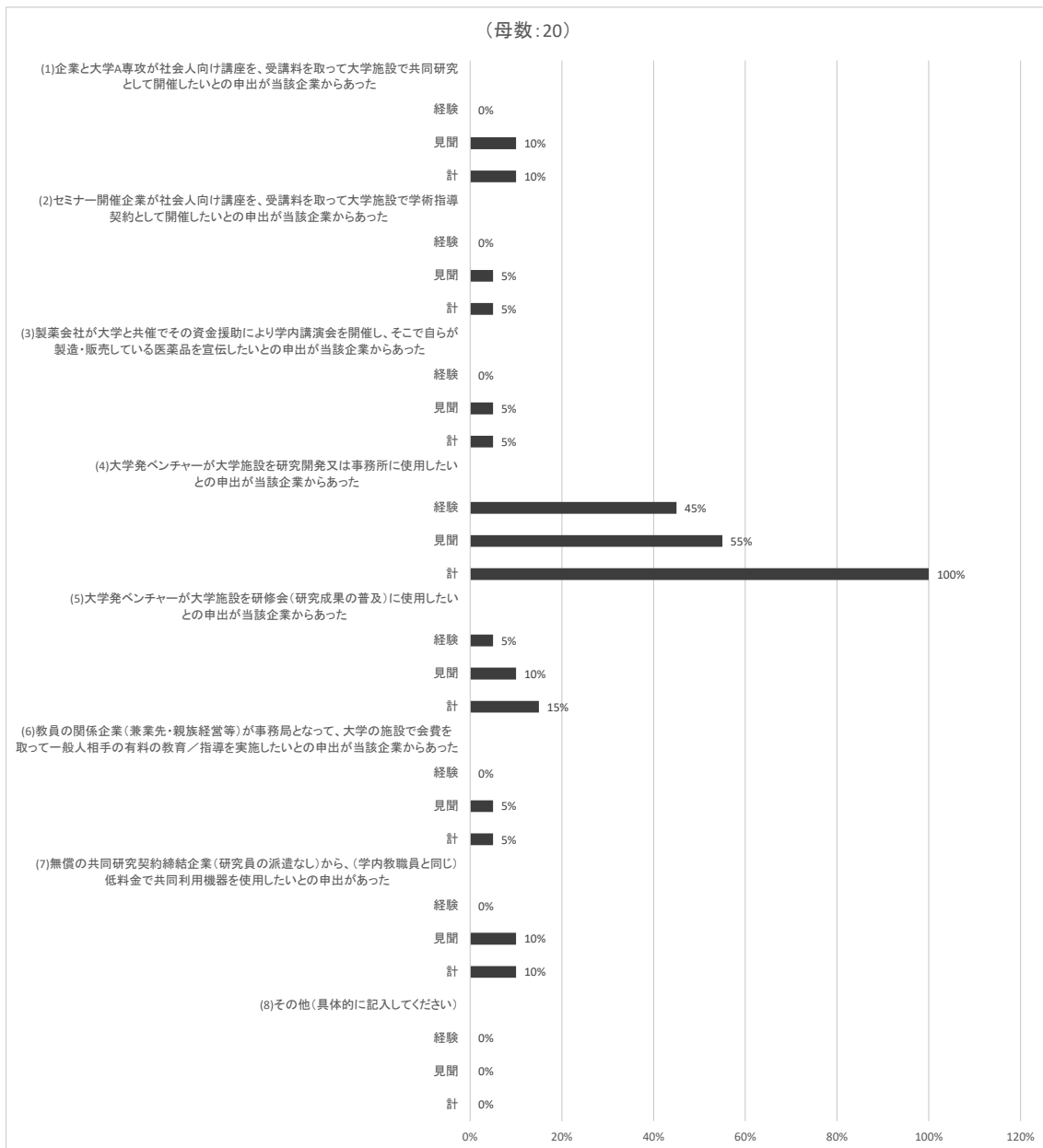


図 2-3-27 企業が自社単独又は大学と共同で大学施設を使用することについて (担当部署)

部署の回答では、1 番目が「(4)大学発ベンチャーが大学施設を研究開発又は事務所に使用したいとの申出が当該企業からあった」(経験 45%、見聞 55%、合計 100%) で、2 番目が「(5)大学発ベンチャーが大学施設を研修会(研究成果の普及)に使用したいとの申出が当該企業からあった」(経験 5%、見聞 10%、合計 15%) となり、3 番目は、「(1)企業と大学 A 専攻が社会人向け講座を、受講料を取って大学施設で共同研究として開催したいとの申出が当該企業からあった」(経験 0%、見聞 10%、合計 10%) と「(7)無償の共同研究契約締結企業(研究員の派遣なし)から、(学内教職員と同じ)低料金で共同利用機器を使用したいとの申出があった」(経験 0%、見聞 10%、合計 10%) が並んだ(図 2-3-27)。全体に

大学発ベンチャーによる研究開発又は事務所のための大学の施設使用の案件が突出して多いことが判明した。また、大学発ベンチャーが大学で研修会を開催したり、企業が社会人向け講座を共同研究として大学施設を利用して実施する案件や、特に製薬会社の資金援助による大学施設内の講演会での医薬品宣伝、研究員の派遣のない共同研究先の企業の大学設備使用の案件なども若干みられた。

(10) 企業による大学ウェブサイト使用、ネーミングライツの事例

「企業の宣伝に大学ウェブサイト使用、またネーミングライツについて」として、「(1)学内部局のウェブサイトで企業からバナー広告を掲載したいとの申出があった」、「(2)大学の研究ポータルサイトに学内向けの翻訳会社割引サービスのリンク付けをしたいとの申出が当該サイト運営部署からあった」、「(3)施設建設を請け負った企業とネーミングライツ契約を締結したいとの申出が当該施設の担当部署からあった」、「(4)大学と提携関係にある企業とネーミングライツ契約を締結したいとの申出が担当部署からあった」の四つの事例を記載して「経験」と「見聞」のチェックを求め、「(5)その他（具体的に記入してください）」には当該チェックのほかに具体的な記載を求めた。この結果は図 2-3-28～2-3-30 のとおりとなった。

企業による大学ウェブサイト使用、ネーミングライツにかかわる利益相反の事例のうち全体で最も多かったのは、「(1)学内部局のウェブサイトで企業からバナー広告を掲載したいとの申出があった」（経験 1%、見聞 1%、合計 2%）と「(3)施設建設を請け負った企業とネーミングライツ契約を締結したいとの申出が当該施設の担当部署からあった」（経験 1%、見聞 1%、合計 2%）が並んだ（図 2-3-28）。次に多かった回答が「(2)大学の研究ポータルサイトに学内向けの翻訳会社割引サービスのリンク付けをしたいとの申出が当該サイト運営部署からあった」（経験 0%、見聞 1%、合計 1%）と「(4)大学と提携関係にある企業とネーミングライツ契約を締結したいとの申出が担当部署からあった（経験 0%、見聞 1%、合計 1%）であった。教員の回答は 1 番が、「(1)学内部局のウェブサイトで企業からバナー広告を掲載したいとの申出があった」（経験 1%、見聞 1%、合計 2%）で、2 番目に「(3)施設建設を請け負った企業とネーミングライツ契約を締結したいとの申出が当該施設の担当部署からあった」（経験 0%、見聞 1%、合計 1%）と「(4)大学と提携関係にある企業とネーミングライツ契約を締結したいとの申出が担当部署からあった（経験 0%、見聞 1%、合計 1%）が並んだ（図 2-3-29）。担当部署の回答は、最も多かったのが「(3)施設建設を請け負った企業とネーミングライツ契約を締結したいとの申出が当該施設の担当部署からあった」（経験 5%、見聞 5%、合計 10%）で、2 番目に多かった回答に「(1)学内部局のウェブサイトで企業からバナー広告を掲載したいとの申出があった」（経験 0%、見聞 5%、合計 5%）、「(2)大学の研究ポータルサイトに学内向けの翻訳会社割引サービスのリンク付けをしたいとの申出が当該サイト運営部署からあった」（経験 0%、見聞 5%、合計 5%）、「(4)大学と提携関係にある企業とネーミングライツ契約を締結したいとの申出が担当部署からあった（経

験 0%、見聞 5%、合計 5%) の三つが並んだ (図 2-3-30)。全体に、学内のウェブサイト上の企業のバナー広告掲載や施設建設請負先のネーミングライツの申出といった案件が多く、特定の割引サービス契約企業によるウェブサイトのリンク付けや提携先企業のネーミングライツの申出といった案件も若干みられた。ただし、いずれの回答も少数で、回答数も僅差であった。

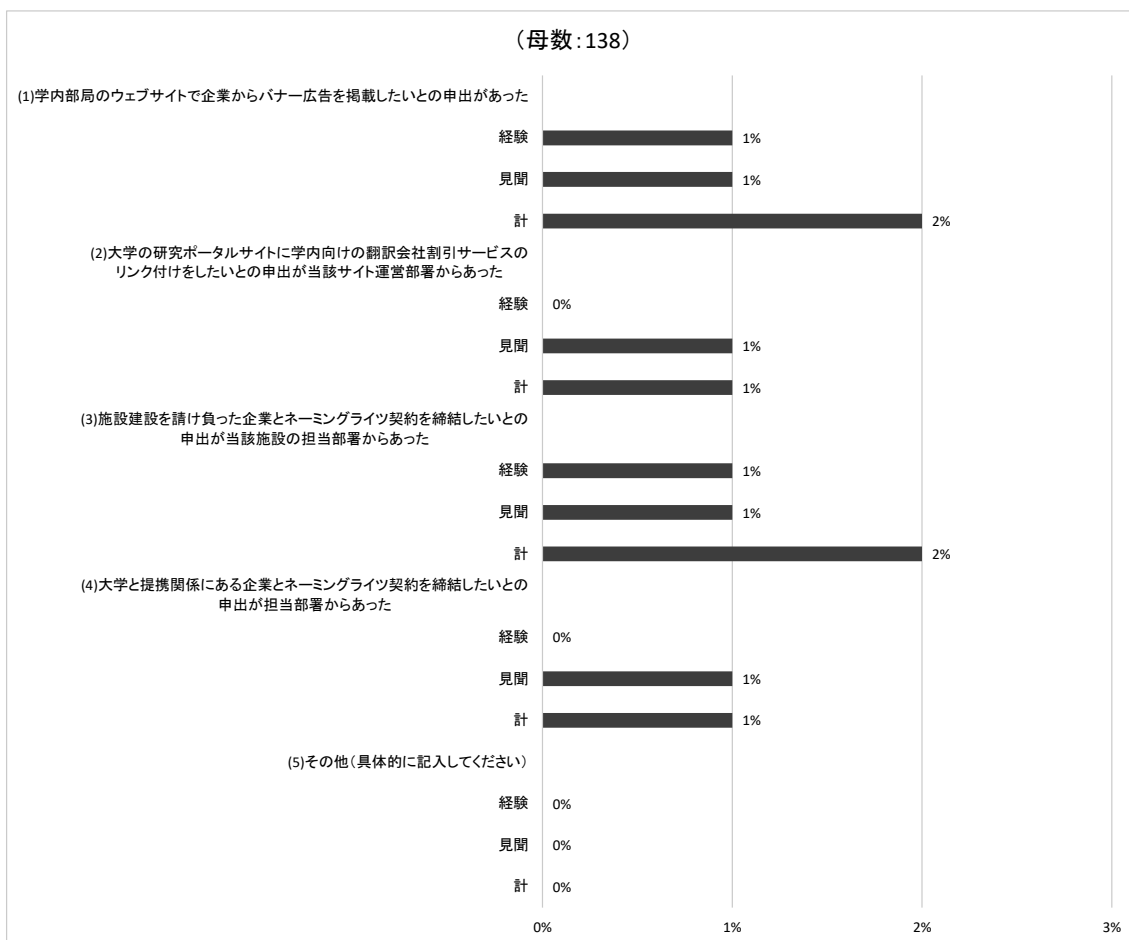


図 2-3-28 企業の宣伝に大学ウェブサイト使用、またネーミングライツについて (全体)

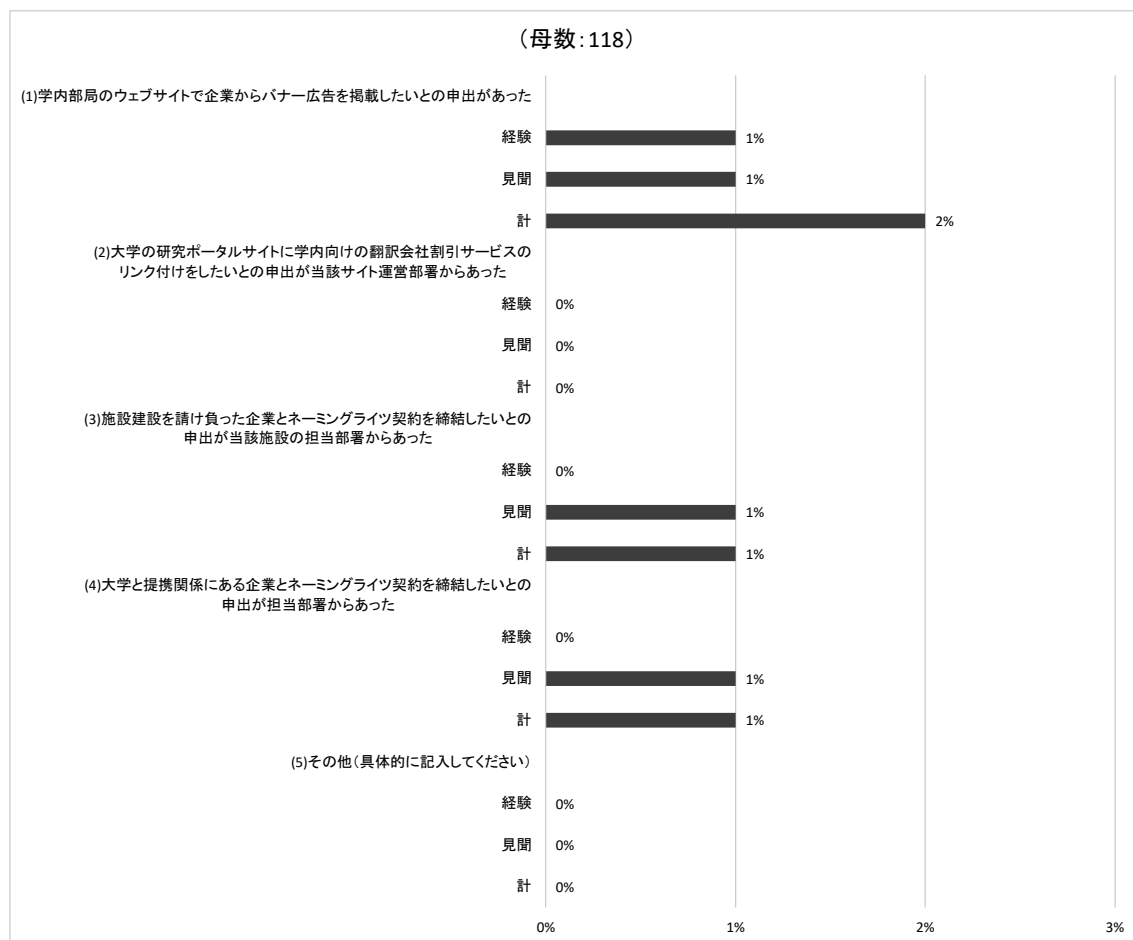


図 2-3-29 企業の宣伝に大学ウェブサイト使用、またネーミングライツについて (教員)

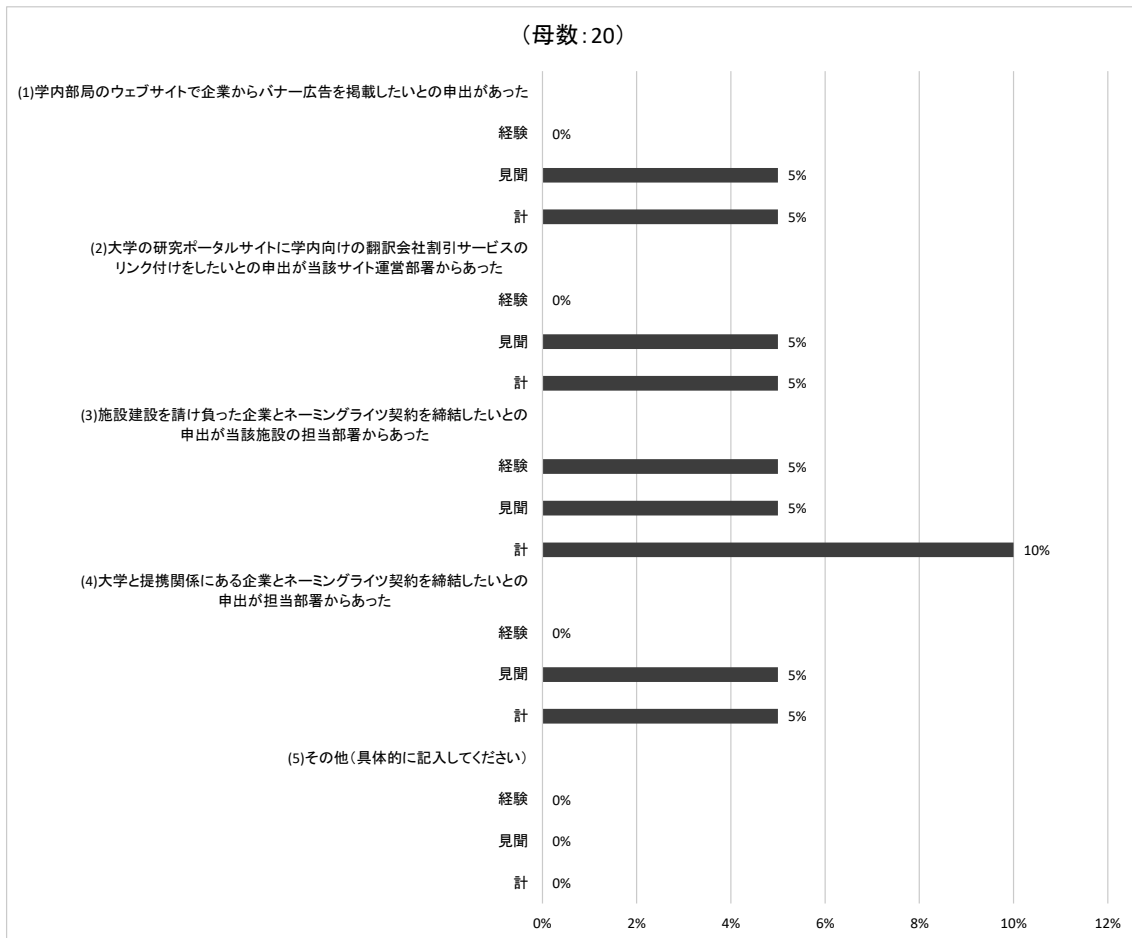


図 2-3-30 企業の宣伝に大学ウェブサイト使用、またネーミングライツについて (担当部署)

(11) クラウドファンディングの事例

「クラウドファンディングを教員が実施又は協力することについて」として、「(1) 教員が研究費の調達のためにクラウドファンディングを実施し、それを授業やゼミで紹介したために受講生やゼミ学生から寄附の申込があった」、「(2)クラウドファンディングで寄附を集めるためにその運営会社が記者会見をセットし、そこで教員がコメントを発表するという計画が当該会社から提案された」、「(3)企業が大学との共同研究契約に必要な資金調達をクラウドファンディングにより行い、リターンにその担当研究者である教員が協力するという計画が当該企業から提案された」の三つの事例を記載して「経験」と「見聞」のチェックを求め、「(5)その他 (具体的に記入してください)」には当該チェックのほかに具体的な記載を求めた。この結果は図 2-3-31～2-3-33 のとおりとなった。

クラウドファンディングにかかわる利益相反の事例のうち全体で最も多かったのは、「(1) 教員が研究費の調達のためにクラウドファンディングを実施し、それを授業やゼミで紹介したために受講生やゼミ学生から寄附の申込があった」で、経験が 0%、見聞が 4%、合計

4%となった（図 2-3-31）。次に多かったのが「(2)クラウドファンディングで寄附を集めるためにその運営会社が記者会見をセットし、そこで教員がコメントを発表するという計画が当該会社から提案された」（経験 0%、見聞 1%、合計 1%）と「(3)企業が大学との共同研究契約に必要な資金調達をクラウドファンディングにより行い、リターンにその担当研究者である教員が協力するという計画が当該企業から提案された」（経験 0%、見聞 1%、合計 1%）で、合計 1%と同値であった。教員の回答は「(1) 教員が研究費の調達のためにクラウドファンディングを実施し、それを授業やゼミで紹介したために受講生やゼミ学生から寄附の申込があった」（経験 0%、見聞 3%、合計 3%）のみであった（図 2-3-32）。担当部署の回答は全体と同じ傾向で、最も多かったのは、「(1) 教員が研究費の調達のためにクラウドファンディングを実施し、それを授業やゼミで紹介したために受講生やゼミ学生から寄附の申込があった」（経験が 0%、見聞が 10%、合計 10%）で、2 番目に「(2)クラウドファンディングで寄附を集めるためにその運営会社が記者会見をセットし、そこで教員がコメントを発表するという計画が当該会社から提案された」（経験 0%、見聞 5%、合計 5%）と「(3)企業が大学との共同研究契約に必要な資金調達をクラウドファンディングにより行い、リターンにその担当研究者である教員が協力するという計画が当該企業から提案された」（経験 0%、見聞 5%、合計 5%）が並んだ（図 2-3-33）。クラウドファンディングは新しい資金調達の形態であるため、全体に回答数は少ないが、教員の実施するクラウドファンディングに対する学生等からの寄附といった問題をはじめとして徐々に様々な利益相反問題が出てきていることが分かる。

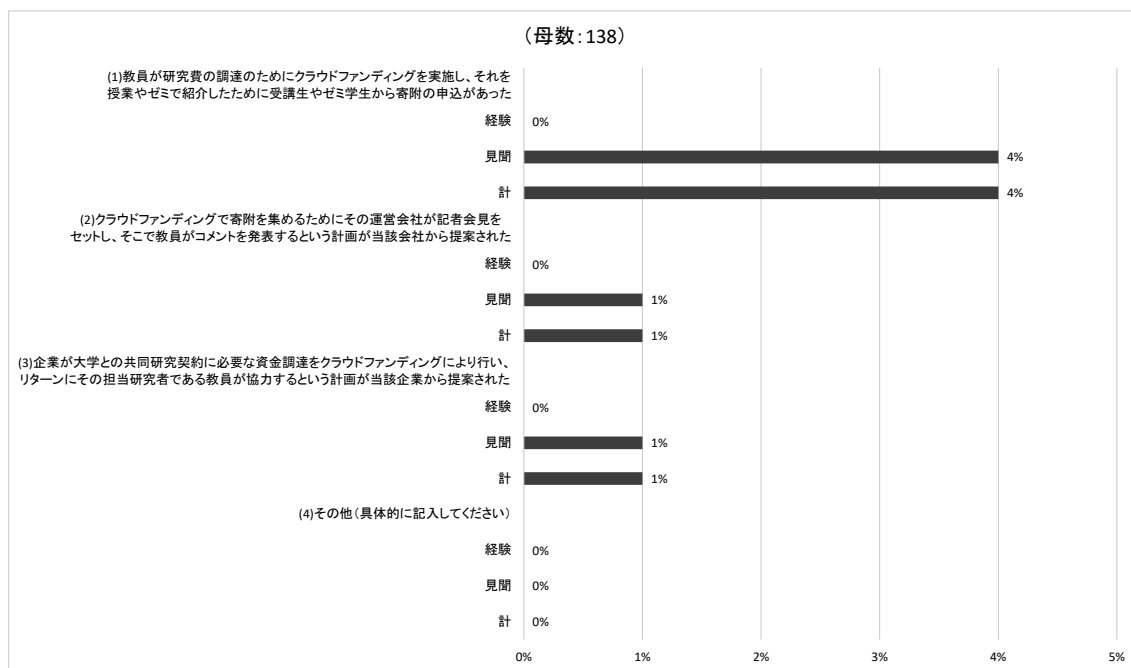


図 2-3-31 クラウドファンディングを教員が実施又は協力することについて (全体)

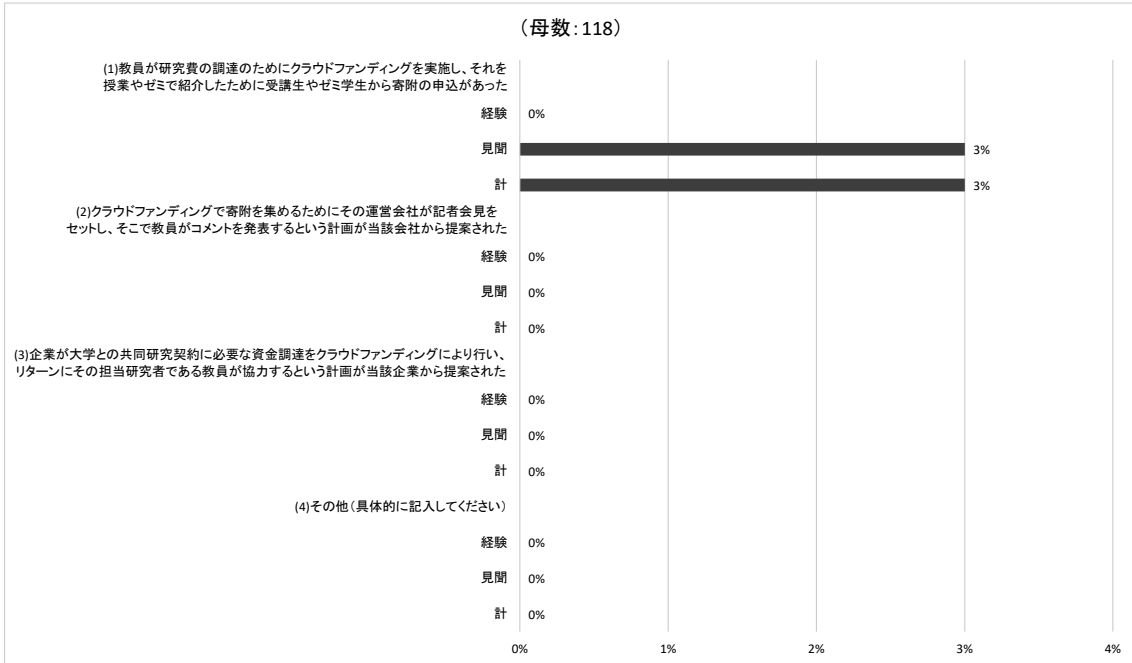


図 2-3-32 クラウドファンディングを教員が実施又は協力することについて (教員)

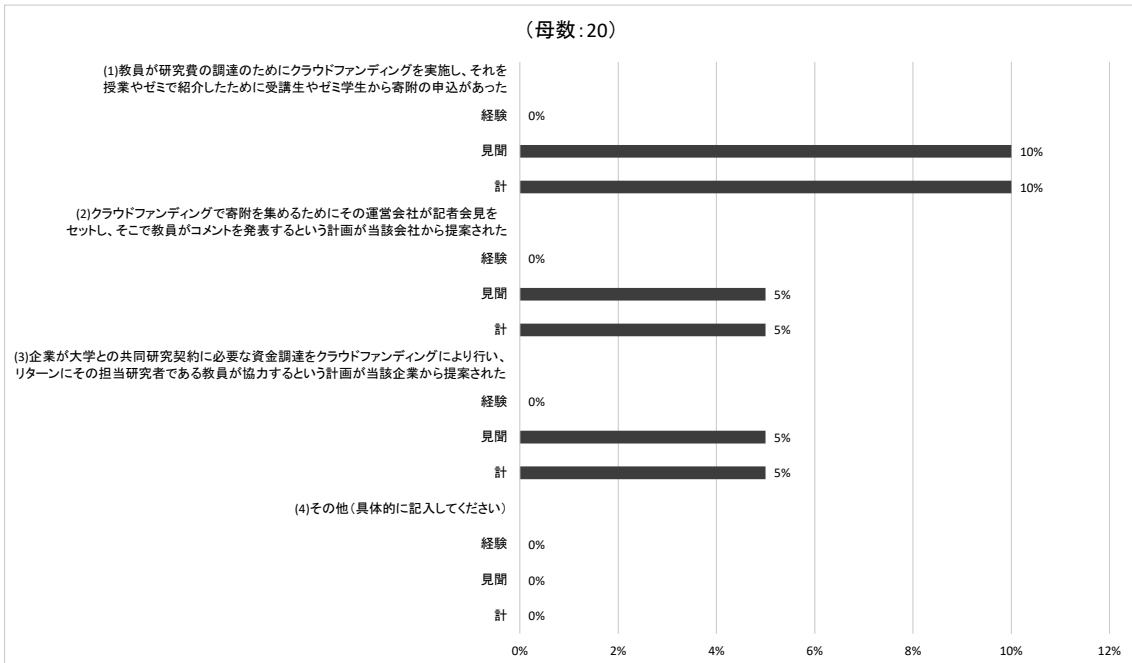


図 2-3-33 クラウドファンディングを教員が実施又は協力することについて (担当部署)

(12) クロスアポイントメント制度等の事例

「クロスアポイントメント制度による職員の雇用や外部資金職員について」として、「(1)クロスアポイントメント制度を利用する教員の大学における勤務時間が減少し、教育・研究活動等に支障が出た」、「(2)企業とのクロスアポイントメント制度により教員を雇用、同社

の出資により当該教員を代表者とする法人を設立する予定」、「(3)外部資金職員が資金提供企業とは別の企業の外部取締役就任する予定」の三つの事例を記載して「経験」と「見聞」のチェックを求め、「(5)その他（具体的に記入してください）」には当該チェックのほかに具体的な記載を求めた。この結果は図 2-3-34～2-3-36 のとおりとなった。

クロスアポイントメント制度等にかかわる利益相反の事例のうち全体で最も多かったのは、「(1)クロスアポイントメント制度を利用する教員の大学における勤務時間が減少し、教育・研究活動等に支障が出た」で、経験が 1%、見聞が 3%、合計 4%となった（図 2-3-34）。次に多かったのが「(2)企業とのクロスアポイントメント制度により教員を雇用、同社の出資により当該教員を代表者とする法人を設立する予定」（経験 0%、見聞 1%、合計 1%）と「(3)外部資金職員が資金提供企業とは別の企業の外部取締役就任する予定」（経験 0%、見聞 1%、合計 1%）で、合計 1%と同値であった。教員の回答で最も多かったのは「(1)クロスアポイントメント制度を利用する教員の大学における勤務時間が減少し、教育・研究活動等に支障が出た」（経験 1%、見聞 3%、合計 4%）で、2 番目に多かった回答が「(2)企業とのクロスアポイントメント制度により教員を雇用、同社の出資により当該教員を代表者とする法人を設立する予定」（経験 0%、見聞 1%、合計 1%）であった（図 2-3-35）。担当部署の回答では、「(1)クロスアポイントメント制度を利用する教員の大学における勤務時間が減少し、教育・研究活動等に支障が出た」（経験 5%、見聞 0%、合計 5%）、「(2)企業とのクロスアポイントメント制度により教員を雇用、同社の出資により当該教員を代表者とする法人を設立する予定」（経験 0%、見聞 5%、合計 5%）、「(3)外部資金職員が資金提供企業とは別の企業の外部取締役就任する予定」（経験 0%、見聞 5%、合計 5%）の割合がすべて同値で並んだ（図 2-3-36）。クロスアポイントメント制度は比較的新しい制度であり、利益相反問題が生じるケースはまだ少ないが、全体に、クロスアポイントメント制度を利用する教員の大学における活動への支障をはじめとする各種の問題が出始めている。

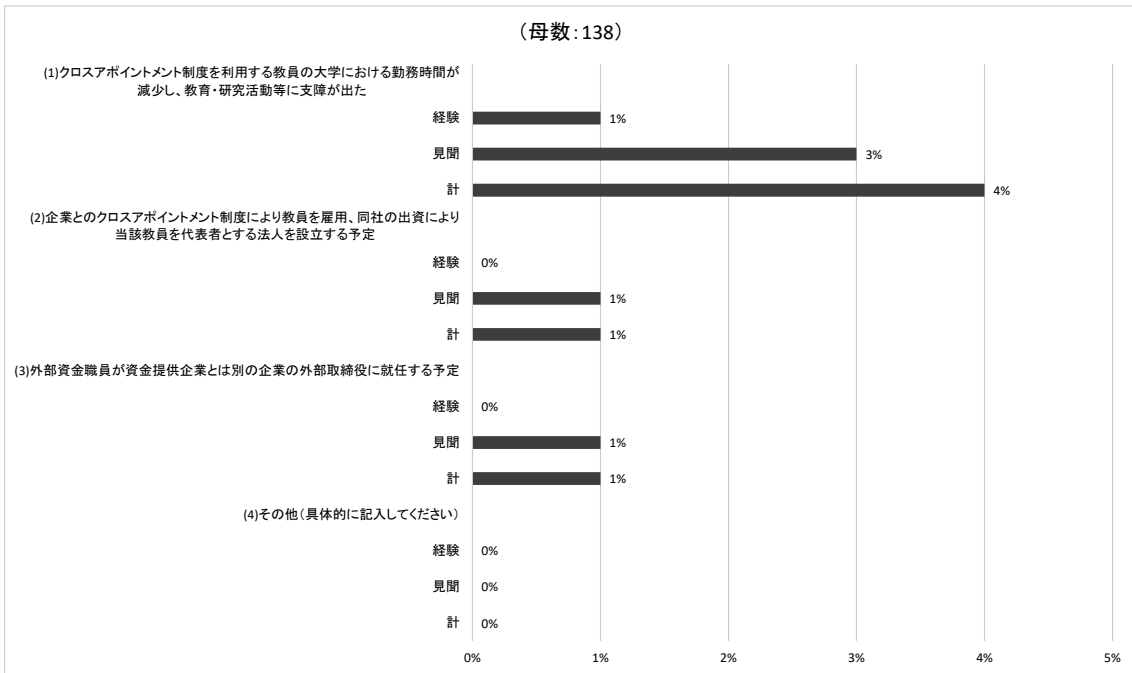


図 2-3-34 クロスアポイントメント制度による職員の雇用や外部資金職員について (全体)

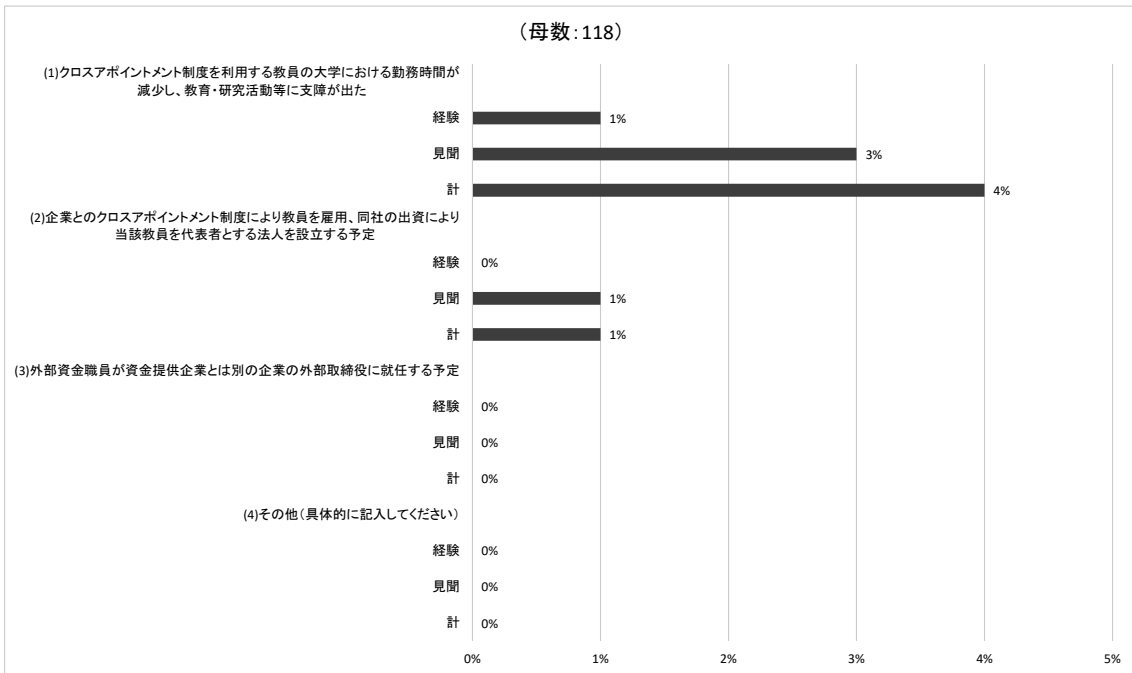


図 2-3-35 クロスアポイントメント制度による職員の雇用や外部資金職員について (教員)

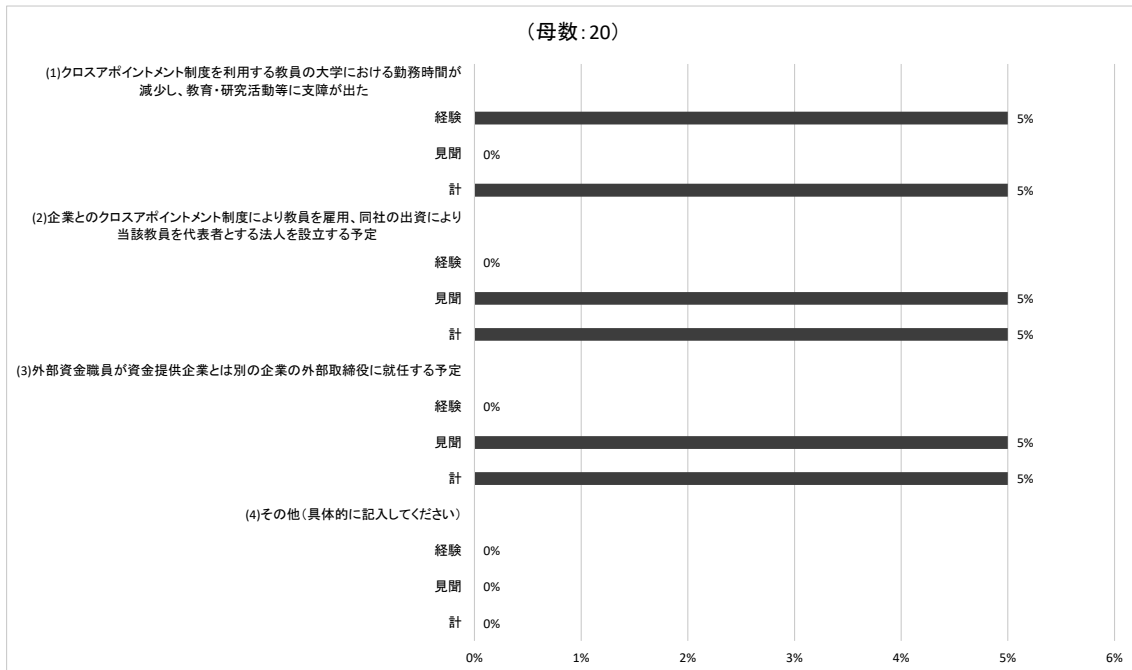


図 2-3-36 クロスアポイントメント制度による職員の雇用や外部資金職員について (担当部署)

(13) 利益相反アドバイザーに必要な知識・技術と態度の事例

最後に、本設問は利益相反アドバイザーの利益相反事例ではないが、利益相反アドバイザーへの相談にかかわる全般的な問題点について回答を求めた。「利益相反アドバイザーへの相談について」として、「(1)利益相反アドバイザーに相談したいがアドバイザーは設置されていない」、「(2)利益相反アドバイザーはいるが学外の弁護士等の有識者である」、「(3)利益相反アドバイザーに相談してもすぐには回答をもらえなかった」、「(4)利益相反アドバイザーに相談してもそれは担当ではないので違う部署に相談するようにいわれた」、「(5)利益相反アドバイザーに相談しても親切に対応してもらえなかった」、「(6)利益相反アドバイザーに相談して回答をもらったが結論だけでなぜそうなるのかについて説明してもらえなかった」、「(7)利益相反アドバイザーに相談して回答をもらったが原則的な考え方で具体的な解決法を示してもらえなかった」、「(8)利益相反アドバイザーに相談して回答をもらったが学内の規則等を理解しておらずその回答に納得がいかなかった」の八つの事例を記載して「経験」と「見聞」のチェックを求め、「(9)その他(具体的に記入してください)」には当該チェックのほかに具体的な記載を求めた。この結果は図 2-3-37～2-3-39 のとおりとなった。

利益相反アドバイザーに必要な知識・技術と態度の事例のうち全体で最も多かったのは、「(1)利益相反アドバイザーに相談したいがアドバイザーは設置されていない」(経験 3%、見聞 2%、合計 5%)と「(2)利益相反アドバイザーはいるが学外の弁護士等の有識者である」(経験 5%、見聞 0%、合計 5%)が 5%と同値で並んだ(図 2-3-37)。次に多かったのが

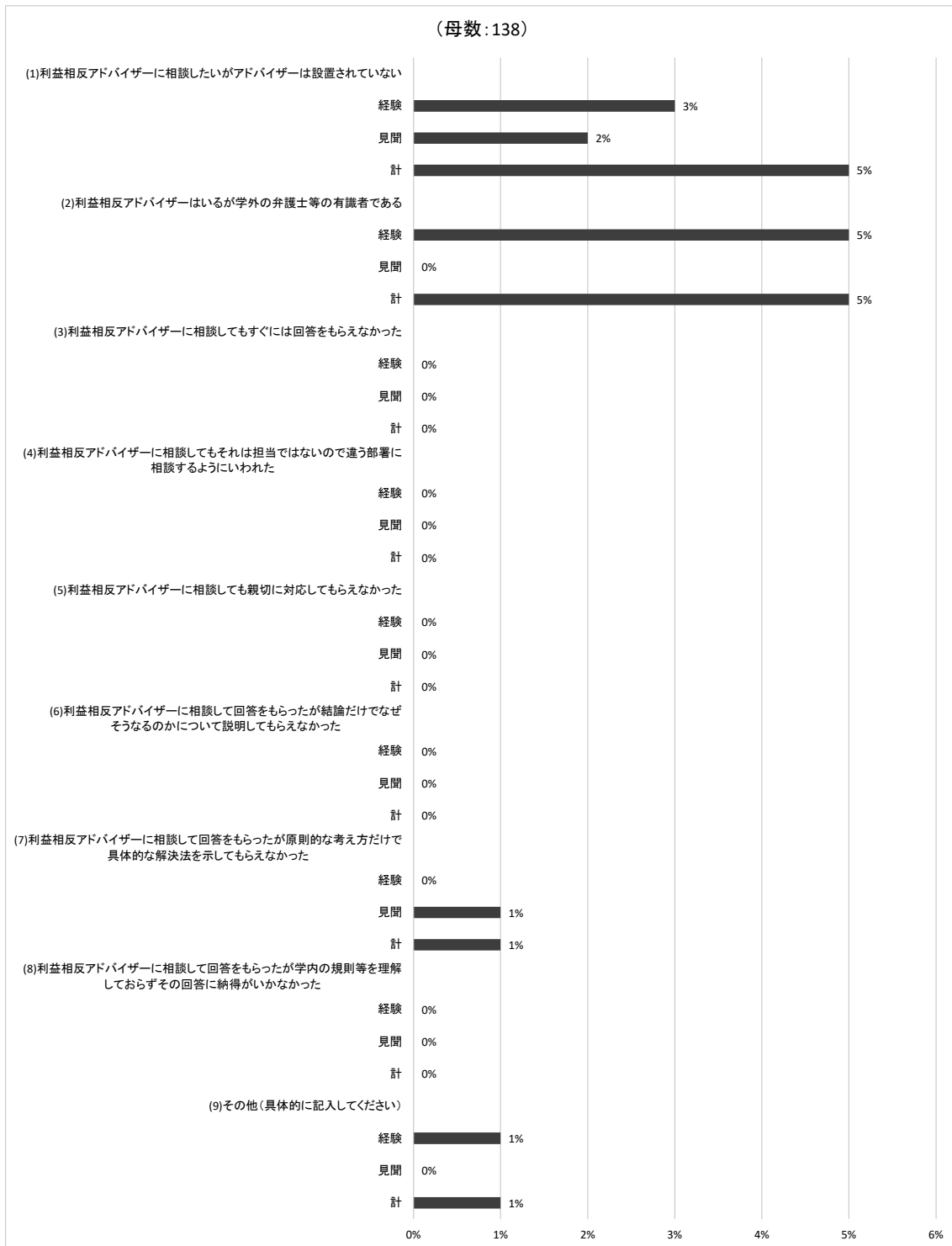


図 2-3-37 利益相反アドバイザーへの相談について (全体)

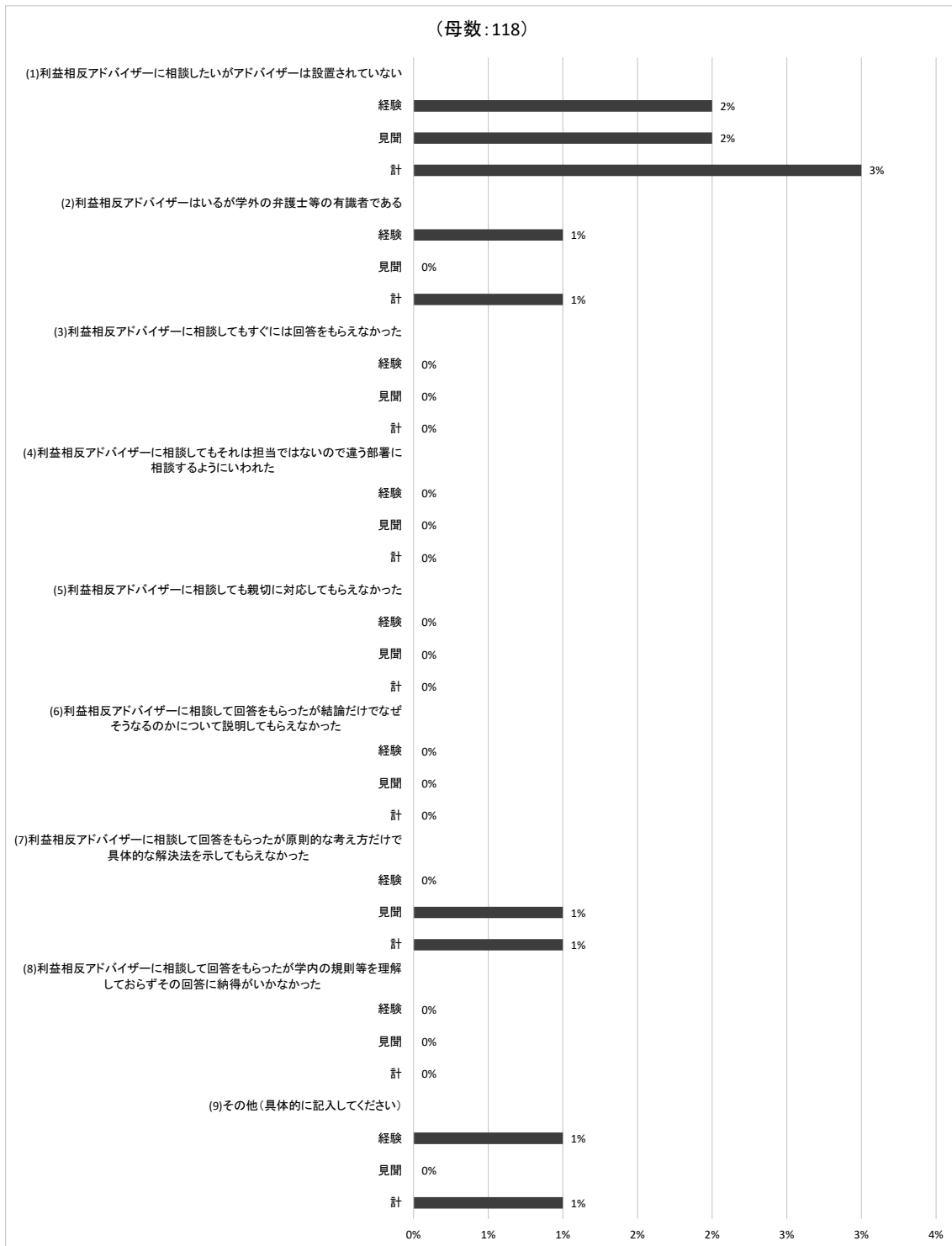


図 2-3-38 利益相反アドバイザーへの相談について (教員)

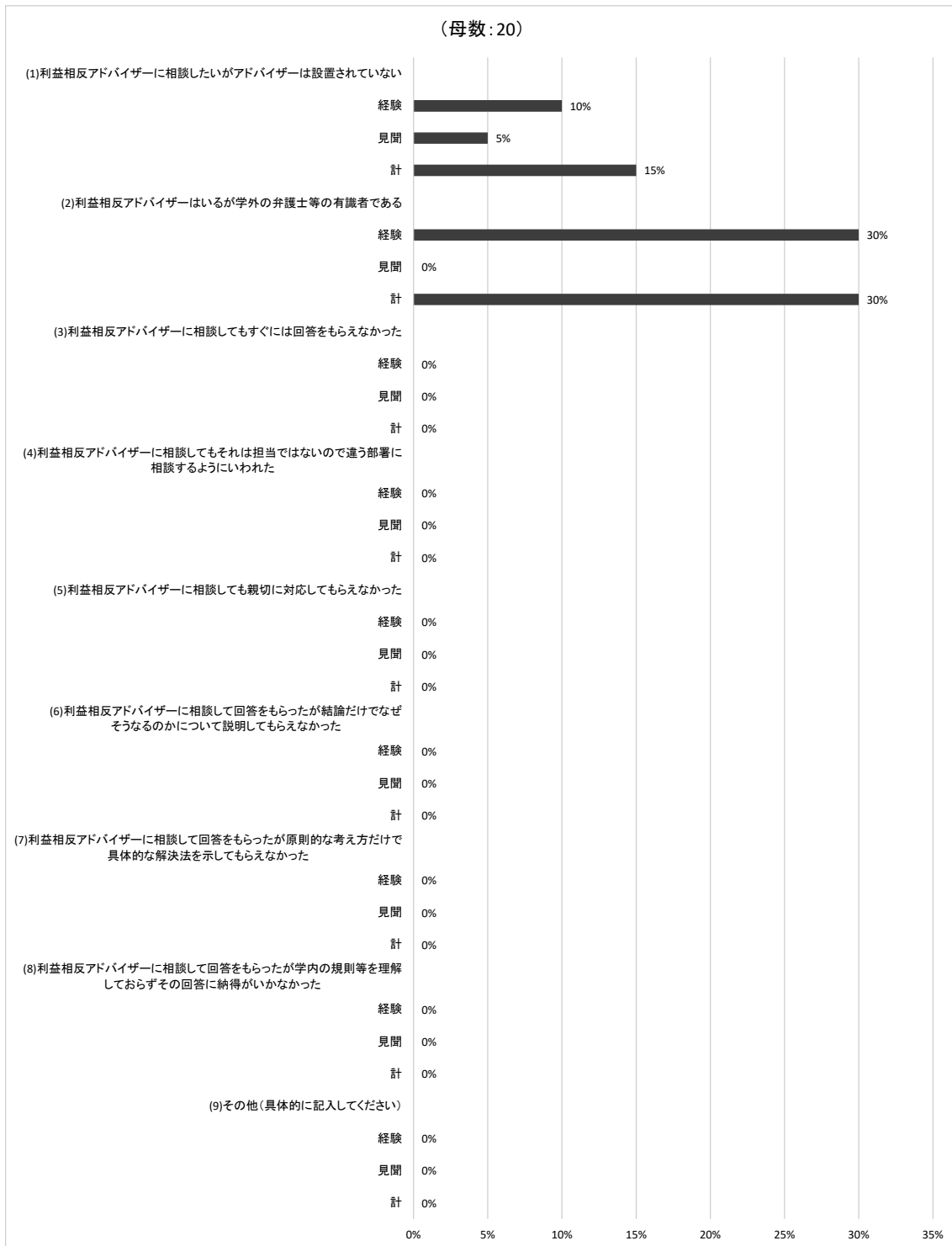


図 2-3-39 利益相反アドバイザーへの相談について (担当部署)

「(7)利益相反アドバイザーに相談して回答をもらったが原則的な考え方だけで具体的な解決法を示してもらえなかった」(経験 0%、見聞 1%、合計 1%) で、ほかの回答は「(5)その他 (具体的に記入してください)」への記載が 1 件のみで、内容は「アドバイザーが設置さ

れているかどうかわからない」というものであった。教員の回答は1番目が「(1)利益相反アドバイザーに相談したいがアドバイザーは設置されていない」(経験2%、見聞2%、合計3%)で、2番目に「(2)利益相反アドバイザーはいるが学外の弁護士等の有識者である」(経験1%、見聞0%、合計1%)と「(7)利益相反アドバイザーに相談して回答をもらったが原則的な考え方だけで具体的な解決法を示してもらえなかった」(経験0%、見聞1%、合計1%)が同値で並んだ(図2-3-38)。担当部署の回答は、1番目が「(2)利益相反アドバイザーはいるが学外の弁護士等の有識者である」(経験30%、見聞0%、合計30%)で、2番目が「(1)利益相反アドバイザーに相談したいがアドバイザーは設置されていない」(経験10%、見聞5%、合計15%)であり、ほかの回答はなかった(図2-3-39)。全体に、利益相反アドバイザーの対応に関する問題点はあまりみられなかったが、利益相反アドバイザーがそもそも設置されていなかったり外部有識者が任命されているなど、相談対応そのものの問題以前の課題があることがわかった。

2. 利益相反マネジメントに対する意見

「大学における利益相反に関してご意見がありましたら自由にお書きください。」という設問に対しては31人の回答者の記載があり(「特になし」といった記載は除く。)、それらをまとめたものが表2-3-1である(資料編参照)。1人で複数の事柄を記載している場合があるため、合計は31を超えている。全体では、「アンケートの事例については経験がない、該当しない」が8件と最も多く、次いで「利益相反マネジメントの手続が煩雑、複雑、時間がかかりすぎる、ルールが分かりにくい」(4件)、3番目が「利益相反マネジメントについての大学の支援体制が不十分、マンパワー不足」(3件)と「利益相反問題への対応や判断が難しい」(3件)であった。産学連携に携わらず、身の回りで利益相反状況が生じにくい教員も多々存在する状況ではあるが、利益相反マネジメントの手続の煩雑さやルールのわかりにくさ、また、利益相反問題に対する対応や判断の困難さなどが多く指摘されており、大学の支援体制も不十分で、幹部職員の認識不足、専門家人材の育成などを訴える記載もみられた。

表 2-3-1 大学における利益相反に関する自由意見

自由意見	件数			
	国	公	私	計
アンケートの事例については経験がない、該当しない	8			8
利益相反マネジメントの手続が煩雑、複雑、時間がかかりすぎる、ルールが分かりにくい	4			4
利益相反マネジメントについての大学の支援体制が不十分、マンパワー不足	3			3
利益相反問題への対応や判断が難しい	3			3
利益相反問題の重要性を学長や幹部職員がしっかりと認識すべき	2			2
利益相反の専門家人材の育成が必要	2			2
特定の企業が優遇されないよう、大学では基礎研究をしっかりとすべき	2			2
アンケートの利益相反事例を見て認識を新たにした	2			2
大学の支援体制は徐々に整備されてきている	2			2
大学で時々利益相反に関する理解度チェックやオンライン講義を行っている	2			2
利益相反の知識不足で共同研究等が不安	1	1		2
もっとわかりやすい教材が必要	1			1
職責に応じた罰則が必要	1			1
(抜け道はいくらでもあるので) 利益相反マネジメントシステムはシンプルにするべき	1			1
病院、診療所との利益相反がよくある	1			1
共同研究が進展すると利益相反が増加するかもしれない	1			1
税金等で自著を購入して印税を得るのと自著を学生に購入させるのとどちらが問題か	1			1
利益相反の時事問題が想起された	1			1
企業との交流では URA が同席する	1			1
大学発ベンチャー育成のために大学施設利用を望む	1			1
外部資金を調達せざるを得ない現状が教員を利益相反へと追いやっている			1	1
計	40	1	1	42

※国公立大学別に集計

第4節 調査結果のまとめ

本調査では、産学連携活動を活発に展開している大学の教員や利益相反担当部署を対象に、主に利益相反問題の具体的事例に関する経験や見聞についてのアンケート調査を実施した。調査結果のまとめは以下のとおりである。

まず、大学発ベンチャーにかかわる利益相反の事例のうち全体で最も多かったのは、「(2)教員自身を大学側の研究担当者として当該ベンチャーと共同研究を実施」で、経験が4%、見聞が25%、合計29%となった(図2-3-1)。次に多かったのが「(3)大学で教員自身が当該ベンチャーに業務を委託」で、経験が2%、見聞が13%、合計15%であった。3番目に多かったのは、「(1)大学で教員自身が当該ベンチャーから製品を購入」で、経験が1%、見聞が11%、合計12%となった。全体に大学発ベンチャーの関係する事例では共同研究の問題が最も多く存在し、次いで大学への役務・物品提供の契約関係の問題が生じることが多いことが判明した。また、教員においては大学への研究員の派遣の事例も大学発ベンチャーからの製品購入の事例と同程度見聞されている。

大学の名称使用にかかわる利益相反の事例のうち全体で最も多かったのは、「(1)大学と共同開発した健康食品や健康器具(雑貨)の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた」で、経験が4%、見聞が13%、合計17%となった(図2-3-4)。次に多かったのが「(3)大学が効果検証した健康食品や健康器具(雑貨)の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた」(経験4%、見聞12%、合計16%)で、3番目は、「(2)大学と共同開発した上記(1)以外の製品の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた」(経験6%、見聞8%、合計14%)と「(5)大学と共同研究実施中に大学名称を使用した宣伝をしたいとの申出が企業からあった」(経験6%、見聞8%、合計14%)が合計14%と同値で並んだ。全体に大学の名称使用の事例では、とりわけ健康食品や健康器具(雑貨)の宣伝において大学の名称使用や教員のコメントが求められるケースが多いことが判明した。担当部署においては様々な案件が寄せられることが推測されるが、健康食品や健康器具(雑貨)以外の事例で大学の名称使用や教員のコメントを求められるような幅広い情報を把握していることが多いものと考えられ、いずれの事例でも一定程度の回答がみられた(図2-3-6)。また、「(7)その他(具体的に記入してください)」に回答のあったもののうち、申出のないまま大学名称を用いて宣伝するといった事例もみられた(資料編参照)。

企業の宣伝への協力にかかわる利益相反の事例のうち全体で最も多かったのは、「(2)企業から製品宣伝用のために関連する分野の教員のコメント、顔写真の提供等の依頼があった」で、経験が4%、見聞が12%、合計16%となった(図2-3-7)。次に多かったのが「(1)企業から製品宣伝用の動画に関連する教員の研究成果を取り上げ、当該教員にその監修と出演の依頼があった」(経験1%、見聞9%、合計10%)で、3番目は「(3)イベント企画・制作会社から事務担当者にクライアントの商品を推奨してくれる教員の推薦、コメント及び顔

写真の提供等の依頼があった」(経験 1%、見聞 2%、合計 4% (5 件)) となった。4 番目の「(4)複数の同分野の企業が学内で商品宣伝のための情報交流会を開催したい旨の提案があった」も、経験が 1%、見聞が 2%、合計 3% (4 件) で、合計は 3 番目とほとんどかわらなかつた。全体に企業の製品宣伝のための教員のコメント・顔写真の提供等の事例が多い。

企業からの寄附金、設備等の提供にかかわる利益相反の事例のうち全体で最も多かつたのは、「(4)長年にわたり企業からの寄附金を受けていたところ、同社から講演と同社の出版物への寄稿の依頼があった」で、経験が 4%、見聞が 9%、合計 13%となった(図 2-3-10)。次に多かつたのが「(1)数年間企業からの寄附金を受けて同社の製品の効果を研究してきたところ、同社からその製品の推薦文の依頼があった」(経験 0%、見聞 4%、合計 4%)と「(3)企業からの寄附金により研究を実施していたところ、同社から研究担当教員との覚書に基づきその研究成果の移転の依頼があった」(経験 1%、見聞 3%、合計 4%)が合計 4%と同値であった。4 番目の「(2)企業から大学の研究室に研究用機器の提供を受けていたところ、同社から利用実績として宣伝用チラシに大学名、研究室名、教員コメント等の掲載の依頼があった」も、経験が 0%、見聞が 3%、合計 3%とあまりかわらなかつた。全体に、寄附金の提供元の企業からは、講演や寄稿の依頼がある場合が多く、製品の推薦文や製品利用実績の公表による製品の宣伝の実施や研究成果の移転などの依頼も若干みられるという結果となった。

人を対象とする研究にかかわる利益相反の事例のうち全体で最も多かつたのは、「(1)臨床研究法の適用を受ける研究について特定臨床研究に該当するかどうかよくわからない」で、経験が 10%、見聞が 7%、合計 17%となった(図 2-3-13)。次に多かつたのが「(4)特定臨床研究以外の人を対象とする研究について研究計画の見直しをするべきかどうかの基準値(例えば寄附金や兼業報酬の金額など)をいくらとすればいいのかよくわからない」(経験 7%、見聞 3%、合計 9%)で、3 番目は「(2)臨床研究法の適用を受ける研究の利益相反管理について研究者の所属機関の役割がよくわからない」(経験 5%、見聞 3%、合計 8% (11 件))であった。4 番目の「(3)臨床研究法の適用を受ける研究の利益相反について厚労省の利益相反管理ガイダンスの基準に該当するかどうかよくわからない」(経験 4%、見聞 4%、合計 7% (10 件))も、3 番目とほとんど割合は変わらなかつた。全体に、そもそも特定臨床研究の該当性への疑問が最も多く合計が 2 桁となった。また、臨床研究における利益相反マネジメントの基準や所属機関の役割に対する疑問も若干生じている。

兼業にかかわる利益相反の事例のうち全体で最も多かつたのは、「(1)共同研究実施中の企業から技術コンサルタント等の就任の依頼があった」(経験 4%、見聞 12%、合計 17%)と「(3)医薬品購入先の製薬会社から講演や原稿執筆の依頼があった」(経験 9%、見聞 8%、合計 17%)で、合計が 17%と同値となった(図 2-3-16)。次に多かつたのが「(4)寄附金提供企業から技術コンサルタント等の就任の依頼があった」(経験 2%、見聞 6%、合計 8%)であった。全体に、共同研究先からの兼業依頼や購入先の製薬業者からの講演・原稿執筆依頼の事例は多いことが判明した。寄附提供元からの兼業依頼も若干みられる。

知的財産にかかわる利益相反の事例のうち全体で最も多かったのは、「(1)教員の共同研究成果の論文発表に企業から延期の要請があった」で、経験が3%、見聞が10%、合計13%となった(図2-3-19)。次に多かったのが「(2)学生が関与した共同研究成果の論文発表に企業から延期の要請があった」(経験2%、見聞7%、合計9%)で、3番目に多かったのが「(4)大学との共同研究成果であるのにも関わらず企業がそれを単独で特許出願しようとした」(経験4%、見聞3%、合計7%)であった。全体に、企業からの論文発表の延長要請は教員・学生ともに多くみられ、企業が共同研究成果を単独で特許出願しようとするケースもしばしばみられる。実際に大学との共同研究成果を企業が単独で特許出願したケースも「(5)その他(具体的に記入してください)」の記載でみられた(資料編参照)。

著作物とソフトウェアにかかわる利益相反の事例のうち全体で最も多かったのは、「(3)運営費交付金により自著を購入」で、経験が4%、見聞が10%、合計14%となった(図2-3-22)。次に多かったのが「(1)国の補助金(科研費)による成果の一環・派生物として出版社から著書を出版」(経験が5%、見聞が7%、合計12%)で、3番目は、「(2)国の補助金(科研費)による成果物である著作物を科研費により購入」(経験2%、見聞5%、合計7%)と「(4)寄附金により自著を購入」(経験2%、見聞4%、合計7%)が合計7%と同値であった。全体に、運営費交付金で自著を購入したり、科研費などの補助金によって研究成果をまとめて出版社から著書を出版する、あるいは科研費等の成果物である著作物を科研費や寄附金により購入するなどのことが多くみられる。

企業による大学施設使用にかかわる利益相反の事例のうち全体で最も多かったのは、「(4)大学発ベンチャーが大学施設を研究開発又は事務所に使用したいとの申出が当該企業からあった」で、経験が8%、見聞が13%、合計21%となった(図2-3-25)。次に多かった回答は四つ並び、「(1)企業と大学A専攻が社会人向け講座を、受講料を取って大学施設で共同研究として開催したいとの申出が当該企業からあった」(経験0%、見聞3%、合計3%)、「(3)製薬会社が大学と共催でその資金援助により学内講演会を開催し、そこで自らが製造・販売している医薬品を宣伝したいとの申出が当該企業からあった」(経験1%、見聞2%、合計3%)、「(5)大学発ベンチャーが大学施設を研修会(研究成果の普及)に使用したいとの申出が当該企業からあった」(経験1%、見聞2%、合計3%)、「(7)無償の共同研究契約締結企業(研究員の派遣なし)から、(学内教職員と同じ)低料金で共同利用機器を使用したいとの申出があった」(経験0%、見聞3%、合計3%)であった。全体に大学発ベンチャーによる研究開発又は事務所のための大学の施設使用の案件が突出して多いことが判明した。また、大学発ベンチャーが大学で研修会を開催したり、企業が社会人向け講座を共同研究として大学施設を利用して実施する案件や、特に製薬会社の資金援助による大学施設内の講演会での医薬品宣伝、研究員の派遣のない共同研究先の企業の大学設備使用の案件なども若干みられた。

企業による大学ウェブサイト使用、ネーミングライツにかかわる利益相反の事例のうち全体で最も多かったのは、「(1)学内内部局のウェブサイトで企業からバナー広告を掲載したい

との申出があった」(経験 1%、見聞 1%、合計 2%)と「(3)施設建設を請け負った企業とネーミングライツ契約を締結したいとの申出が当該施設の担当部署からあった」(経験 1%、見聞 1%、合計 2%)が並んだ(図 2-3-28)。次に多かった回答が「(2)大学の研究ポータルサイトに学内向けの翻訳会社割引サービスのリンク付けをしたいとの申出が当該サイト運営部署からあった」(経験 0%、見聞 1%、合計 1%)と「(4)大学と提携関係にある企業とネーミングライツ契約を締結したいとの申出が担当部署からあった(経験 0%、見聞 1%、合計 1%)であった。全体に、学内のウェブサイト上の企業のバナー広告掲載や施設建設請負先のネーミングライツの申出といった案件が多く、特定の割引サービス契約企業によるウェブサイトのリンク付けや提携先企業のネーミングライツの申込といった案件も若干みられた。ただし、いずれの回答も少数で、回答数も僅差であった。

クラウドファンディングにかかわる利益相反の事例のうち全体で最も多かったのは、「(1)教員が研究費の調達のためにクラウドファンディングを実施し、それを授業やゼミで紹介したために受講生やゼミ学生から寄附の申込があった」で、経験が 0%、見聞が 4%、合計 4%となった(図 2-3-31)。次に多かったのが「(2)クラウドファンディングで寄附を集めるためにその運営会社が記者会見をセットし、そこで教員がコメントを発表するという計画が当該会社から提案された」(経験 0%、見聞 1%、合計 1%)と「(3)企業が大学との共同研究契約に必要な資金調達をクラウドファンディングにより行い、リターンにその担当研究者である教員が協力するという計画が当該企業から提案された」(経験 0%、見聞 1%、合計 1%)で、合計 1%と同値であった。全体に回答数は少ないが、教員の実施するクラウドファンディングに対する学生等からの寄附といった問題をはじめとして徐々に様々な利益相反問題が出てきていることが分かる。

クロスアポイントメント制度等にかかわる利益相反の事例のうち全体で最も多かったのは、「(1)クロスアポイントメント制度を利用する教員の大学における勤務時間が減少し、教育・研究活動等に支障が出た」で、経験が 1%、見聞が 3%、合計 4%となった(図 2-3-34)。次に多かったのが「(2)企業とのクロスアポイントメント制度により教員を雇用、同社の出資により当該教員を代表者とする法人を設立する予定」(経験 0%、見聞 1%、合計 1%)と「(3)外部資金職員が資金提供企業とは別の企業の外部取締役役に就任する予定」(経験 0%、見聞 1%、合計 1%)で、合計 1%と同値であった。クロスアポイントメント制度は比較的新しい制度であり、利益相反問題が生じるケースはまだ少ないが、全体に、クロスアポイントメント制度を利用する教員の大学における活動への支障をはじめとする各種の問題が出始めている。

最後に、本設問は利益相反アドバイザーの利益相反事例ではないが、利益相反アドバイザーへの相談にかかわる全般的な問題点について回答を求めた。利益相反アドバイザーに必要な知識・技術と態度の事例のうち全体で最も多かったのは、「(1)利益相反アドバイザーに相談したいがアドバイザーは設置されていない」(経験 3%、見聞 2%、合計 5%)と「(2)利益相反アドバイザーはいるが学外の弁護士等の有識者である」(経験 5%、見聞 0%、合計

5%) が 5%と同値で並んだ (図 2-3-37)。次に多かったのが「(7)利益相反アドバイザーに相談して回答をもらったが原則的な考え方だけで具体的な解決法を示してもらえなかった」(経験 0%、見聞 1%、合計 1%) で、ほかの回答は「(5)その他(具体的に記入してください)」への記載が 1 件のみで、内容は「アドバイザーが設置されているかどうか分からない」というものであった。全体に、利益相反アドバイザーの対応に関する問題点はあまりみられなかったが、利益相反アドバイザーがそもそも設置されていなかったり外部有識者が任命されているなど、相談対応そのものの問題以前の課題があることがわかった。

大学における利益相反に関する自由意見の記載では、「アンケートの事例については経験がない、該当しない」が 8 件と最も多く、次いで「利益相反マネジメントの手続が煩雑、複雑、時間がかかりすぎる、ルールが分かりにくい」(4 件)、3 番目が「利益相反マネジメントについての大学の支援体制が不十分、マンパワー不足」(3 件)と「利益相反問題への対応や判断が難しい」(3 件)であった(表 2-3-1)。産学連携に携わらず、身の回りで利益相反状況が生じにくい教員も多々存在する状況ではあるが、利益相反マネジメントの手続の煩雑さやルールのわかりにくさ、また、利益相反問題に対する対応や判断の困難さなどが多く指摘されており、大学の支援体制も不十分で、幹部職員の認識不足、専門家人材の育成などを訴える記載もみられた。

第3章 おわりに

今回実施した大学における利益相反問題の具体的事例に関するアンケート調査について、全体の回答のうち経験や見聞の割合が高かった事例と自由意見の多かったもの上位3件を表3-1-1に整理した。大学で生じる利益相反事例は、大学と大学発ベンチャー共同研究(No.1、29%)、大学発ベンチャーの常駐的大学施設使用(No.9、21%)の事例が20%を超えた。また、共同開発した健康食品や健康器具への宣伝のための大学名称使用や教員コメントの要請(No.2)、特定臨床研究の該当性への疑問(No.5)、共同研究実施中の企業からの兼業依頼(No.6)、医薬品購入先からの講演・原稿依頼(No.6)(以上各17%)や、効果検証した健康食品や健康器具への宣伝のための大学名称使用や教員コメントの要請(No.2)、製品宣伝のための関連分野の教員コメント・顔写真の提供依頼(No.3)(以上16%)、大学発ベンチャーへの業務委託(No.1、15%)などの事例も多くみられた。

全般に大学発ベンチャーとの連携の問題や製品の宣伝のための大学名称使用の問題などが多い。一方で、ネーミングライツ、クラウドファンディング、クロスアポイントメント制度等の問題はまだ新しく、問題が生じるケースは少ない。

自由意見の記載では、利益相反問題が身近ではない教員も多くいる中で、利益相反マネジメントの手続が煩雑、ルールがわかりにくい、あるいは依然としてマンパワー不足や判断が難しいといった意見も出ている。

表 3-1-1 大学における利益相反問題の具体的事例（全体）

事例の種類・設問	利益相反事例経験・見聞等割合（母数：138）
1 大学発ベンチャー	①教員自身を大学側の研究担当者として当該ベンチャーと共同研究を実施（29%）、②大学で教員自身が当該ベンチャーに業務を委託（15%）、③大学で教員自身が当該ベンチャーから製品を購入（12%）
2 大学の名称使用	①大学と共同開発した健康食品や健康器具（雑貨）の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた（17%）、②大学が効果検証した健康食品や健康器具（雑貨）の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた（16%）、③大学と共同開発した上記①以外の製品の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた／大学と共同研究実施中に大学名称を使用した宣伝をしたいとの申出が企業からあった（各14%）
3 企業の宣伝への協力	①企業から製品宣伝用のために関連する分野の教員のコメント、顔写真の提供等の依頼があった（16%）、②企業から製品宣伝用の動画に関連する教員の研究成果を取り上げ、当該教員にその監修と出演の依頼があった（10%）、③イベント企画・制作会社から事務担当者にクライアントの商品を推奨してくれる教員の推薦、コメント及び顔写真の提供等の依頼があった（4%）
4 企業からの寄附金、設備等の提供	①長年にわたり企業からの寄附金を受けていたところ、同社から講演と同社の出版物への寄稿の依頼があった（13%）、②数年間企業からの寄附金を受けて同社の製品の効果を研究してきたところ、同社からその製品の推薦文の依頼があった／企業からの寄附金により研究を実施していたところ、同社から研究担当教員との覚書に基づきその研究成果の移転の依頼があった（各4%）
5 人を対象とする研究	①臨床研究法の適用を受ける研究について特定臨床研究に該当するかどうかよくわからない（17%）、②特定臨床研究以外の人を対象とする研究について研究計画の見直しをするべきかどうかの基準値（例えば寄附金や兼業報酬の金額など）をいくらとすればいいのかよくわからない（9%）、③臨床研究法の適用を受ける研究の利益相反管理について研究者の所属機関の役割がよくわからない（8%）
6 兼業	①共同研究実施中の企業から技術コンサルタント等の就任の依頼があった／医薬品購入先の製薬会社から講演や原稿執筆の依頼があった（各17%）、③寄附金提供企業から技術コンサルタント等の就任の依頼があった（8%）
7 知的財産	①教員の共同研究成果の論文発表に企業から延期の要請があった（13%）、②学生が関与した共同研究成果の論文発表に企業から延期の要請があった（9%）、③大学との共同研究成果であるのにも関わらず企業がそれを単独で特許出願しようとした（7%）
8 著作物とソフトウェア	①運営費交付金により自著を購入（14%）、②国の補助金（科研費）による成果の一環・派生物として出版社から著書出版（12%）、③国の補助金（科研費）による成果物である著作物を科研費により購入／寄附金により自著を購入（各7%）
9 企業による大学施設使用	①大学発ベンチャーが大学施設を研究開発又は事務所に使用したいとの申出が当該企業からあった（21%）、②企業と大学A専攻が社会人向け講座を、受講料を取って大学施設で共同研究として開催したいとの申出が当該企業からあった／製薬会社が大学と共催でその資金援助により学内講演会を開催し、そこで自らが製造・販売している医薬品を宣伝したいとの申出が当該企業からあった／大学発ベンチャーが大学施設を研究会（研究成果の普及）に使用したいとの申出が当該企業からあった／無償の共同研究契約締結企業（研究員の派遣なし）から、（学内教職員と同じ）低料金で共同利用機器を使用したいとの申出があった（各3%）
10 企業による大学ウェブサイト使用、ネーミングライツ	①学内局のウェブサイトで企業からバナー広告を掲載したいとの申出があった／施設建設を請け負った企業とネーミングライツ契約を締結したいとの申出が当該施設の担当部署からあった（各2%）、③大学の研究ポータルサイトに学内向けの翻訳会社割引サービスのリンク付けをしたいとの申出が当該サイト運営部署からあった／大学と提携関係にある企業とネーミングライツ契約を締結したいとの申出が担当部署からあった（各1%）
11 クラウドファンディング	①教員が研究費の調達のためにクラウドファンディングを実施し、それを授業やゼミで紹介したために受講生やゼミ学生から寄附の申込があった（4%）、②クラウドファンディングで寄附を集めるためにその運営会社が記者会見をセットし、そこで教員がコメントを発表するという計画が当該会社から提案された／企業が大学との共同研究契約に必要な資金調達はクラウドファンディングにより行い、リターンにその担当研究者である教員が協力するという計画が当該企業から提案された（各1%）
12 クロスアポイントメント制度等	①クロスアポイントメント制度を利用する教員の大学における勤務時間が減少し、教育・研究活動等に支障が出た（4%）、②企業とのクロスアポイントメント制度により教員を雇用、同社の出資により当該教員を代表者とする法人を設立する予定／外部資金職員が資金提供企業とは別の企業の外部取締役就任する予定（各1%）
13 利益相反アドバイザーに必要な知識・技術と態度	①利益相反アドバイザーに相談したいがアドバイザーは設置されていない／利益相反アドバイザーはいるが学外の弁護士等の有識者である（各5%）、③利益相反アドバイザーに相談して回答をもらったが原則的な考え方で具体的な解決法を示してもらえなかった（1%）
利益相反マネジメントに対する意見	①アンケートの事例については経験がない、該当しない（8件）、②利益相反マネジメントの手続が煩雑、複雑、時間がかかりすぎる、ルールが分かりにくい（4件）、③利益相反マネジメントについての大学の支援体制が不十分、マンパワー不足／利益相反問題への対応や判断が難しい（各3件）

<謝辞>

末筆ですが、本調査研究の実施にあたり、調査にご協力をいただきました国公立大学の皆様に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

なお、本調査研究は2021～2024年度JSPS科研費21K02649の助成を受けたものです。

資 料 編

1. 「大学における利益相反問題の具体的事例に関する調査」アンケート集計結果

1. 調査実施日	2021年6月14日
2. 調査実施対象	2018年度に民間企業との共同研究件数が上位50大学の国公私立大学において無作為抽出した教員500人及び各大学の利益相反／産学連携担当の部課長／教員等を調査対象とした。各大学における対象教員数は、各大学の教員総数に応じて割り振った。このため、国立大学42校・440人、公立大学2校・12人、私立大学6校・48人、これに各大学の利益相反／産学連携担当の部課長／教員等50人を加え、合計50校、550人とした。
3. 調査実施方法	調査票は対象の50大学の総務担当課宛てに送付して各教員宛てに配付依頼をした。記入後は、各教職員から同封の返信用封筒、E-mail、FAXのいずれかでの返送を依頼した。なお、締切りは2021年7月15日とした。

4. 回収状況

対 象	対象 大学 数	対象者数			回答数					
		教員	利益相反 ／産学連 携担当の 部課長／ 教員等	合計	教員	回答率	利益相反 ／産学連 携担当の 部課長／ 教員等	回答率	合計	回答率
国立大学	42	440	42	482	115	26.14%	18	42.86%	133	27.65%
公立大学	2	12	2	14	1	8.33%	0	0.00%	1	7.74%
私立大学	6	48	6	54	2	4.17%	2	33.33%	4	7.48%
合計	50	500	50	550	118	23.60%	20	40.00%	138	25.16%

調査事項		回答数	割合	備考
I 大学における利益相反問題の具体的事例について				
以下の1～13の利益相反に関する事例の中で、当事者として類似の経験がある場合（以下の表の「経験」の欄）や、自らが直接経験したものでなくとも学内等で類似の事例を見聞きした場合（以下の表の「見聞」の欄）には該当欄に☑印を入れてください（両方に☑印を入れても結構です。）。また、当該事例項目に関して記載事例以外の経験／見聞や疑問点等がありましたら、「その他」の欄に具体的に記入してください。				
1 大学発ベンチャーの事例：教員が株式を保有し又は役員を兼業している大学発ベンチャーについて				
(1)	大学で教員自身が当該ベンチャーから製品を購入			分母は138
	経験	2	1.45%	
	見聞	15	10.87%	
計		17	12.32%	
(2)	教員自身を大学側の研究担当者として当該ベンチャーと共同研究を実施			
	経験	6	4.35%	
	見聞 ※(1)	34	24.64%	
計		40	28.99%	
(3)	大学で教員自身が当該ベンチャーに業務を委託			
	経験	3	2.17%	
	見聞	18	13.04%	
計		21	15.22%	
(4)	当該ベンチャーから教員の研究室に研究員の派遣を求める			
	経験	1	0.72%	
	見聞	11	7.97%	
計		12	8.70%	
(5)	その他（具体的に記入してください）			
	経験 ※1	1	0.72%	
	見聞 ※2	2	1.45%	
計		3	2.17%	
2 大学の名称使用の事例：大学と共同研究（受託研究）をした企業からの申出について ※(2)				
(1)	大学と共同開発した健康食品や健康器具（雑貨）の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた			分母は138
	経験	6	4.35%	
	見聞	18	13.04%	
計		24	17.39%	
(2)	大学と共同開発した上記(1)以外の製品の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた			
	経験	8	5.80%	
	見聞	11	7.97%	
計		19	13.77%	
(3)	大学が効果検証した健康食品や健康器具（雑貨）の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた			
	経験	6	4.35%	
	見聞	16	11.59%	
計		22	15.94%	
(4)	大学が効果検証した上記(3)以外の製品の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた			
	経験	5	3.62%	
	見聞	10	7.25%	
計		15	10.87%	
(5)	大学と共同研究実施中に大学名称を使用した宣伝をしたいとの申出が企業からあった			
	経験 ※(3)	8	5.80%	
	見聞	11	7.97%	
計		19	13.77%	
(6)	共同研究の成果である製品に「〇〇大学△△教授監修」を使用したいとの申出が企業からあった			
	経験	3	2.17%	
	見聞	12	8.70%	
計		15	10.87%	

I	(7)	その他（具体的に記入してください）				分母は138
		経験 ※3	3	2.17%		
		見聞 ※4	1	0.72%		
		計	4	2.90%		
3 企業の宣伝への協力の事例：企業の製品の宣伝に教員又は事務担当者が協力することについて						※(4)
	(1)	企業から製品宣伝用の動画に関連する教員の研究成果を取り上げ、当該教員にその監修と出演の依頼があった				分母は138
		経験	1	0.72%		
		見聞	13	9.42%		
		計	14	10.14%		
	(2)	企業から製品宣伝用のために関連する分野の教員のコメント、顔写真の提供等の依頼があった				分母は138
		経験	5	3.62%		
		見聞	17	12.32%		
		計	22	15.94%		
	(3)	イベント企画・制作会社から事務担当者にクライアントの商品を推奨してくれる教員の推薦、コメント及び顔写真の提供等の依頼があった				分母は138
		経験	2	1.45%		
		見聞	3	2.17%		
		計	5	3.62%		
	(4)	複数の同分野の企業が学内で商品宣伝のための情報交流会を開催したい旨の提案があった				分母は138
		経験	1	0.72%		
		見聞	3	2.17%		
		計	4	2.90%		
	(5)	その他（具体的に記入してください）				分母は138
		経験 ※5	1	0.72%		
		見聞 ※6	1	0.72%		
		計	2	1.45%		
4 企業からの寄附金、設備等の提供の事例：企業から提供される寄附金、設備等について						
	(1)	数年間企業からの寄附金を受けて同社の製品の効果を研究してきたところ、同社からその製品の推薦文の依頼があった				分母は138
		経験	0	0.00%		
		見聞	5	3.62%		
		計	5	3.62%		
	(2)	企業から大学の研究室に研究用機器の提供を受けていたところ、同社から利用実績として宣伝用チラシに大学名、研究室名、教員コメント等の掲載の依頼があった				分母は138
		経験	0	0.00%		
		見聞	4	2.90%		
		計	4	2.90%		
	(3)	企業からの寄附金により研究を実施していたところ、同社から研究担当教員との覚書に基づきその研究成果の移転の依頼があった				分母は138
		経験	1	0.72%		
		見聞	4	2.90%		
		計	5	3.62%		
	(4)	長年にわたり企業からの寄附金を受けていたところ、同社から講演と同社の出版物への寄稿の依頼があった				分母は138
		経験 ※(5)	5	3.62%		
		見聞	13	9.42%		
		計	18	13.04%		
	(5)	その他（具体的に記入してください）				分母は138
		経験	0	0.00%		
		見聞 ※7	1	0.72%		
		計	1	0.72%		

I 5 人を対象とする研究の事例：人を対象とする研究や臨床研究法の適用を受ける臨床研究について		※(6)	
(1)	臨床研究法の適用を受ける研究について特定臨床研究に該当するかどうかよくわからない		
	経験	14	10.14%
	見聞	9	6.52%
	計	23	16.67%
(2)	臨床研究法の適用を受ける研究の利益相反管理について研究者の所属機関の役割がよくわからない		
	経験	7	5.07%
	見聞	4	2.90%
	計	11	7.97%
(3)	臨床研究法の適用を受ける研究の利益相反について厚労省の利益相反管理ガイダンスの基準に該当するかどうかよくわからない		
	経験	5	3.62%
	見聞	5	3.62%
	計	10	7.25%
(4)	特定臨床研究以外の人を対象とする研究について研究計画の見直しをするべきかどうかの基準値（例えば寄附金や兼業報酬の金額など）をいくらとすればいいのかわからない		
	経験	9	6.52%
	見聞	4	2.90%
	計	13	9.42%
(5)	その他（具体的に記入してください）		
	経験	0	0.00%
	見聞	0	0.00%
	計	0	0.00%
6 兼業の事例：教員が利害関係のある企業に兼業をすることについて			
(1)	共同研究実施中の企業から技術コンサルタント等の就任の依頼があった		
	経験	6	4.35%
	見聞	17	12.32%
	計	23	16.67%
(2)	高額な装置購入先企業から技術コンサルタント等の就任の依頼があった		
	経験	0	0.00%
	見聞	3	2.17%
	計	3	2.17%
(3)	医薬品購入先の製薬会社から講演や原稿執筆の依頼があった		
	経験	12	8.70%
	見聞	11	7.97%
	計	23	16.67%
(4)	寄附金提供企業から技術コンサルタント等の就任の依頼があった		
	経験	3	2.17%
	見聞	8	5.80%
	計	11	7.97%
(5)	その他（具体的に記入してください）		
	経験 ※8	1	0.72%
	見聞 ※9	2	1.45%
	計	3	2.17%
7 知的財産の事例：大学と企業が共同研究を行った結果生まれた知的財産について			
(1)	教員の共同研究成果の論文発表に企業から延期の要請があった		
	経験	4	2.90%
	見聞	14	10.14%
	計	18	13.04%
(2)	学生が関与した共同研究成果の論文発表に企業から延期の要請があった		
	経験	3	2.17%
	見聞	10	7.25%
	計	13	9.42%

分母は138

分母は138

I	(3)	企業が技術移転契約なしに共同研究の成果である製品の宣伝に大学の名称を使用しようとした				分母は138	
		経験	1	0.72%			
		見聞	3	2.17%			
		計	4	2.90%			
	(4)	大学との共同研究成果であるのにも関わらず企業がそれを単独で特許出願しようとした					
		経験	6	4.35%			
		見聞	4	2.90%			
		計	10	7.25%			
	(5)	その他（具体的に記入してください）					
		経験 ※10	1	0.72%			
		見聞	0	0.00%			
		計	1	0.72%			
8 著作物とソフトウェアの事例：教員の著作物の出版・購入、ソフトウェアの活用について							
	(1)	国の補助金（科研費）による成果の一環・派生物として出版社から著書を出版				分母は138	
		経験	7	5.07%			
		見聞	10	7.25%			
		計	17	12.32%			
	(2)	国の補助金（科研費）による成果物である著作物を科研費により購入					
		経験	3	2.17%			
		見聞	7	5.07%			
		計	10	7.25%			
	(3)	運営費交付金により自著を購入					
		経験	6	4.35%			
		見聞	14	10.14%			
		計	20	14.49%			
(4)	寄附金により自著を購入						
	経験	3	2.17%				
	見聞	6	4.35%				
	計	9	6.52%				
(5)	教員が個人的に開発している販売目的のプログラムについてその開発のために授業で使用						
	経験	0	0.00%				
	見聞	1	0.72%				
	計	1	0.72%				
(6)	大学の研究室が蓄積したプログラム知財を特定の企業が包括的に参照できるような契約を締結						
	経験	0	0.00%				
	見聞	2	1.45%				
	計	2	1.45%				
(7)	その他（具体的に記入してください）						
	経験	0	0.00%				
	見聞	0	0.00%				
	計	0	0.00%				
9 企業による大学施設使用の事例：企業が自社単独又は大学と共同で大学施設を使用することについて							
	(1)	企業と大学A専攻が社会人向け講座を、受講料を取って大学施設で共同研究として開催したいとの申出が当該企業からあった				分母は138	
		経験	0	0.00%			
		見聞	4	2.90%			
		計	4	2.90%			
	(2)	セミナー開催企業が社会人向け講座を、受講料を取って大学施設で学術指導契約として開催したいとの申出が当該企業からあった					
		経験	0	0.00%			
		見聞	2	1.45%			
		計	2	1.45%			

I	(3)	製薬会社が大学と共催でその資金援助により学内講演会を開催し、そこで自らが製造・販売している医薬品を宣伝したいとの申出が当該企業からあった			分母は138	
		経験	1	0.72%		
		見聞	3	2.17%		
		計	4	2.90%		
(4)	大学発ベンチャーが大学施設を研究開発又は事務所に使用したいとの申出が当該企業からあった					
	経験	11	7.97%			
	見聞 ※(7)	18	13.04%			
	計	29	21.01%			
(5)	大学発ベンチャーが大学施設を研修会（研究成果の普及）に使用したいとの申出が当該企業からあった					
	経験	1	0.72%			
	見聞	3	2.17%			
	計	4	2.90%			
(6)	教員の関係企業（兼業先・親族経営等）が事務局となって、大学の施設で会費を取って一般人相手の有料の教育／指導を実施したいとの申出が当該企業からあった					
	経験	0	0.00%			
	見聞	1	0.72%			
	計	1	0.72%			
(7)	無償の共同研究契約締結企業（研究員の派遣なし）から、（学内教職員と同じ）低料金で共同利用機器を使用したいとの申出があった					
	経験	0	0.00%			
	見聞	4	2.90%			
	計	4	2.90%			
(8)	その他（具体的に記入してください）					
	経験	0	0.00%			
	見聞	0	0.00%			
	計	0	0.00%			
10 企業による大学ウェブサイト使用、ネーミングライツの事例：企業の宣伝に大学ウェブサイト使用、またネーミングライツについて						
(1)	学内部局のウェブサイトで企業からバナー広告を掲載したいとの申出があった			分母は138		
	経験	1	0.72%			
	見聞	2	1.45%			
	計	3	2.17%			
(2)	大学の研究ポータルサイトに学内向けの翻訳会社割引サービスのリンク付けをしたいとの申出が当該サイト運営部署からあった					
	経験	0	0.00%			
	見聞	1	0.72%			
	計	1	0.72%			
(3)	施設建設を請け負った企業とネーミングライツ契約を締結したいとの申出が当該施設の担当部署からあった					
	経験	1	0.72%			
	見聞	2	1.45%			
	計	3	2.17%			
(4)	大学と提携関係にある企業とネーミングライツ契約を締結したいとの申出が担当部署からあった					
	経験	0	0.00%			
	見聞	2	1.45%			
	計	2	1.45%			
(5)	その他（具体的に記入してください）					
	経験	0	0.00%			
	見聞	0	0.00%			
	計	0	0.00%			

I 11 クラウドファンディングの事例：クラウドファンディングを教員が実施又は協力することについて

(1)	教員が研究費の調達のためにクラウドファンディングを実施し、それを授業やゼミで紹介したために受講生やゼミ学生から寄附の申込があった	/		分母は138
	経験	0	0.00%	
	見聞	6	4.35%	
	計	6	4.35%	
(2)	クラウドファンディングで寄附を集めるためにその運営会社が記者会見をセットし、そこで教員がコメントを発表するという計画が当該会社から提案された	/		
	経験	0	0.00%	
	見聞	1	0.72%	
	計	1	0.72%	
(3)	企業が大学との共同研究契約に必要な資金調達をクラウドファンディングにより行い、リターンにその担当研究者である教員が協力するという計画が当該企業から提案された	/		
	経験	0	0.00%	
	見聞	1	0.72%	
	計	1	0.72%	
(4)	その他（具体的に記入してください）	/		
	経験	0	0.00%	
	見聞	0	0.00%	
	計	0	0.00%	

12 クロスアポイントメント制度等の事例：クロスアポイントメント制度による職員の雇用や外部資金職員について

(1)	クロスアポイントメント制度を利用する教員の大学における勤務時間が減少し、教育・研究活動等に支障が出た	/		分母は138
	経験	2	1.45%	
	見聞	4	2.90%	
	計	6	4.35%	
(2)	企業とのクロスアポイントメント制度により教員を雇用、同社の出資により当該教員を代表者とする法人を設立する予定	/		
	経験	0	0.00%	
	見聞	2	1.45%	
	計	2	1.45%	
(3)	外部資金職員が資金提供企業とは別の企業の外部取締役就任する予定	/		
	経験	0	0.00%	
	見聞	1	0.72%	
	計	1	0.72%	
(4)	その他（具体的に記入してください）	/		
	経験	0	0.00%	
	見聞	0	0.00%	
	計	0	0.00%	

13 利益相反アドバイザーに必要な知識・技術と態度の事例：利益相反アドバイザーへの相談について

※(8)

(1)	利益相反アドバイザーに相談したいがアドバイザーは設置されていない	/		分母は138
	経験	4	2.90%	
	見聞	3	2.17%	
	計	7	5.07%	
(2)	利益相反アドバイザーはいるが学外の弁護士等の有識者である	/		
	経験	7	5.07%	
	見聞	0	0.00%	
	計	7	5.07%	
(3)	利益相反アドバイザーに相談してもすぐには回答をもらえなかった	/		
	経験	0	0.00%	
	見聞	0	0.00%	
	計	0	0.00%	

I	(4)	利益相反アドバイザーに相談してもそれは担当ではないので違う部署に相談するようにいわれた				分母は138
		経験	0	0.00%		
		見聞	0	0.00%		
		計	0	0.00%		
	(5)	利益相反アドバイザーに相談しても親切に対応してもらえなかった				
		経験	0	0.00%		
		見聞	0	0.00%		
		計	0	0.00%		
	(6)	利益相反アドバイザーに相談して回答をもらったが結論だけでなぜそうなるのかについて説明してもらえなかった				
		経験	0	0.00%		
		見聞	0	0.00%		
		計	0	0.00%		
	(7)	利益相反アドバイザーに相談して回答をもらったが原則的な考え方で具体的な解決法を示してもらえなかった				
		経験	0	0.00%		
		見聞	1	0.72%		
		計	1	0.72%		
	(8)	利益相反アドバイザーに相談して回答をもらったが学内の規則等を理解しておらずその回答に納得がいかなかった				
		経験	0	0.00%		
		見聞	0	0.00%		
		計	0	0.00%		
	(9)	その他（具体的に記入してください）				
経験		※11	1	0.72%		
見聞			0	0.00%		
計			1	0.72%		
II	利益相反マネジメントに対する意見					
	大学における利益相反に関してご意見がありましたら自由にお書きください。	※12	31	22.46%	分母は138	
III	大学の設置形態と専門分野について					
	1 あなたの大学の設置形態について選択してください。					
	a	国立大学	133	96.38%	分母は138	
	b	公立大学	1	0.72%		
	c	私立大学	4	2.90%		
		計	138	100.00%		
	2 あなたの専門分野について最も近いものを以下の「専門分野表」の1～65の中から1つ選択して番号を記入してください。また利益相反／産学連携担当部課等に所属されている場合は以下の該当するカッコ内に所属部署名を記入してください。					
	A	1	思想、芸術等	2	1.64%	分母は122 (利益相反／産学連携担当部課等の教員4人を 含む)
		2	文学、言語学等	0	0.00%	
		3	歴史学、考古学、博物館学等	3	2.46%	
		4	地理学、文化人類学、民俗学等	1	0.82%	
		5	法学等	2	1.64%	
		6	政治学等	3	2.46%	
		7	経済学、経営学等	2	1.64%	
		8	社会学等	0	0.00%	
		9	教育学等	6	4.92%	
		10	心理学等	1	0.82%	
		小計	20	16.39%		
	B	11	代数学、幾何学等	1	0.82%	
		12	解析学、応用数学等	0	0.00%	
		13	物性物理学等	1	0.82%	
		14	プラズマ学等	0	0.00%	
		15	素粒子、原子核、宇宙物理学等	1	0.82%	
		16	天文学等	1	0.82%	
		17	地球惑星科学等	3	2.46%	
		小計	7	5.74%		

III	C	18	材料力学、生産工学、設計工学等	2	1.64%	分母は122 (利益相反 ／産学連携 担当部課等 の教員4人を 含む)		
		19	流体工学、熱工学等	1	0.82%			
		20	機械力学、ロボティクス等	2	1.64%			
		21	電気電子工学等	4	3.28%			
		22	土木工学等	2	1.64%			
		23	建築学等	4	3.28%			
		24	航空宇宙工学、船舶海洋工学等	0	0.00%			
		25	社会システム工学、安全工学、防災工学等	1	0.82%			
			小計	16	13.11%			
	D	26	材料工学等	2	1.64%			
		27	化学工学等	1	0.82%			
		28	ナノマイクロ科学等	1	0.82%			
		29	応用物理物性等	0	0.00%			
		30	応用物理工学等	0	0.00%			
		31	原子力工学、地球資源工学、エネルギー学等	1	0.82%			
		32	人間医工学等	2	1.64%			
			小計	7	5.74%			
	E	33	物理化学、機能物性化学等	1	0.82%			
		34	有機化学等	1	0.82%			
		35	無機・錯体化学、分析化学等	1	0.82%			
		36	高分子、有機材料等	2	1.64%			
		37	無機材料化学、エネルギー関連化学等	1	0.82%			
		38	生体分子化学等	2	1.64%			
			小計	8	6.56%			
	F	39	農芸化学等	5	4.10%			
		40	生産環境農学等	1	0.82%			
		41	森林圏科学、水圏応用科学等	0	0.00%			
		42	社会経済農学、農業工学等	0	0.00%			
		43	獣医学、畜産学等	2	1.64%			
			小計	8	6.56%			
	G	44	分子レベルから細胞レベルの生物学等	4	3.28%			
		45	細胞レベルから個体レベルの生物学等	2	1.64%			
		46	個体レベルから集団レベルの生物学と人類学等	1	0.82%			
		47	神経科学等	3	2.46%			
			小計	10	8.20%			
	H	48	薬学等	3	2.46%			
		49	生体の構造と機能等	0	0.00%			
		50	病理病態学、感染・免疫学等	4	3.28%			
			小計	7	5.74%			
	I	51	腫瘍学等	3	2.46%			
		52	ブレインサイエンス等	0	0.00%			
		53	内科学一般等	8	6.56%			
		54	器官システム内科学等	3	2.46%			
		55	生体情報内科学等	0	0.00%			
		56	恒常性維持器官の外科学等	1	0.82%			
		57	生体機能および感覚に関する外科学等	6	4.92%			
		58	口腔科学等	10	8.20%			
		59	社会医学、看護学等	4	3.28%			
		60	スポーツ科学、体育、健康科学等	0	0.00%			
			小計	35	28.69%			
	J	61	情報科学、情報工学等	3	2.46%			
		62	人間情報学等	0	0.00%			
		63	応用情報学等	0	0.00%			
			小計	3	2.46%			
	K	64	環境解析評価等	1	0.82%			
		65	環境保全対策等	0	0.00%			
			小計	1	0.82%			
			合計	122	100.00%			
			利益相反／産学連携担当部課等（具体的に）	※13	20		40.00%	分母は50
			教員		4		20.00%	
			事務員		16		80.00%	分母は20
			合計		20		100.00%	
			回答総数		138		25.09%	分母は550

調査事項		回答数	割合	備考
I 大学における利益相反問題の具体的事例について				
以下の1～13の利益相反に関する事例の中で、当事者として類似の経験がある場合（以下の表の「経験」の欄）や、自らが直接経験したものでなくとも学内等で類似の事例を見聞きした場合（以下の表の「見聞」の欄）には該当欄に☑印を入れてください（両方に☑印を入れても結構です。）。また、当該事例項目に関して記載事例以外の経験／見聞や疑問点等がありましたら、「その他」の欄に具体的に記入してください。				
1 大学発ベンチャーの事例：教員が株式を保有し又は役員を兼業している大学発ベンチャーについて				
(1)	大学で教員自身が当該ベンチャーから製品を購入			分母は118
	経験	0	0.00%	
	見聞	8	6.78%	
計		8	6.78%	
(2)	教員自身を大学側の研究担当者として当該ベンチャーと共同研究を実施			
	経験	0	0.00%	
	見聞	24	20.34%	
計		24	20.34%	
(3)	大学で教員自身が当該ベンチャーに業務を委託			
	経験	2	1.69%	
	見聞	13	11.02%	
計		15	12.71%	
(4)	当該ベンチャーから教員の研究室に研究員の派遣を求める			
	経験	0	0.00%	
	見聞	8	6.78%	
計		8	6.78%	
(5)	その他（具体的に記入してください）			
	経験 ※1	1	0.85%	
	見聞	0	0.00%	
計		1	0.85%	
2 大学の名称使用の事例：大学と共同研究（受託研究）をした企業からの申出について ※(2)				
(1)	大学と共同開発した健康食品や健康器具（雑貨）の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた			分母は118
	経験	3	2.54%	
	見聞	14	11.86%	
計		17	14.41%	
(2)	大学と共同開発した上記(1)以外の製品の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた			
	経験	4	3.39%	
	見聞	7	5.93%	
計		11	9.32%	
(3)	大学が効果検証した健康食品や健康器具（雑貨）の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた			
	経験	2	1.69%	
	見聞	13	11.02%	
計		15	12.71%	
(4)	大学が効果検証した上記(3)以外の製品の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた			
	経験	3	2.54%	
	見聞	5	4.24%	
計		8	6.78%	
(5)	大学と共同研究実施中に大学名称を使用した宣伝をしたいとの申出が企業からあった			
	経験	4	3.39%	
	見聞	7	5.93%	
計		11	9.32%	
(6)	共同研究の成果である製品に「〇〇大学△△教授監修」を使用したいとの申出が企業からあった			
	経験	1	0.85%	
	見聞	6	5.08%	
計		7	5.93%	

I	(7)	その他（具体的に記入してください）				分母は118
		経験	※3	2	1.69%	
		見聞	※4	1	0.85%	
		計		3	2.54%	
3 企業の宣伝への協力の事例：企業の製品の宣伝に教員又は事務担当者が協力することについて ※(4)						
	(1)	企業から製品宣伝用の動画に関連する教員の研究成果を取り上げ、当該教員にその監修と出演の依頼があった				分母は118
		経験		1	0.85%	
		見聞		9	7.63%	
		計		10	8.47%	
	(2)	企業から製品宣伝用のために関連する分野の教員のコメント、顔写真の提供等の依頼があった				
		経験		4	3.39%	
		見聞		10	8.47%	
		計		14	11.86%	
	(3)	イベント企画・制作会社から事務担当者にクライアントの商品を推奨してくれる教員の推薦、コメント及び顔写真の提供等の依頼があった				分母は118
		経験		1	0.85%	
		見聞		1	0.85%	
		計		2	1.69%	
	(4)	複数の同分野の企業が学内で商品宣伝のための情報交流会を開催したい旨の提案があった				
		経験		1	0.85%	
		見聞		2	1.69%	
		計		3	2.54%	
	(5)	その他（具体的に記入してください）				
		経験	※5	1	0.85%	
		見聞		0	0.00%	
		計		1	0.85%	
4 企業からの寄附金、設備等の提供の事例：企業から提供される寄附金、設備等について						
	(1)	数年間企業からの寄附金を受けて同社の製品の効果を研究してきたところ、同社からその製品の推薦文の依頼があった				分母は118
		経験		0	0.00%	
		見聞		3	2.54%	
		計		3	2.54%	
	(2)	企業から大学の研究室に研究用機器の提供を受けていたところ、同社から利用実績として宣伝用チラシに大学名、研究室名、教員コメント等の掲載の依頼があった				
		経験		0	0.00%	
		見聞		3	2.54%	
		計		3	2.54%	
	(3)	企業からの寄附金により研究を実施していたところ、同社から研究担当教員との覚書に基づきその研究成果の移転の依頼があった				分母は118
		経験		1	0.85%	
		見聞		1	0.85%	
		計		2	1.69%	
	(4)	長年にわたり企業からの寄附金を受けていたところ、同社から講演と同社の出版物への寄稿の依頼があった				
		経験	※(5)	5	4.24%	
		見聞		9	7.63%	
		計		14	11.86%	
	(5)	その他（具体的に記入してください）				
		経験		0	0.00%	
		見聞	※7	1	0.85%	
		計		1	0.85%	

I 5 人を対象とする研究の事例：人を対象とする研究や臨床研究法の適用を受ける臨床研究について		※(6)		
(1)	臨床研究法の適用を受ける研究について特定臨床研究に該当するかどうかよくわからない			
	経験	11	9.32%	
	見聞	5	4.24%	
	計	16	13.56%	
(2)	臨床研究法の適用を受ける研究の利益相反管理について研究者の所属機関の役割がよくわからない			
	経験	6	5.08%	
	見聞	1	0.85%	
	計	7	5.93%	
(3)	臨床研究法の適用を受ける研究の利益相反について厚労省の利益相反管理ガイダンスの基準に該当するかどうかよくわからない			
	経験	4	3.39%	
	見聞	2	1.69%	
	計	6	5.08%	
(4)	特定臨床研究以外の人を対象とする研究について研究計画の見直しをするべきかどうかの基準値（例えば寄附金や兼業報酬の金額など）をいくらとすればいいのかわからない			
	経験	6	5.08%	
	見聞	3	2.54%	
	計	9	7.63%	
(5)	その他（具体的に記入してください）			
	経験	0	0.00%	
	見聞	0	0.00%	
	計	0	0.00%	
6 兼業の事例：教員が利害関係のある企業に兼業をすることについて				
(1)	共同研究実施中の企業から技術コンサルタント等の就任の依頼があった			
	経験	3	2.54%	
	見聞	11	9.32%	
	計	14	11.86%	
(2)	高額な装置購入先企業から技術コンサルタント等の就任の依頼があった			
	経験	0	0.00%	
	見聞	1	0.85%	
	計	1	0.85%	
(3)	医薬品購入先の製薬会社から講演や原稿執筆の依頼があった			
	経験	11	9.32%	
	見聞	7	5.93%	
	計	18	15.25%	
(4)	寄附金提供企業から技術コンサルタント等の就任の依頼があった			
	経験	2	1.69%	
	見聞	4	3.39%	
	計	6	5.08%	
(5)	その他（具体的に記入してください）			
	経験	※8	1	0.85%
	見聞	※9	2	1.69%
	計		3	2.54%
7 知的財産の事例：大学と企業が共同研究を行った結果生まれた知的財産について				
(1)	教員の共同研究成果の論文発表に企業から延期の要請があった			
	経験	3	2.54%	
	見聞	10	8.47%	
	計	13	11.02%	
(2)	学生が関与した共同研究成果の論文発表に企業から延期の要請があった			
	経験	3	2.54%	
	見聞	6	5.08%	
	計	9	7.63%	

分母は118

分母は118

I	(3)	企業が技術移転契約なしに共同研究の成果である製品の宣伝に大学の名称を使用しようとした			分母は118
		経験	0	0.00%	
		見聞	0	0.00%	
		計	0	0.00%	
(4)	大学との共同研究成果であるのにも関わらず企業がそれを単独で特許出願しようとした				
	経験	2	1.69%		
	見聞	1	0.85%		
	計	3	2.54%		
(5)	その他（具体的に記入してください）				
	経験 ※10	1	0.85%		
	見聞	0	0.00%		
	計	1	0.85%		
8 著作物とソフトウェアの事例：教員の著作物の出版・購入、ソフトウェアの活用について					
(1)	国の補助金（科研費）による成果の一環・派生物として出版社から著書を出版			分母は118	
	経験	7	5.93%		
	見聞	7	5.93%		
	計	14	11.86%		
(2)	国の補助金（科研費）による成果物である著作物を科研費により購入				
	経験	3	2.54%		
	見聞	6	5.08%		
	計	9	7.63%		
(3)	運営費交付金により自著を購入				
	経験	6	5.08%		
	見聞	11	9.32%		
	計	17	14.41%		
(4)	寄附金により自著を購入				
	経験	3	2.54%		
	見聞	3	2.54%		
	計	6	5.08%		
(5)	教員が個人的に開発している販売目的のプログラムについてその開発のために授業で使用				
	経験	0	0.00%		
	見聞	0	0.00%		
	計	0	0.00%		
(6)	大学の研究室が蓄積したプログラム知財を特定の企業が包括的に参照できるような契約を締結				
	経験	0	0.00%		
	見聞	1	0.85%		
	計	1	0.85%		
(7)	その他（具体的に記入してください）				
	経験	0	0.00%		
	見聞	0	0.00%		
	計	0	0.00%		
9 企業による大学施設使用の事例：企業が自社単独又は大学と共同で大学施設を使用することについて					
(1)	企業と大学A専攻が社会人向け講座を、受講料を取って大学施設で共同研究として開催したいとの申出が当該企業からあった			分母は118	
	経験	0	0.00%		
	見聞	2	1.69%		
	計	2	1.69%		
(2)	セミナー開催企業が社会人向け講座を、受講料を取って大学施設で学術指導契約として開催したいとの申出が当該企業からあった				
	経験	0	0.00%		
	見聞	1	0.85%		
	計	1	0.85%		

I	(3)	製薬会社が大学と共催でその資金援助により学内講演会を開催し、そこで自らが製造・販売している医薬品を宣伝したいとの申出が当該企業からあった			分母は118	
		経験	1	0.85%		
		見聞	2	1.69%		
		計	3	2.54%		
(4)	大学発ベンチャーが大学施設を研究開発又は事務所に使用したいとの申出が当該企業からあった					
	経験	2	1.69%			
	見聞	7	5.93%			
	計	9	7.63%			
(5)	大学発ベンチャーが大学施設を研修会（研究成果の普及）に使用したいとの申出が当該企業からあった					
	経験	0	0.00%			
	見聞	1	0.85%			
	計	1	0.85%			
(6)	教員の関係企業（兼業先・親族経営等）が事務局となって、大学の施設で会費を取って一般人相手の有料の教育／指導を実施したいとの申出が当該企業からあった					
	経験	0	0.00%			
	見聞	0	0.00%			
	計	0	0.00%			
(7)	無償の共同研究契約締結企業（研究員の派遣なし）から、（学内教職員と同じ）低料金で共同利用機器を使用したいとの申出があった					
	経験	0	0.00%			
	見聞	2	1.69%			
	計	2	1.69%			
(8)	その他（具体的に記入してください）					
	経験	0	0.00%			
	見聞	0	0.00%			
	計	0	0.00%			
10 企業による大学ウェブサイト使用、ネーミングライツの事例：企業の宣伝に大学ウェブサイト使用、またネーミングライツについて						
(1)	学内部局のウェブサイトで企業からバナー広告を掲載したいとの申出があった			分母は118		
	経験	1	0.85%			
	見聞	1	0.85%			
	計	2	1.69%			
(2)	大学の研究ポータルサイトに学内向けの翻訳会社割引サービスのリンク付けをしたいとの申出が当該サイト運営部署からあった					
	経験	0	0.00%			
	見聞	0	0.00%			
	計	0	0.00%			
(3)	施設建設を請け負った企業とネーミングライツ契約を締結したいとの申出が当該施設の担当部署からあった					
	経験	0	0.00%			
	見聞	1	0.85%			
	計	1	0.85%			
(4)	大学と提携関係にある企業とネーミングライツ契約を締結したいとの申出が担当部署からあった					
	経験	0	0.00%			
	見聞	1	0.85%			
	計	1	0.85%			
(5)	その他（具体的に記入してください）					
	経験	0	0.00%			
	見聞	0	0.00%			
	計	0	0.00%			

I 11 クラウドファンディングの事例：クラウドファンディングを教員が実施又は協力することについて			
(1)	教員が研究費の調達のためにクラウドファンディングを実施し、それを授業やゼミで紹介したために受講生やゼミ学生から寄附の申込があった	/	
	経験	0	0.00%
	見聞	4	3.39%
	計	4	3.39%
(2)	クラウドファンディングで寄附を集めるためにその運営会社が記者会見をセットし、そこで教員がコメントを発表するという計画が当該会社から提案された	/	
	経験	0	0.00%
	見聞	0	0.00%
	計	0	0.00%
(3)	企業が大学との共同研究契約に必要な資金調達をクラウドファンディングにより行い、リターンにその担当研究者である教員が協力するという計画が当該企業から提案された	/	
	経験	0	0.00%
	見聞	0	0.00%
	計	0	0.00%
(4)	その他（具体的に記入してください）	/	
	経験	0	0.00%
	見聞	0	0.00%
	計	0	0.00%
12 クロスアポイントメント制度等の事例：クロスアポイントメント制度による職員の雇用や外部資金職員について			
(1)	クロスアポイントメント制度を利用する教員の大学における勤務時間が減少し、教育・研究活動等に支障が出た	/	
	経験	1	0.85%
	見聞	4	3.39%
	計	5	4.24%
(2)	企業とのクロスアポイントメント制度により教員を雇用、同社の出資により当該教員を代表者とする法人を設立する予定	/	
	経験	0	0.00%
	見聞	1	0.85%
	計	1	0.85%
(3)	外部資金職員が資金提供企業とは別の企業の外部取締役就任する予定	/	
	経験	0	0.00%
	見聞	0	0.00%
	計	0	0.00%
(4)	その他（具体的に記入してください）	/	
	経験	0	0.00%
	見聞	0	0.00%
	計	0	0.00%
13 利益相反アドバイザーに必要な知識・技術と態度の事例：利益相反アドバイザーへの相談について ※(8)			
(1)	利益相反アドバイザーに相談したいがアドバイザーは設置されていない	/	
	経験	2	1.69%
	見聞	2	1.69%
	計	4	3.39%
(2)	利益相反アドバイザーはいるが学外の弁護士等の有識者である	/	
	経験	1	0.85%
	見聞	0	0.00%
	計	1	0.85%
(3)	利益相反アドバイザーに相談してもすぐには回答をもらえなかった	/	
	経験	0	0.00%
	見聞	0	0.00%
	計	0	0.00%

I	(4)	利益相反アドバイザーに相談してもそれは担当ではないので違う部署に相談するようにいわれた				分母は118
		経験	0	0.00%		
		見聞	0	0.00%		
		計	0	0.00%		
	(5)	利益相反アドバイザーに相談しても親切に対応してもらえなかった				
		経験	0	0.00%		
		見聞	0	0.00%		
		計	0	0.00%		
	(6)	利益相反アドバイザーに相談して回答をもらったが結論だけでなぜそうなるのかについて説明してもらえなかった				
		経験	0	0.00%		
		見聞	0	0.00%		
		計	0	0.00%		
	(7)	利益相反アドバイザーに相談して回答をもらったが原則的な考え方だけで具体的な解決法を示してもらえなかった				
		経験	0	0.00%		
		見聞	1	0.85%		
		計	1	0.85%		
	(8)	利益相反アドバイザーに相談して回答をもらったが学内の規則等を理解しておらずその回答に納得がいかなかった				
		経験	0	0.00%		
		見聞	0	0.00%		
		計	0	0.00%		
	(9)	その他（具体的に記入してください）				
		経験	※11	1	0.85%	
		見聞		0	0.00%	
		計		1	0.85%	
II	利益相反マネジメントに対する意見					
	大学における利益相反に関してご意見がありましたら自由にお書きください。	※12	28	23.73%	分母は118	
III	大学の設置形態と専門分野について					
	1 あなたの大学の設置形態について選択してください。					
	a	国立大学	115	97.46%	分母は118	
	b	公立大学	1	0.85%		
	c	私立大学	2	1.69%		
		計	118	100.00%		
	2 あなたの専門分野について最も近いものを以下の「専門分野表」の1～65の中から1つ選択して番号を記入してください。また利益相反／産学連携担当部課等に所属されている場合は以下の該当するカッコ内に所属部署名を記入してください。					
	A	1 思想、芸術等	2	1.69%	分母は118	
		2 文学、言語学等	0	0.00%		
		3 歴史学、考古学、博物館学等	3	2.54%		
		4 地理学、文化人類学、民俗学等	1	0.85%		
		5 法学等	0	0.00%		
		6 政治学等	3	2.54%		
		7 経済学、経営学等	1	0.85%		
		8 社会学等	0	0.00%		
		9 教育学等	6	5.08%		
		10 心理学等	1	0.85%		
		小計	17	14.41%		
	B	11 代数学、幾何学等	1	0.85%		
		12 解析学、応用数学等	0	0.00%		
		13 物性物理学等	1	0.85%		
		14 プラズマ学等	0	0.00%		
		15 素粒子、原子核、宇宙物理学等	1	0.85%		
		16 天文学等	1	0.85%		
		17 地球惑星科学等	3	2.54%		
		小計	7	5.93%		

III	C	18	材料力学、生産工学、設計工学等	2	1.69%	分母は118
		19	流体工学、熱工学等	1	0.85%	
		20	機械力学、ロボティクス等	2	1.69%	
		21	電気電子工学等	4	3.39%	
		22	土木工学等	2	1.69%	
		23	建築学等	4	3.39%	
		24	航空宇宙工学、船舶海洋工学等	0	0.00%	
		25	社会システム工学、安全工学、防災工学等	1	0.85%	
			小計	16	13.56%	
	D	26	材料工学等	2	1.69%	
		27	化学工学等	1	0.85%	
		28	ナノマイクロ科学等	1	0.85%	
		29	応用物理物性等	0	0.00%	
		30	応用物理工学等	0	0.00%	
		31	原子力工学、地球資源工学、エネルギー学等	1	0.85%	
		32	人間医工学等	2	1.69%	
		小計	7	5.93%		
	E	33	物理化学、機能物性化学等	1	0.85%	
		34	有機化学等	1	0.85%	
		35	無機・錯体化学、分析化学等	1	0.85%	
		36	高分子、有機材料等	2	1.69%	
		37	無機材料化学、エネルギー関連化学等	1	0.85%	
		38	生体分子化学等	2	1.69%	
		小計	8	6.78%		
	F	39	農芸化学等	5	4.24%	
		40	生産環境農学等	1	0.85%	
		41	森林圏科学、水圏応用科学等	0	0.00%	
		42	社会経済農学、農業工学等	0	0.00%	
		43	獣医学、畜産学等	2	1.69%	
		小計	8	6.78%		
	G	44	分子レベルから細胞レベルの生物学等	4	3.39%	
		45	細胞レベルから個体レベルの生物学等	2	1.69%	
		46	個体レベルから集団レベルの生物学と人類学等	1	0.85%	
		47	神経科学等	3	2.54%	
		小計	10	8.47%		
	H	48	薬学等	3	2.54%	
		49	生体の構造と機能等	0	0.00%	
		50	病理病態学、感染・免疫学等	4	3.39%	
		小計	7	5.93%		
	I	51	腫瘍学等	3	2.54%	
		52	ブレインサイエンス等	0	0.00%	
		53	内科学一般等	8	6.78%	
		54	器官システム内科学等	3	2.54%	
		55	生体情報内科学等	0	0.00%	
		56	恒常性維持器官の外科学等	1	0.85%	
		57	生体機能および感覚に関する外科学等	6	5.08%	
		58	口腔科学等	10	8.47%	
		59	社会医学、看護学等	4	3.39%	
		60	スポーツ科学、体育、健康科学等	0	0.00%	
			小計	35	29.66%	
	J	61	情報科学、情報工学等	2	1.69%	
		62	人間情報学等	0	0.00%	
		63	応用情報学等	0	0.00%	
		小計	2	1.69%		
	K	64	環境解析評価等	1	0.85%	
		65	環境保全対策等	0	0.00%	
		小計	1	0.85%		
		合計	118	100.00%		
		回答総数	118	23.60%	分母は500	

調査事項		回答数	割合	備考
I	大学における利益相反問題の具体的事例について			
以下の1～13の利益相反に関する事例の中で、当事者として類似の経験がある場合（以下の表の「経験」の欄）や、自らが直接経験したものでなくとも学内等で類似の事例を見聞きした場合（以下の表の「見聞」の欄）には該当欄に☑印を入れてください（両方に☑印を入れても結構です。）。また、当該事例項目に関して記載事例以外の経験／見聞や疑問点等がありましたら、「その他」の欄に具体的に記入してください。				
1 大学発ベンチャーの事例：教員が株式を保有し又は役員を兼業している大学発ベンチャーについて				
(1)	大学で教員自身が当該ベンチャーから製品を購入			分母は20
	経験	2	10.00%	
	見聞	7	35.00%	
計		9	45.00%	
(2)	教員自身を大学側の研究担当者として当該ベンチャーと共同研究を実施			
	経験	6	30.00%	
	見聞 ※(1)	10	50.00%	
計		16	80.00%	
(3)	大学で教員自身が当該ベンチャーに業務を委託			
	経験	1	5.00%	
	見聞	5	25.00%	
計		6	30.00%	
(4)	当該ベンチャーから教員の研究室に研究員の派遣を求める			
	経験	1	5.00%	
	見聞	3	15.00%	
計		4	20.00%	
(5)	その他（具体的に記入してください）			
	経験	0	0.00%	
	見聞 ※2	2	10.00%	
計		2	10.00%	
2 大学の名称使用の事例：大学と共同研究（受託研究）をした企業からの申出について ※(2)				
(1)	大学と共同開発した健康食品や健康器具（雑貨）の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた			分母は20
	経験	3	15.00%	
	見聞	4	20.00%	
計		7	35.00%	
(2)	大学と共同開発した上記(1)以外の製品の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた			
	経験	4	20.00%	
	見聞	4	20.00%	
計		8	40.00%	
(3)	大学が効果検証した健康食品や健康器具（雑貨）の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた			
	経験	4	20.00%	
	見聞	3	15.00%	
計		7	35.00%	
(4)	大学が効果検証した上記(3)以外の製品の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた			
	経験	2	10.00%	
	見聞	5	25.00%	
計		7	35.00%	
(5)	大学と共同研究実施中に大学名称を使用した宣伝をしたいとの申出が企業からあった			
	経験 ※(3)	4	20.00%	
	見聞	4	20.00%	
計		8	40.00%	
(6)	共同研究の成果である製品に「〇〇大学△△教授監修」を使用したいとの申出が企業からあった			
	経験	2	10.00%	
	見聞	6	30.00%	
計		8	40.00%	

I	(7)	その他（具体的に記入してください）			分母は20
		経験 ※3	1	5.00%	
		見聞	0	0.00%	
		計	1	5.00%	
3 企業の宣伝への協力の事例：企業の製品の宣伝に教員又は事務担当者が協力することについて					
(1)	企業から製品宣伝用の動画に関連する教員の研究成果を取り上げ、当該教員にその監修と出演の依頼があった				分母は20
	経験	0	0.00%		
	見聞	4	20.00%		
	計	4	20.00%		
(2)	企業から製品宣伝用のために関連する分野の教員のコメント、顔写真の提供等の依頼があった				
	経験	1	5.00%		
	見聞	7	35.00%		
	計	8	40.00%		
(3)	イベント企画・制作会社から事務担当者にクライアントの商品を推奨してくれる教員の推薦、コメント及び顔写真の提供等の依頼があった				
	経験	1	5.00%		
	見聞	2	10.00%		
	計	3	15.00%		
(4)	複数の同分野の企業が学内で商品宣伝のための情報交流会を開催したい旨の提案があった				
	経験	0	0.00%		
	見聞	1	5.00%		
	計	1	5.00%		
(5)	その他（具体的に記入してください）				
	経験	0	0.00%		
	見聞 ※6	1	5.00%		
	計	1	5.00%		
4 企業からの寄附金、設備等の提供の事例：企業から提供される寄附金、設備等について					
(1)	数年間企業からの寄附金を受けて同社の製品の効果を研究してきたところ、同社からその製品の推薦文の依頼があった				分母は20
	経験	0	0.00%		
	見聞	2	10.00%		
	計	2	10.00%		
(2)	企業から大学の研究室に研究用機器の提供を受けていたところ、同社から利用実績として宣伝用チラシに大学名、研究室名、教員コメント等の掲載の依頼があった				
	経験	0	0.00%		
	見聞	1	5.00%		
	計	1	5.00%		
(3)	企業からの寄附金により研究を実施していたところ、同社から研究担当教員との覚書に基づきその研究成果の移転の依頼があった				
	経験	0	0.00%		
	見聞	3	15.00%		
	計	3	15.00%		
(4)	長年にわたり企業からの寄附金を受けていたところ、同社から講演と同社の出版物への寄稿の依頼があった				
	経験	0	0.00%		
	見聞	4	20.00%		
	計	4	20.00%		
(5)	その他（具体的に記入してください）				
	経験	0	0.00%		
	見聞	0	0.00%		
	計	0	0.00%		

I 5 人を対象とする研究の事例：人を対象とする研究や臨床研究法の適用を受ける臨床研究について			
(1)	臨床研究法の適用を受ける研究について特定臨床研究に該当するかどうかよくわからない		
	経験	3	15.00%
	見聞	4	20.00%
	計	7	35.00%
(2)	臨床研究法の適用を受ける研究の利益相反管理について研究者の所属機関の役割がよくわからない		
	経験	1	5.00%
	見聞	3	15.00%
	計	4	20.00%
(3)	臨床研究法の適用を受ける研究の利益相反について厚労省の利益相反管理ガイダンスの基準に該当するかどうかよくわからない		
	経験	1	5.00%
	見聞	3	15.00%
	計	4	20.00%
(4)	特定臨床研究以外の人を対象とする研究について研究計画の見直しをするべきかどうかの基準値（例えば寄附金や兼業報酬の金額など）をいくらとすればいいのかわからない		
	経験	3	15.00%
	見聞	1	5.00%
	計	4	20.00%
(5)	その他（具体的に記入してください）		
	経験	0	0.00%
	見聞	0	0.00%
	計	0	0.00%
6 兼業の事例：教員が利害関係のある企業に兼業をすることについて			
(1)	共同研究実施中の企業から技術コンサルタント等の就任の依頼があった		
	経験	3	15.00%
	見聞	6	30.00%
	計	9	45.00%
(2)	高額な装置購入先企業から技術コンサルタント等の就任の依頼があった		
	経験	0	0.00%
	見聞	2	10.00%
	計	2	10.00%
(3)	医薬品購入先の製薬会社から講演や原稿執筆の依頼があった		
	経験	1	5.00%
	見聞	4	20.00%
	計	5	25.00%
(4)	寄附金提供企業から技術コンサルタント等の就任の依頼があった		
	経験	1	5.00%
	見聞	4	20.00%
	計	5	25.00%
(5)	その他（具体的に記入してください）		
	経験	0	0.00%
	見聞	0	0.00%
	計	0	0.00%
7 知的財産の事例：大学と企業が共同研究を行った結果生まれた知的財産について			
(1)	教員の共同研究成果の論文発表に企業から延期の要請があった		
	経験	1	5.00%
	見聞	4	20.00%
	計	5	25.00%
(2)	学生が関与した共同研究成果の論文発表に企業から延期の要請があった		
	経験	0	0.00%
	見聞	4	20.00%
	計	4	20.00%

分母は20

分母は20

I	(3)	企業が技術移転契約なしに共同研究の成果である製品の宣伝に大学の名称を使用しようとした			分母は20
		経験	1	5.00%	
		見聞	3	15.00%	
		計	4	20.00%	
	(4)	大学との共同研究成果であるのにも関わらず企業がそれを単独で特許出願しようとした			
		経験	4	20.00%	
		見聞	3	15.00%	
		計	7	35.00%	
	(5)	その他（具体的に記入してください）			
		経験	0	0.00%	
		見聞	0	0.00%	
		計	0	0.00%	
8 著作物とソフトウェアの事例：教員の著作物の出版・購入、ソフトウェアの活用について					
(1)	国の補助金（科研費）による成果の一環・派生物として出版社から著書を出版			分母は20	
	経験	0	0.00%		
	見聞	3	15.00%		
	計	3	15.00%		
(2)	国の補助金（科研費）による成果物である著作物を科研費により購入				
	経験	0	0.00%		
	見聞	1	5.00%		
	計	1	5.00%		
(3)	運営費交付金により自著を購入				
	経験	0	0.00%		
	見聞	3	15.00%		
	計	3	15.00%		
(4)	寄附金により自著を購入				
	経験	0	0.00%		
	見聞	3	15.00%		
	計	3	15.00%		
(5)	教員が個人的に開発している販売目的のプログラムについてその開発のために授業で使用				
	経験	0	0.00%		
	見聞	1	5.00%		
	計	1	5.00%		
(6)	大学の研究室が蓄積したプログラム知財を特定の企業が包括的に参照できるような契約を締結				
	経験	0	0.00%		
	見聞	1	5.00%		
	計	1	5.00%		
(7)	その他（具体的に記入してください）				
	経験	0	0.00%		
	見聞	0	0.00%		
	計	0	0.00%		
9 企業による大学施設使用の事例：企業が自社単独又は大学と共同で大学施設を使用することについて					
(1)	企業と大学A専攻が社会人向け講座を、受講料を取って大学施設で共同研究として開催したいとの申出が当該企業からあった			分母は20	
	経験	0	0.00%		
	見聞	2	10.00%		
	計	2	10.00%		
(2)	セミナー開催企業が社会人向け講座を、受講料を取って大学施設で学術指導契約として開催したいとの申出が当該企業からあった				
	経験	0	0.00%		
	見聞	1	5.00%		
	計	1	5.00%		

I	(3)	製薬会社が大学と共催でその資金援助により学内講演会を開催し、そこで自らが製造・販売している医薬品を宣伝したいとの申出が当該企業からあった			分母は20
		経験	0	0.00%	
		見聞	1	5.00%	
		計	1	5.00%	
(4)	大学発ベンチャーが大学施設を研究開発又は事務所に使用したいとの申出が当該企業からあった				
	経験	9	45.00%		
	見聞	11	55.00%		
	計	20	100.00%		
(5)	大学発ベンチャーが大学施設を研修会（研究成果の普及）に使用したいとの申出が当該企業からあった				
	経験	1	5.00%		
	見聞	2	10.00%		
	計	3	15.00%		
(6)	教員の関係企業（兼業先・親族経営等）が事務局となって、大学の施設で会費を取って一般人相手の有料の教育／指導を実施したいとの申出が当該企業からあった				
	経験	0	0.00%		
	見聞	1	5.00%		
	計	1	5.00%		
(7)	無償の共同研究契約締結企業（研究員の派遣なし）から、（学内教職員と同じ）低料金で共同利用機器を使用したいとの申出があった				
	経験	0	0.00%		
	見聞	2	10.00%		
	計	2	10.00%		
(8)	その他（具体的に記入してください）				
	経験	0	0.00%		
	見聞	0	0.00%		
	計	0	0.00%		
10 企業による大学ウェブサイト使用、ネーミングライツの事例：企業の宣伝に大学ウェブサイト使用、またネーミングライツについて					
(1)	学内部局のウェブサイトにて企業からバナー広告を掲載したいとの申出があった			分母は20	
	経験	0	0.00%		
	見聞	1	5.00%		
	計	1	5.00%		
(2)	大学の研究ポータルサイトに学内向けの翻訳会社割引サービスのリンク付けをしたいとの申出が当該サイト運営部署からあった				
	経験	0	0.00%		
	見聞	1	5.00%		
	計	1	5.00%		
(3)	施設建設を請け負った企業とネーミングライツ契約を締結したいとの申出が当該施設の担当部署からあった				
	経験	1	5.00%		
	見聞	1	5.00%		
	計	2	10.00%		
(4)	大学と提携関係にある企業とネーミングライツ契約を締結したいとの申出が担当部署からあった				
	経験	0	0.00%		
	見聞	1	5.00%		
	計	1	5.00%		
(5)	その他（具体的に記入してください）				
	経験	0	0.00%		
	見聞	0	0.00%		
	計	0	0.00%		

I 11 クラウドファンディングの事例：クラウドファンディングを教員が実施又は協力することについて

(1)	教員が研究費の調達のためにクラウドファンディングを実施し、それを授業やゼミで紹介したために受講生やゼミ学生から寄附の申込があった	/		分母は20
	経験	0	0.00%	
	見聞	2	10.00%	
	計	2	10.00%	
(2)	クラウドファンディングで寄附を集めるためにその運営会社が記者会見をセットし、そこで教員がコメントを発表するという計画が当該会社から提案された	/		
	経験	0	0.00%	
	見聞	1	5.00%	
	計	1	5.00%	
(3)	企業が大学との共同研究契約に必要な資金調達をクラウドファンディングにより行い、リターンにその担当研究者である教員が協力するという計画が当該企業から提案された	/		
	経験	0	0.00%	
	見聞	1	5.00%	
	計	1	5.00%	
(4)	その他（具体的に記入してください）	/		
	経験	0	0.00%	
	見聞	0	0.00%	
	計	0	0.00%	

12 クロスアポイントメント制度等の事例：クロスアポイントメント制度による職員の雇用や外部資金職員について

(1)	クロスアポイントメント制度を利用する教員の大学における勤務時間が減少し、教育・研究活動等に支障が出た	/		分母は20
	経験	1	5.00%	
	見聞	0	0.00%	
	計	1	5.00%	
(2)	企業とのクロスアポイントメント制度により教員を雇用、同社の出資により当該教員を代表者とする法人を設立する予定	/		
	経験	0	0.00%	
	見聞	1	5.00%	
	計	1	5.00%	
(3)	外部資金職員が資金提供企業とは別の企業の外部取締役就任する予定	/		
	経験	0	0.00%	
	見聞	1	5.00%	
	計	1	5.00%	
(4)	その他（具体的に記入してください）	/		
	経験	0	0.00%	
	見聞	0	0.00%	
	計	0	0.00%	

13 利益相反アドバイザーに必要な知識・技術と態度の事例：利益相反アドバイザーへの相談について

(1)	利益相反アドバイザーに相談したいがアドバイザーは設置されていない	/		分母は20
	経験	2	10.00%	
	見聞	1	5.00%	
	計	3	15.00%	
(2)	利益相反アドバイザーはいるが学外の弁護士等の有識者である	/		
	経験	6	30.00%	
	見聞	0	0.00%	
	計	6	30.00%	
(3)	利益相反アドバイザーに相談してもすぐには回答をもらえなかった	/		
	経験	0	0.00%	
	見聞	0	0.00%	
	計	0	0.00%	

I	(4)	利益相反アドバイザーに相談してもそれは担当ではないので違う部署に相談するようにいわれた				分母は20
		経験	0	0.00%		
		見聞	0	0.00%		
		計	0	0.00%		
	(5)	利益相反アドバイザーに相談しても親切に対応してもらえなかった				
		経験	0	0.00%		
		見聞	0	0.00%		
		計	0	0.00%		
	(6)	利益相反アドバイザーに相談して回答をもらったが結論だけでなぜそうなるのかについて説明してもらえなかった				
		経験	0	0.00%		
		見聞	0	0.00%		
		計	0	0.00%		
	(7)	利益相反アドバイザーに相談して回答をもらったが原則的な考え方で具体的な解決法を示してもらえなかった				
		経験	0	0.00%		
		見聞	0	0.00%		
		計	0	0.00%		
	(8)	利益相反アドバイザーに相談して回答をもらったが学内の規則等を理解しておらずその回答に納得がいかなかった				
		経験	0	0.00%		
		見聞	0	0.00%		
		計	0	0.00%		
	(9)	その他（具体的に記入してください）				
		経験	0	0.00%		
		見聞	0	0.00%		
		計	0	0.00%		
II	利益相反マネジメントに対する意見					
	大学における利益相反に関してご意見がありましたら自由にお書きください。		※12	3	15.00%	分母は20
III	大学の設置形態と専門分野について					
	1 あなたの大学の設置形態について選択してください。					
	a	国立大学	18	90.00%	分母は20	
	b	公立大学	0	0.00%		
	c	私立大学	2	10.00%		
		計	20	100.00%		
	2 あなたの専門分野について最も近いものを以下の「専門分野表」の1～65の中から1つ選択して番号を記入してください。また利益相反／産学連携担当部課等に所属されている場合は以下の該当するカッコ内に所属部署名を記入してください。					
	A	1	思想、芸術等	0	0.00%	分母は20
		2	文学、言語学等	0	0.00%	
		3	歴史学、考古学、博物館学等	0	0.00%	
		4	地理学、文化人類学、民俗学等	0	0.00%	
		5	法学等	2	10.00%	
		6	政治学等	0	0.00%	
		7	経済学、経営学等	1	5.00%	
		8	社会学等	0	0.00%	
		9	教育学等	0	0.00%	
		10	心理学等	0	0.00%	
			小計	3	15.00%	
	B	11	代数学、幾何学等	0	0.00%	
		12	解析学、応用数学等	0	0.00%	
		13	物性物理学等	0	0.00%	
		14	プラズマ学等	0	0.00%	
		15	素粒子、原子核、宇宙物理学等	0	0.00%	
		16	天文学等	0	0.00%	
		17	地球惑星科学等	0	0.00%	
		小計	0	0.00%		

III	C	18	材料力学、生産工学、設計工学等	0	0.00%	分母は20	
		19	流体工学、熱工学等	0	0.00%		
		20	機械力学、ロボティクス等	0	0.00%		
		21	電気電子工学等	0	0.00%		
		22	土木工学等	0	0.00%		
		23	建築学等	0	0.00%		
		24	航空宇宙工学、船舶海洋工学等	0	0.00%		
		25	社会システム工学、安全工学、防災工学等	0	0.00%		
			小計	0	0.00%		
	D	26	材料工学等	0	0.00%		
		27	化学工学等	0	0.00%		
		28	ナノマイクロ科学等	0	0.00%		
		29	応用物理物性等	0	0.00%		
		30	応用物理工学等	0	0.00%		
		31	原子力工学、地球資源工学、エネルギー学等	0	0.00%		
		32	人間医工学等	0	0.00%		
		小計	0	0.00%			
	E	33	物理化学、機能物性化学等	0	0.00%		
		34	有機化学等	0	0.00%		
		35	無機・錯体化学、分析化学等	0	0.00%		
		36	高分子、有機材料等	0	0.00%		
		37	無機材料化学、エネルギー関連化学等	0	0.00%		
		38	生体分子化学等	0	0.00%		
		小計	0	0.00%			
	F	39	農芸化学等	0	0.00%		
		40	生産環境農学等	0	0.00%		
		41	森林圏科学、水圏応用科学等	0	0.00%		
		42	社会経済農学、農業工学等	0	0.00%		
		43	獣医学、畜産学等	0	0.00%		
		小計	0	0.00%			
	G	44	分子レベルから細胞レベルの生物学等	0	0.00%		
		45	細胞レベルから個体レベルの生物学等	0	0.00%		
		46	個体レベルから集団レベルの生物学と人類学等	0	0.00%		
		47	神経科学等	0	0.00%		
		小計	0	0.00%			
	H	48	薬学等	0	0.00%		
		49	生体の構造と機能等	0	0.00%		
		50	病理病態学、感染・免疫学等	0	0.00%		
		小計	0	0.00%			
	I	51	腫瘍学等	0	0.00%		
		52	ブレインサイエンス等	0	0.00%		
		53	内科学一般等	0	0.00%		
		54	器官システム内科学等	0	0.00%		
		55	生体情報内科学等	0	0.00%		
		56	恒常性維持器官の外科学等	0	0.00%		
		57	生体機能および感覚に関する外科学等	0	0.00%		
		58	口腔科学等	0	0.00%		
		59	社会医学、看護学等	0	0.00%		
		60	スポーツ科学、体育、健康科学等	0	0.00%		
			小計	0	0.00%		
	J	61	情報科学、情報工学等	1	5.00%		
		62	人間情報学等	0	0.00%		
		63	応用情報学等	0	0.00%		
		小計	1	5.00%			
	K	64	環境解析評価等	0	0.00%		
		65	環境保全対策等	0	0.00%		
		小計	0	0.00%			
		合計	4	20.00%			
		利益相反／産学連携担当部課等（具体的に）	※13	20	40.00%		分母は50
		教員		4	20.00%		
		事務員		16	80.00%		分母は20
		合計		20	100.00%		
		回答総数		20	40.00%		分母は50

【I 大学における利益相反問題の具体的事例について】

※「種別」は国公私立大学別。このうち「(担)」は利益相反／産学連携担当部署等の担当部署の回答。

以下の1～13の利益相反に関する事例の中で、当事者として類似の経験がある場合（以下の表の「経験」の欄）や、自らが直接経験したものでなくとも学内等で類似の事例を見聞きした場合（以下の表の「見聞」の欄）には該当欄に☑印を入れてください（両方に☑印を入れても結構です。）。また、当該事例項目に関して記載事例以外の経験／見聞や疑問点等がありましたら、「その他」の欄に具体的に記入してください。

【1-(5) 大学発ベンチャーの事例：教員が株式を保有し又は役員を兼業している大学発ベンチャーについて／その他（具体的に記入してください。）／経験】 ※1

No.	具体的に	種別
1	研究の中で、大学院生（指導教授）が分析の一部をベンチャー企業に依頼	国

【1-(5) 大学発ベンチャーの事例：教員が株式を保有し又は役員を兼業している大学発ベンチャーについて／その他（具体的に記入してください。）／見聞】 ※2

No.	具体的に	種別
1	「(4)当該ベンチャーから教員の研究室に研究員の派遣を求める」と類似するが、大学からベンチャー側への研究員の派遣を希望する（企業での研究開発を希望）	国(担)
2	自分が設立したベンチャーから寄附金を受けている	国(担)

【2-(7) 大学の名称使用の事例：大学と共同研究（受託研究）をした企業からの申出について／その他（具体的に記入してください。）／経験】 ※3

No.	具体的に	種別
1	「(5)大学と共同研究実施中に大学名称を使用した宣伝をしたいとの申出が企業からあった」に準じるような形で、申出はなくとも大学名称を用いて事実上宣伝	国
2	パンフレットに文献や教室名の引用	国
3	共同研究中の企業より、IR資料に名称を使用したとの申出があった	国(担)

【2-(7) 大学の名称使用の事例：大学と共同研究（受託研究）をした企業からの申出について／その他（具体的に記入してください。）／見聞】 ※4

No.	具体的に	種別
1	「(5)大学と共同研究実施中に大学名称を使用した宣伝をしたいとの申出が企業からあった」に準じるような形で、申出はなくとも大学名称を用いて事実上宣伝	国

【3-(5) 企業の宣伝への協力の事例：企業の製品の宣伝に教員又は事務担当者が協力することについて／その他（具体的に記入してください。）／経験】 ※5

No.	具体的に	種別
1	パンフレットに文献や教室名の引用	国

【3-(5) 企業の宣伝への協力の事例：企業の製品の宣伝に教員又は事務担当者が協力することについて／その他（具体的に記入してください。）／見聞】 ※6

No.	具体的に	種別
1	企業から大学に製品を納入し、それを推薦する職員のコメントを求められた	国(担)

【4-(5) 企業からの寄附金、設備等の提供の事例：企業から提供される寄附金、設備等について／その他（具体的に記入してください。）／見聞】 ※7

No.	具体的に	種別
1	寄附金を受けた会社の役員の学位論文審査を引き受けた	国

【6-(5) 兼業の事例：教員が利害関係のある企業に兼業をすることについて／その他（具体的に記入してください。）／経験】 ※8

No.	具体的に	種別
1	診療（非常勤医師）	国

【6-(5) 兼業の事例：教員が利害関係のある企業に兼業をすることについて／その他（具体的に記入してください。）／見聞】 ※9

No.	具体的に	種別
1	社外取締役を兼業している会社からの寄附講座の責任教員に就任しようとした	国
2	診療（非常勤医師）	国

【7-(5) 知的財産の事例：大学と企業が共同研究を行った結果生まれた知的財産について／その他（具体的に記入してください。）／経験】 ※10

No.	具体的に	種別
1	大学との共同研究成果であるのにも関わらず企業がそれを単独で特許出願した	国

【13-(9) 利益相反アドバイザーに必要な知識・技術と態度の事例：利益相反アドバイザーへの相談について／その他（具体的に記入してください。）／経験】 ※11

No.	具体的に	種別
1	アドバイザーが設置されているかどうかわからない	国

【Ⅱ 利益相反マネジメントに対する意見】

【大学における利益相反に関してご意見がありましたら自由にお書きください。】 ※12

No.	意見（自由記入）	種別
1	「大学発ベンチャーをいかに育てるか」という観点から、大学の施設も含め、ファシリテーターの有効利用はぜひ教えていただきたい。（特に、通常のオフィスではバイオ実験等はできないので）	国
2	企業との研究交流には産学連携アドバイザー（URA）に同席、あるいは情報共有してもらうようにしている。1～13の質問事項には経験・見聞したものはありませんでした（ニュース等は除く）	国
3	研究者や教員が利益相反に関して行うべき手続や処理が煩雑で、大学における支援体制が十分であるとは言えない。支援する人材も資金もなく、企業としても大学の価値を利用しようとする考えに至らないのではと危惧する	国
4	研究に関して企業とは全く関係を持っておりませんし、持とうと考えたこともありませんので、特にコメントできることはありません	国
5	国民の税金が大学には投入されていることをしっかり大学の長に認識させて欲しいです。特定の企業を優遇することがないように	国
6	質問票にある事柄についての経験が全くありませんでした	国
7	自分の知識が不足しており、共同研究の際に不安である。このアンケートのリストの中のものもそれはいけないだと初めて知るものもあった	国
8	全ての研究（臨床研究）の申請の際に委員会の開催を待つ必要があるため、時間がかかり、研究の迅速な実施の妨げになっているように思う。個別ではなく、総合的な管理にしてほしい	国
9	設問の8(3)、(4)は来日前の留学生に勉強のために自著である教科書（専門書）を送ったというもの。学生に自著を買わせるのとどちらが問題か？	国
10	大学で利益相反マネジメントをされている部署のマンパワーが足りていない印象を受けます。複雑で多様化している状況に対応しなくてはならないので大変かと思えます	国
11	大学における利益相反と聞き〇〇氏が真っ先に思い浮かびます。氏についての問題は大学在職者としてよりは企業会長の立場として、国家政策との距離感で、また科学技術を対象とした問題意識からは外れるのかもしれませんが、今まさに生で行われている事例として分析いただくと大学における利益相反についての認識も深まると思えます	国
12	調査票の経験や見聞にチェックをつけられるものが何も身近にありません。良い協力になれずすみません	国

13	当大学ではあまり対応がなされていない印象です	国
14	特に関わることはありませんでした	国
15	特にございません。現在、企業などと共同研究をする等、私自身が利益相反問題には直接的に対面していませんが、今後研究が進むにつれ増えるかもしれません	国
16	特になし。時々、利益相反に関する理解度チェックのアンケートが来る（大学側から教員へ）	国
17	病院、診療所とのCOIがよくある	国
18	ほぼ関係がないようです	国
19	倫理委員会と独立の審査の適正性がわからず、外部機関との共同研究の際書式・手続等混乱する	国
20	ルールがわかりにくい	国
21	個人的には企業等との共同研究などは行っていないため、あまり利益相反にあたる事例を経験したことがないため、アンケート調査に該当する内容がありませんでした	国
22	工学というよりは理学に近い基礎数理的な研究をしているため、（自覚していないかもしれませんが）それほど利益相反に関わる機会はなかったかと思います。このような研究分野の立場からすると、特定企業等との利益相反などで複雑な状況を作らずに、基礎的な研究をしっかりと進めたい、と感じます。ただ、科研費関係を利益相反という観点で考えることがあまりなかったので、質問項目を見て認識を新たにしました	国
23	身近に事例がなく実感が伴わないが、利益を出さなければならない企業との連携において、設問を見て利益相反の事例の定義は難しい、アドバイザーや大学間でアウト・セーフの判断が分かれる事例はないのか、と感じた。何が利益相反行為かという事例把握と理解は大事だが、アドバイザーを悩ませるのはむしろ判断が分かれるような事例ではないか、その対処も重要ではないかと思った	国
24	本学における私の経験として、利益相反アドバイザーという役職名ではないものの、本学〇〇部署に本件に関係する内容を相談したところ、知識や経験を持つ適当なスタッフを紹介してもらいました。また、コロナウイルス感染症の拡大により、オンラインでの講義システムを利用して、利益相反マネジメントに関係する内容を扱う講義なども提供されています。近年は教員としての煩雑な手続が多くなり、困惑することもあります。本学では事務組織としての支援体制も整備されてきているように感じております	国
25	利益相反に関する行為があることと、利益相反事項に記載する事項があることの違いを認識している人が少ないように感じます。E-learningなどの教材がありますが、もっとわかりやすいものが増えるといいと思います	国
26	利益相反は確かに問題ですが、今の高度化・複雑化する社会では、ある問題の解決のために制度を複雑にしていくというシステム自体の弊害（全体最適を置き去りにした個別最適化）が表面化していると見ています。これらが「上級国民」の言葉に象徴される反知性主義に繋がり、あるいは社会全体を覆う不公平感や閉塞感へと繋がっているようにみえます。制度を使いこなす知性が足りなければハナから社会で生きていけないと皆に諦めさせ、自暴自棄にさせているのです。 <u>言い換えると、どんな精緻な利益相反への対策制度を作ったとて、抜け道でガッポリ稼ぐ者は減らないのです。制度運用のために無駄な手間が増えて、むしろ社会的格差を大きくする、本末転倒の方向へ働くことが容易に想像されます。私のような下っ端の教員や事務職員の負担ばかり増えて、企業とツルむ研究者の左団扇は何も変わらないのです。</u> これらへの処方下は下記しかないと考えています。逆接的ですが、空間計画（実は政治的な側面が少なくありません）の実務経験と執行部の直近で大学運営を見てきて、複数の制度設計にも関わった経験から、これらは「インクルージョンのため」「性格差を少なくするため」「障がいやLGBTQ等の性質をもつ人々の多様性を活かすため」に必要なことと本気で思っております。 1) 抜き打ち主義と、できるだけ社会システムをシンプルに保つこと 2) 社会的地位の高い者ほど、同じ罪でもより重い罰を受けるべきという考え方 3) 完全な法治主義から、ある程度、職権主義（人治という言いすぎですが）へ戻すこと。極論すればアンパイアがストライクと言えはストライク。但しその職権濫用は1)2)により厳しくチェックされなければなりません（下手に制度設計すると〇国の大統領のようになりそうですが）。 背景として、進歩史観や過度の平等主義の是正、私権（基本的人権）の程度についての見直しが必要と考えます。専門家に鼻で笑われることは重々承知しています。しかし私は、法学や教育の分野が理想主義的に過ぎ、法学と科学技術の哲学の分野が大きく立ち遅れている、そのように見えています。これらのこと、大学を辞めてからいずれ本を書こうと思っています	国
27	利益相反について理解のある大学トップ、その他の幹部や教職員が乏しい。利益相反アドバイザーの育成を目指したプロジェクトの意義は大きい	国(担)
28	利益相反マネジメント体制は構築しているが、これを担当する専門人材を育成していないため、継続的な運用が危ぶまれる	国(担)
29	本学では、教職員から自己申告いただいた内容について、利益相反マネジメントをおこなっているが、学内委員からは自己申告内容について、調査を求められる事があり、どの程度まで対応すればよいか判断に迷うことがある	国(担)

30	大学における利益相反については、わからないことが多く、どこに相談したらいいのかも不明であり不安に感じている	公
31	学内の独立性を守るという原則が一方にありながらも、研究資金を外部調達しなければならない現状が、研究者を利益相反の難しい判断へと追いやっているように思われる	私

【Ⅲ 大学の設置形態と専門分野について】

【2 あなたの専門分野について最も近いものを以下の「専門分野表」の1～65の中から1つ選択して番号を記入してください。また利益相反／産学連携担当部課等に所属されている場合は以下の該当するカッコ内に所属部署名を記入してください。／利益相反／産学連携担当部課等】

※13

No.	担当部署名	種別
1	共創推進部共創企画課	国
2	研究・産学連携部常〇〇研究・産学支援課	国
3	研究協力部産学連携課	国
4	研究産学連携本部	国
5	研究推進部研究推進課産学連携係	国
6	研究部	国
7	産学連携支援課	国
8	産学連携法務部産学連携法務課	国
9	社会連携支援部	国
10	知的財産部門	国
11	利益相反・輸出管理マネジメント室	国
12	学術研究・産学官連携推進本部リスクマネジメント部門	国
13	学術研究・産学官連携推進機構	国
14	研究・学術情報部産学・地域連携課	国
15	研究支援課	国
16	研究振興部研究振興課	国
17	研究推進部研究適正化・安全推進室	国
18	研究推進部産学連携課	国
19	研究推進部研究マネジメント課	私
20	産学連携局	私

【付帯意見】

※「種別」は国公私立大学別。このうち「(事)」は利益相反／産学連携担当部課等の担当部署の回答。

【I 大学における利益相反問題の具体的事例について】

以下の1～13の利益相反に関する事例の中で、**当事者として類似の経験がある場合**（以下の表の「経験」の欄）や、**自らが直接経験したものでなくとも学内等で類似の事例を見聞きした場合**（以下の表の「見聞」の欄）には該当欄に☑印を入れてください（両方に☑印を入れても結構です。）。また、当該事例項目に関して記載事例以外の経験／見聞や疑問点等がありましたら、「その他」の欄に具体的に記入してください。

【1-(2) 大学発ベンチャーの事例：教員が株式を保有し又は役員を兼業している大学発ベンチャーについて／教員自身を大学側の研究担当者として当該ベンチャーと共同研究を実施／見聞】 ※(1)

No.	具体的に	種別
1	補足：当該ベンチャーから製品を購入する場合等は、教員自身から発注せず、調達担当の責任（価格等調査等）において発注するようにしています	国(担)

【2 大学の名称使用の事例：大学と共同研究（受託研究）をした企業からの申出について】 ※(2)

No.	具体的に	種別
1	(6)については、脳トレゲームCM（学外）やヨーグルトの製品の横書きなどでよく見聞きしますが、そちらは当てはまるのでしょうか（※著者注：設問が「学内等」身近であったこととしているので含まれない）	国
2	上記のようなことはあるだろうとは思いますが、私自身見たり聞いたりしたことはありません	国
3	よく聞く話ですが、正しくは、共同研究かと言われると定かではありません	国
4	補足：産学連携から生まれた商品に係る大学名称使用については、ガイドラインに基づき委員会で審議して使用の可否を決定している	国(担)

【2-(5) 大学の名称使用の事例：大学と共同研究（受託研究）をした企業からの申出について／大学と共同研究実施中に大学名称を使用した宣伝をしたいとの申出が企業からあった／経験】 ※(3)

No.	具体的に	種別
1	イベント出展時に名称を記載したいとの要望あり	国(担)

【3 企業の宣伝への協力の事例：企業の製品の宣伝に教員又は事務担当者が協力することについて】 ※(4)

No.	具体的に	種別
1	速読法教材のチラシ（学外）、機能性食品の通販番組・折り込みチラシ（学外）などで見聞（※著者注：設問が「学内等」身近であったこととしているので含まれない）	国

【4-(4) 企業からの寄附金、設備等の提供の事例：企業から提供される寄附金、設備等について／長年にわたり企業からの寄附金を受けていたところ、同社から講演と同社の出版物への寄稿の依頼があった／経験】 ※(5)

No.	具体的に	種別
1	講演依頼のみ（寄稿は削除）	国
2	社内講習会で講演を依頼されたが、これは寄附金内の活動と考えている	国

【5 人を対象とする研究の事例：人を対象とする研究や臨床研究法の適用を受ける臨床研究について】 ※(6)

No.	具体的に	種別
1	研究分野が異なるため不明	国
2	すみません、何を聞かれているのかわかりません。「よくわからない」という経験や見聞があったかどうか、問われているのでしょうか？	国
3	専門が人を対象にするものではないため、該当ありません	国
4	むずかしくていつもわかりません	国

【9-(4) 企業による大学施設使用の事例：企業が自社単独又は大学と共同で大学施設を使用することについて／大学発ベンチャーが大学施設を研究開発又は事務所に使用したいとの申出が当該企業からあった／見聞】 ※(7)

No.	具体的に	種別
1	有償レンタルです	国

【13 利益相反アドバイザーに必要な知識・技術と態度の事例：利益相反アドバイザーへの相談について】 ※(8)

No.	具体的に	種別
1	回答選択肢が、問いと整合していないように見えます	国
2	大学で毎年調査してもらっています	国

2. 調査票

大学における利益相反問題の具体的事例に関する調査について —ご協力をお願い—

産学連携を推進するに伴い、大学に利益相反問題が生じてくることは避けることができません。こうした大学での利益相反問題に対処するため、これまで文部科学省が主導して各大学における利益相反委員会の設置など利益相反マネジメントの体制が整備されてきましたが、種々の調査研究等から、これらのマネジメントの実質が備わっていないことが明らかとなってきています。

利益相反委員会に関しては、利益相反の知識が十分でない者が委員に就任することも多く、また、通常数年の任期で交代してしまい、知識や経験が蓄積されないため委員が変わるごとに判断が変わってしまうおそれもあります。また、会議の招集を待って対応していたのでは、増大する利益相反問題に迅速に対応できないという問題もあります。

大学の利益相反マネジメントを実質的なものとするためには利益相反に関連した幅広い知識を持つ利益相反アドバイザーを養成・配置して安定的に対応することが効果的であり、利益相反アドバイザーを養成するためのカリキュラム及び教材に関する研究開発を進めることが喫緊の課題であると考えます。

このため、このたび、産学連携活動を活発に展開されている国公私立大学 50 大学において無作為抽出した 500 人の教員の方々と、併せて各大学の利益相反／産学連携担当の部長／教員等の方々に、大学の産学連携活動等の現場で具体的にどのような利益相反事例が起きているのかなどをお伺いする調査を実施することといたしました。これにより、当該事例に係る利益相反問題を明確化して、利益相反アドバイザーに求められる知識と、対応に必要な技術・態度等を網羅的に整理し、それらをもとにカリキュラム及び教材の開発を目指します。

ご多用中誠に恐れ入りますが、ご協力いただけますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

本調査票にご回答いただき、同封の返信用封筒又は E-mail、FAX で 2021 年 7 月 15 日(木) までにご返信くださるよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

(調査票はホームページからもダウンロードできます。→)

<https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/management/research/>)

- | | | |
|---|----------------------|---------------------------|
| 〔 | ・ 調査票返信先 E-mail アドレス | yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp |
| | ・ 調査票返信先 FAX 番号 | 029-853-7461 |

本調査結果につきましてはすべて統計的に処理し、大学名および個人名等を公表することはありませんので、ご理解をいただけますようお願いいたします。

調査結果は調査研究報告書として刊行する予定であり、ご希望の方々にお送りいたしますので、このアンケートの末尾の送付先のご記入をお願いいたします。

なお、本調査研究は 2021～2024 年度 JSPS 科研費 21K02649 の助成を受けて実施しているものです。

筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室
准教授 新 谷 由紀子
名誉教授 菊 本 虔

* この調査に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室
新谷 由紀子
〒305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1 TEL & FAX 029-853-7461
E-mail: yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp

大学における利益相反問題の具体的事例に関する調査について

< 調 査 票 >

以下の回答につきましては、該当する項目に☑印を入れ、また、必要に応じ空欄に具体的に記入してください。

I 大学における利益相反問題の具体的事例について

以下の1～13の利益相反に関する事例の中で、当事者として類似の経験がある場合（以下の表の「経験」の欄）や、自らが直接経験したものでなくとも学内等で類似の事例を見聞きした場合（以下の表の「見聞」の欄）には該当欄に☑印を入れてください（両方に☑印を入れても結構です。）。また、当該事例項目に関して記載事例以外の経験／見聞や疑問点等がありましたら、「その他」の欄に具体的に記入してください。

1 大学発ベンチャーの事例

教員が株式を保有し又は役員を兼業している大学発ベンチャーについて	経験	見聞
(1) 大学で教員自身が当該ベンチャーから製品を購入		
(2) 教員自身を大学側の研究担当者として当該ベンチャーと共同研究を実施		
(3) 大学で教員自身が当該ベンチャーに業務を委託		
(4) 当該ベンチャーから教員の研究室に研究員の派遣を求める		
(5) その他（具体的に記入してください）		

2 大学の名称使用の事例

大学と共同研究（受託研究）をした企業からの申出について	経験	見聞
(1) 大学と共同開発した健康食品や健康器具（雑貨）の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた		
(2) 大学と共同開発した上記(1)以外の製品の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた		
(3) 大学が効果検証した健康食品や健康器具（雑貨）の宣伝に大学名称使用や教員コメントを求められた		
(4) 大学が効果検証した上記(3)以外の製品の宣伝に大学名称使用や教員		

コメントを求められた		
(5) 大学と共同研究実施中に大学名称を使用した宣伝をしたいとの申出が企業からあった		
(6) 共同研究の成果である製品に「〇〇大学△△教授監修」を使用したいとの申出が企業からあった		
(7) その他（具体的に記入してください）		

3 企業の宣伝への協力の事例

企業の製品の宣伝に教員又は事務担当者が協力することについて	経験	見聞
(1) 企業から製品宣伝用の動画に関連する教員の研究成果を取り上げ、当該教員にその監修と出演の依頼があった		
(2) 企業から製品宣伝用のために関連する分野の教員のコメント、顔写真の提供等の依頼があった		
(3) イベント企画・制作会社から事務担当者にクライアントの商品を推奨してくれる教員の推薦、コメント及び顔写真の提供等の依頼があった		
(4) 複数の同分野の企業が学内で商品宣伝のための情報交流会を開催したい旨の提案があった		
(5) その他（具体的に記入してください）		

4 企業からの寄附金、設備等の提供の事例

企業から提供される寄附金、設備等について	経験	見聞
(1) 数年間企業からの寄附金を受けて同社の製品の効果を研究してきたところ、同社からその製品の推薦文の依頼があった		
(2) 企業から大学の研究室に研究用機器の提供を受けていたところ、同社から利用実績として宣伝用チラシに大学名、研究室名、教員コメント等の掲載の依頼があった		
(3) 企業からの寄附金により研究を実施していたところ、同社から研究担当教員との覚書に基づきその研究成果の移転の依頼があった		
(4) 長年にわたり企業からの寄附金を受けていたところ、同社から講演と同社の出版物への寄稿の依頼があった		
(5) その他（具体的に記入してください）		

--	--	--

5 人を対象とする研究の事例

人を対象とする研究や臨床研究法の適用を受ける臨床研究について	経験	見聞
(1) 臨床研究法の適用を受ける研究について特定臨床研究に該当するかどうかよくわからない		
(2) 臨床研究法の適用を受ける研究の利益相反管理について研究者の所属機関の役割がよくわからない		
(3) 臨床研究法の適用を受ける研究の利益相反について厚労省の利益相反管理ガイダンスの基準に該当するかどうかよくわからない		
(4) 特定臨床研究以外の人を対象とする研究について研究計画の見直しをするべきかどうかの基準値（例えば寄附金や兼業報酬の金額など）をいくらとすればいいのかよくわからない		
(5) その他（具体的に記入してください）		

6 兼業の事例

教員が利害関係のある企業に兼業をすることについて	経験	見聞
(1) 共同研究実施中の企業から技術コンサルタント等の就任の依頼があった		
(2) 高額な装置購入先企業から技術コンサルタント等の就任の依頼があった		
(3) 医薬品購入先の製薬会社から講演や原稿執筆の依頼があった		
(4) 寄附金提供企業から技術コンサルタント等の就任の依頼があった		
(5) その他（具体的に記入してください）		

7 知的財産の事例

大学と企業が共同研究を行った結果生まれた知的財産について	経験	見聞
(1) 教員の共同研究成果の論文発表に企業から延期の要請があった		
(2) 学生が関与した共同研究成果の論文発表に企業から延期の要請があった		
(3) 企業が技術移転契約なしに共同研究の成果である製品の宣伝に大学の名称を使用しようとした		

(4) 大学との共同研究成果であるのにも関わらず企業がそれを単独で特許出願しようとした		
(5) その他（具体的に記入してください）		

8 著作物とソフトウェアの事例

教員の著作物の出版・購入、ソフトウェアの活用について	経験	見聞
(1) 国の補助金（科研費）による成果の一環・派生物として出版社から著書を出版		
(2) 国の補助金（科研費）による成果物である著作物を科研費により購入		
(3) 運営費交付金により自著を購入		
(4) 寄附金により自著を購入		
(5) 教員が個人的に開発している販売目的のプログラムについてその開発のために授業で使用		
(6) 大学の研究室が蓄積したプログラム知財を特定の企業が包括的に参照できるような契約を締結		
(7) その他（具体的に記入してください）		

9 企業による大学施設使用の事例

企業が自社単独又は大学と共同で大学施設を使用することについて	経験	見聞
(1) 企業と大学 A 専攻が社会人向け講座を、受講料を取って大学施設で共同研究として開催したいとの申出が当該企業からあった		
(2) セミナー開催企業が社会人向け講座を、受講料を取って大学施設で学術指導契約として開催したいとの申出が当該企業からあった		
(3) 製薬会社が大学と共催でその資金援助により学内講演会を開催し、そこで自らが製造・販売している医薬品を宣伝したいとの申出が当該企業からあった		
(4) 大学発ベンチャーが大学施設を研究開発又は事務所に使用したいとの申出が当該企業からあった		
(5) 大学発ベンチャーが大学施設を研修会（研究成果の普及）に使用したいとの申出が当該企業からあった		
(6) 教員の関係企業（兼業先・親族経営等）が事務局となって、大学の施		

設で会費を取って一般人相手の有料の教育／指導を実施したいとの申出が当該企業からあった		
(7) 無償の共同研究契約締結企業（研究員の派遣なし）から、（学内教職員と同じ）低料金で共同利用機器を使用したいとの申出があった		
(8) その他（具体的に記入してください）		

10 企業による大学ウェブサイト使用、ネーミングライツの事例

企業の宣伝に大学ウェブサイト使用、またネーミングライツについて	経験	見聞
(1) 学内部局のウェブサイトで企業からバナー広告を掲載したいとの申出があった		
(2) 大学の研究ポータルサイトに学内向けの翻訳会社割引サービスのリンク付けをしたいとの申出が当該サイト運営部署からあった		
(3) 施設建設を請け負った企業とネーミングライツ契約を締結したいとの申出が当該施設の担当部署からあった		
(4) 大学と提携関係にある企業とネーミングライツ契約を締結したいとの申出が担当部署からあった		
(5) その他（具体的に記入してください）		

11 クラウドファンディングの事例

クラウドファンディングを教員が実施又は協力することについて	経験	見聞
(1) 教員が研究費の調達のためにクラウドファンディングを実施し、それを授業やゼミで紹介したために受講生やゼミ学生から寄附の申込があった		
(2) クラウドファンディングで寄附を集めるためにその運営会社が記者会見をセットし、そこで教員がコメントを発表するという計画が当該会社から提案された		
(3) 企業が大学との共同研究契約に必要な資金調達をクラウドファンディングにより行い、リターンにその担当研究者である教員が協力するという計画が当該企業から提案された		
(4) その他（具体的に記入してください）		

12 クロスアポイントメント制度等の事例

クロスアポイントメント制度による職員の雇用や外部資金職員について	経験	見聞
(1) クロスアポイントメント制度を利用する教員の大学における勤務時間が減少し、教育・研究活動等に支障が出た		
(2) 企業とのクロスアポイントメント制度により教員を雇用、同社の出資により当該教員を代表者とする法人を設立する予定		
(3) 外部資金職員が資金提供企業とは別の企業の外部取締役就任する予定		
(4) その他（具体的に記入してください）		

13 利益相反アドバイザーに必要な知識・技術と態度の事例

利益相反アドバイザーへの相談について	経験	見聞
(1) 利益相反アドバイザーに相談したいがアドバイザーは設置されていない		
(2) 利益相反アドバイザーはいるが学外の弁護士等の有識者である		
(3) 利益相反アドバイザーに相談してもすぐには回答をもらえなかった		
(4) 利益相反アドバイザーに相談してもそれは担当ではないので違う部署に相談するようにいわれた		
(5) 利益相反アドバイザーに相談しても親切に対応してもらえなかった		
(6) 利益相反アドバイザーに相談して回答をもらったが結論だけでなぜそうなるのかについて説明してもらえなかった		
(7) 利益相反アドバイザーに相談して回答をもらったが原則的な考え方だけで具体的な解決法を示してもらえなかった		
(8) 利益相反アドバイザーに相談して回答をもらったが学内の規則等を理解しておらずその回答に納得がいかなかった		
(9) その他（具体的に記入してください）		

	舶海洋工学等	応用科学等	
8. 社会学等	25. 社会システム工学、安全工学、防災工学等	42. 社会経済農学、農業工学等	59. 社会医学、看護学等
9. 教育学等	26. 材料工学等	43. 獣医学、畜産学等	60. スポーツ科学、体育、健康科学等
10. 心理学等	27. 化学工学等	44. 分子レベルから細胞レベルの生物学等	61. 情報科学、情報工学等
11. 代数学、幾何学等	28. ナノマイクロ科学等	45. 細胞レベルから個体レベルの生物学等	62. 人間情報学等
12. 解析学、応用数学等	29. 応用物理物性等	46. 個体レベルから集団レベルの生物学と人類学等	63. 応用情報学等
13. 物性物理学等	30. 応用物理工学等	47. 神経科学等	64. 環境解析評価等
14. プラズマ学等	31. 原子力工学、地球資源工学、エネルギー学等	48. 薬学等	65. 環境保全対策等
15. 素粒子、原子核、宇宙物理学等	32. 人間医工学等	49. 生体の構造と機能等	
16. 天文学等	33. 物理化学、機能物性化学等	50. 病理病態学、感染・免疫学等	
17. 地球惑星科学等	34. 有機化学等	51. 腫瘍学等	

◎調査にご協力いただきましてありがとうございました。

※以下の欄に記入いただいた方のご氏名等の記入をお願いいたします。なお、個人名につきましては、外部に一切公表いたしません。

貴大学名	所属部局等・職名
ご氏名	E-mail

☆ 本調査研究報告書の送付を・・・ 希望する ・ 希望しない
(ご希望の場合は上記の欄にご氏名等をご記入ください)

ご協力に感謝申し上げます。

2021年11月

新谷 由紀子

菊本 虔

(筑波大学)

〒305-8577 つくば市天王台 1-1-1

